

富山県行政組織規則を次のように定め、公布する。

富山県行政組織規則

富山県行政組織規則(昭和35年富山県規則第21号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 本庁

第1節 局、部、室、分課等(第5条—第8条)

第2節 事務分掌

第1款 知事政策局(第9条—第12条)

第1款の2 危機管理局(第12条の2・第12条の3)

第1款の3 地方創生局(第12条の4・第12条の5)

第1款の4 交通政策局(第12条の6—第12条の8)

第1款の5 経営管理部(第13条—第22条)

第2款 生活環境文化部(第23条—第31条)

第3款 厚生部(第32条—第42条)

第4款 商工労働部(第43条—第50条)

第5款 農林水産部(第51条—第61条)

第6款 土木部(第62条—第74条)

第7款 出納局(第75条—第77条)

第7款の2 その他の事務(第77条の2)

第8款 連絡課等(第78条)

第3章 附属機関(第79条)

第4章 出先機関

第1節 設置(第80条)

第2節 所掌事務等

第1款 県民共生センター(第81条・第82条)

第2款 広域消防防災センター(第83条・第84条)

第3款 空港管理事務所(第85条—第88条)

第4款 職員研修所(第89条・第90条)

第5款 公文書館(第91条—第94条)

第6款 首都圏本部(第95条—第102条)

第7款 県税事務所(第103条—第107条)

第8款 消費生活センター(第108条—第109条の2)

第9款 削除

第9款の2 県民会館(第111条の2・第111条の3)

第9款の3 教育文化会館(第111条の4・第111条の5)

第9款の4 高岡文化ホール(第111条の6・第111条の7)

第9款の5 新川文化ホール(第111条の8・第111条の9)

第9款の6 県民小劇場(第111条の10・第111条の11)

第9款の7 利賀芸術公園(第111条の12・第111条の13)

第9款の8 富山県美術館(第111条の14—第111条の17)

第9款の9 水墨美術館(第111条の18—第111条の21)

第9款の10 立山博物館(第111条の22—第111条の25)

第10款 高志の国文学館(第112条—第114条の2)

第11款 総合体育センター(第115条・第116条)

第11款の2 県営体育施設(第116条の2・第116条の3)

第12款 環境科学センター(第117条—第120条)

第13款 立山センター(第121条・第122条)

第14款 厚生センター(第123条—第126条)

第14款の2 総合福祉会館(第126条の2・第126条の3)

第15款 削除

第16款 児童相談所(第131条—第134条)

第17款 児童自立支援施設(富山学園)(第135条—第138条)

第18款 乳児院(第139条・第140条)

- 第19款 婦人相談所(女性相談センター)(第141条・第142条)
- 第20款 削除
- 第21款 児童厚生施設(こどもみらい館)(第146条・第147条)
- 第22款 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所(障害者相談センター)(第148条・第149条)
- 第23款 削除
- 第24款 福祉型障害児入所施設(黒部学園及び砺波学園)(第152条—第155条)
- 第25款 リハビリテーション病院・こども支援センター(第156条・第157条)
- 第26款 削除
- 第27款 削除
- 第28款 削除
- 第29款 削除
- 第30款 衛生研究所(第172条—第175条)
- 第31款 削除
- 第32款 病院(中央病院)(第180条—第183条)
- 第33款 精神保健福祉センター(心の健康センター)(第184条・第185条)
- 第34款 イタイタイ病資料館(第186条—第187条の3)
- 第35款 食肉検査所(第188条—第191条)
- 第36款 薬事総合研究開発センター
 - 第1目 所掌事務等(第192条・第192条の2)
 - 第2目 総務課(第193条)
 - 第3目 研究協力課(第193条の2)
 - 第4目 創薬研究開発センター(第194条)
 - 第5目 製剤開発支援センター(第195条・第195条の2)
 - 第6目 薬用植物指導センター(第196条)
- 第37款 削除
- 第38款 大阪事務所及び名古屋事務所(第199条・第200条)
- 第39款 産業技術研究開発センター
 - 第1目 所掌事務等(第201条・第202条)
 - 第2目 企画管理部(第203条・第204条)
 - 第3目 ものづくり研究開発センター(第205条・第206条)
 - 第4目 生活工学研究所(第207条・第208条)
 - 第5目 機械電子研究所(第209条・第210条)
- 第39款の2 総合デザインセンター(第210条の2・第210条の3)
- 第40款 計量検定所(第211条—第214条)
- 第41款 削除
- 第42款 削除
- 第43款 職業能力開発校(技術専門学院)(第219条—第222条)
- 第44款 削除
- 第45款 削除
- 第46款 農林振興センター(第227条—第230条)
- 第47款 農林水産総合技術センター
 - 第1目 所掌事務等(第231条・第232条)
 - 第2目 企画管理部(第233条・第234条)
 - 第3目 農業研究所(第234条の2—第234条の5)
 - 第4目 園芸研究所(第234条の6—第234条の9)
 - 第5目 畜産研究所(第234条の10—第234条の13)
 - 第6目 食品研究所(第234条の14・第234条の15)
 - 第7目 森林研究所(第234条の16・第234条の17)
 - 第8目 木材研究所(第234条の18・第234条の19)
 - 第9目 水産研究所(第234条の20・第234条の21)
 - 第10目 スマート農業普及センター及び林業普及センター(第234条の22—第234条の24)
- 第48款 削除
- 第48款の2 花総合センター(第236条の2・第236条の3)
- 第49款 削除
- 第50款 削除
- 第51款 削除
- 第52款 削除
- 第53款 削除

- 第54款 削除
- 第55款 家畜保健衛生所(第263条—第266条)
- 第56款 削除
- 第57款 小矢部川ダム管理事務所(第271条・第272条)
- 第57款の2 中央植物園(第272条の2・第272条の3)
- 第58款 削除
- 第59款 削除
- 第60款 削除
- 第61款 削除
- 第62款 栽培漁業センター(第291条・第292条)
- 第63款 土木センター(第293条—第296条)
- 第64款 ダム管理事務所(第297条・第298条)
- 第65款 削除
- 第65款の2 立山カルデラ砂防博物館(第302条の2・第302条の3)
- 第66款 富山新港管理局(第303条—第306条)
- 第67款 削除
- 第68款 港事務所(第309条—第312条)
- 第69款 削除
- 第70款 削除
- 第71款 削除
- 第72款 出納室(第323条・第324条)

第5章 職制(第325条—第330条)

第6章 雑則(第331条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、知事部局の組織を系統的に定めるとともに、その所掌事務を明確にし、もって行政事務の適正かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。

(行政機能の発揮)

第2条 各機関は、知事の統轄の下に、機関相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能を発揮するようにしなければならない。

(機関の分類)

第3条 知事部局の組織を構成する機関を分類して、本庁、附属機関及び出先機関とし、各機関の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 本庁 [富山県部局設置条例\(昭和35年富山県条例第35号\)](#)により設けられた局及び部、会計管理者の補助組織としての出納局並びにこれらに置かれた分課を総称していう。

(2) 附属機関 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより知事に附属して設けられた調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。

(3) 出先機関 知事の権限に属する事務を分掌するため本庁及び附属機関のほかに設けられた機関並びに会計管理者の権限に属する事務を分掌するため本庁のほかに設けられた機関をいい、これを分けて出納員を置く機関を第一種出先機関、出納員を置かない機関を第二種出先機関という。

(平7規則23・平9規則10・平13規則11・平17規則21・平19規則30・平21規則24・一部改正)

(規定の範囲)

第4条 機関の設置、内部組織及び所掌事務は、法令又は条例に定めるもののほか、すべてこの規則により定めるものとする。

2 法令又は条例による機関の設置、内部組織及び所掌事務についても、法令又は条例で定める範囲内において、この規則に掲記するものとする。

3 特定事務を処理するため、臨時に設置する機関については、別に定める。

第2章 本庁

第1節 局、部、室、分課等

(平17規則21・平21規則24・改称)

(局及び部)

第5条 [富山県部局設置条例](#)により設けられた局及び部は、次のとおりである。

知事政策局
危機管理局
地方創生局
交通政策局
経営管理部

生活環境文化部
 厚生部
 商工労働部
 農林水産部
 土木部

(平13規則11・平17規則21・平18規則72・平21規則24・平29規則24・平31規則21・令3規則26・令4規則22・一部改正)

(分課等)

第6条 [次の表](#)の左欄に掲げるそれぞれの局及び部に、[同表](#)の中欄に掲げる課を置き、それぞれの課に[同表](#)の右欄に掲げる係及び班を置く。

局及び部	課	係及び班
知事政策局	広報課	企画・報道係 県民の声係 広報・イメージアップ係
危機管理局	防災・危機管理課 消防課	危機管理係 地域防災班 消防係 予防係 ガス火薬保安係
交通政策局	交通戦略企画課 広域交通・新幹線政策課 航空政策課	地域交通係 交通計画係 新幹線政策係 広域交通対策・LRT化検討班 航空政策係 航空路線利用促進班 空港施設班
経営管理部	人事課 秘書課 総務課 統計調査課 学術振興課 財政課 管財課 税務課	人事係 給与係 厚生係 秘書第一係 秘書第二係 賞勲係 法規係 文書管理係 情報公開係 政策法務班 統計情報係 経済動態係 人口労働係 商工係 生計農林係 高等教育振興係 私学振興係 予算第一係 予算第二係 調査係 資金係 管理係 庁舎通信係 県有施設総合管理推進班 企画係 管理係 課税係
生活環境文化部	県民生活課 文化振興課 スポーツ振興課 国際課 環境政策課 自然保護課 環境保全課	県民協働係 暮らし安全班 水雪土地対策班 振興係 芸術文化係 スポーツ活性化係 生涯スポーツ係 競技スポーツ係 富山マラソン推進班 武道館等整備班 多文化共生係 国際交流係 企画係 地球環境係 廃棄物対策班 自然環境係 野生生物係 自然公園係 指導係 大気保全係 水質保全係
厚生部	厚生企画課 高齢福祉課 障害福祉課 医務課 生活衛生課 くすり政策課	管理係 地域共生福祉係 恩給援護・保護係 医療保険班 生きがい対策係 施設・居宅サービス係 介護保険係 地域包括ケア推進班 管理係 自立支援係 地域生活支援係 保健看護係 医療政策班 医師・看護職員確保対策班 生活衛生係 水道係 食品乳肉係 企画・薬事係 指導係 振興開発班 くすりコンソーシアム推進班
商工労働部	商工企画課 地域産業支援課 立地通商課 労働政策課	管理係 企画係 新産業創出班 デザイン・クリエイティブ産業振興班 企画振興係 商業活性化係 金融係 地域産業活性化班 企業誘致係 物流通商班 労政係 人材育成係 雇用推進班
農林水産部	農林水産企画課 市場戦略推進課 農産食品課 農業経営課 農業技術課 農村整備課 農村振興課	管理係 経理係 企画班 輸出促進係 消費・販路拡大係 食品産業・流通係 農産食糧係 園芸振興係 食品安全係 経営体支援係 金融助成係 農地利用係 団体指導検査班 企画調整係 エコ農業推進係 研究普及・スマート農業振興班 畜産振興班 土地改良企画係 計画係 水利防災係 農地整備係 技術管理係 都市農村交流係 農村活性化係 中山間農業振興班

	森林政策課	みどり企画係 木材利用推進係 有峰森林文化村係 森林整備班 森づくり推進班
	水産漁港課	経営係 漁港係 水産班
土木部	管理課	管理係 経理係 入札・契約係 用地指導係
	建設技術企画課	企画調整係 建設業係 技術指導係
	道路課	業務係 計画係 改良舗装係 橋りょう係 維持係 雪対策係
	河川課	業務係 計画係 改良係 防災係 開発班
	砂防課	砂防係 地すべり係
	港湾課	業務係 管理係 計画係 建設係
	都市計画課	業務係 計画係 街路係 区画整理・公園係 下水道班 新幹線・駅周辺整備班
	建築住宅課	管理係 建築指導係 住宅係 景観係 住みよいまちづくり班
	営繕課	営繕係 設備係

2 前項に規定するもののほか、知事政策局に成長戦略室、デジタル化推進室及び働き方改革・女性活躍推進室を、地方創生局にワンチームとやま推進室及び観光振興室を、経営管理部に行政経営室を、厚生部にこども家庭室及び健康対策室をそれぞれ置く。

3 次の表の左欄に掲げる室に、同表の右欄に掲げる班を置く。

室	班
観光振興室	立山黒部観光戦略班
行政経営室	行政改革班
こども家庭室	児童相談所等機能強化推進班
健康対策室	がん対策推進班 新型コロナウイルス対策班 感染症対策推進班

4 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる分室を置く。

課	分室
消防課	防災航空センター
国際課	旅券センター
生活衛生課	動物管理センター
農業技術課	広域普及指導センター

5 防災航空センターに、消防防災航空隊を置く。

6 旅券センターに、高岡支所を置く。

(平7規則23・平8規則23・平9規則10・平10規則27・平11規則8・平11規則52・平11規則68・平11規則71・平12規則24・平13規則11・平13規則42・平14規則18・平14規則50・平15規則11・平16規則41・平17規則21・平18規則72・平19規則30・平20規則38・平21規則24・平22規則14・平23規則10・平23規則27・平24規則30・平25規則9・平25規則50・平26規則30・平27規則20・平27規則53・平28規則27・平29規則24・平29規則43・平30規則28・平31規則21・令2規則26・令2規則50・令3規則26・令4規則22・一部改正)

(出納局及びその分課)

第7条 会計管理者の権限に属する事務その他の事務を処理させるため、出納局を置く。

2 出納局に次の表の左欄に掲げる室及び課を置き、それぞれの室及び課に同表の右欄に掲げる係及び班を置く。

室及び課	係及び班
検査室	会計検査班 工事検査班
出納課	総務支払係 審査係 資金決算係 システム管理係
総務会計課	総務係 審査認定係 用度管理係

(平9規則10・平19規則30・平26規則30・平28規則27・一部改正)

(プロジェクトチーム)

第7条の2 前2条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、プロジェクトチームを置くことができる。

(令4規則22・追加)

(連絡課)

第8条 次の表の右欄に掲げる課は、それぞれの左欄に掲げる部局の連絡課とする。

部局名	連絡課名
危機管理局	防災・危機管理課

交通政策局	交通戦略企画課
経営管理部	人事課
生活環境文化部	県民生活課
厚生部	厚生企画課
商工労働部	商工企画課
農林水産部	農林水産企画課
土木部	管理課
出納局	出納課

(平7規則23・平9規則10・平11規則8・平13規則11・平14規則18・平17規則21・平18規則72・平19規則30・平22規則14・平29規則24・平31規則21・令3規則26・令4規則22・一部改正)

第2節 事務分掌

第1款 知事政策局

(平21規則24・全改、平29規則24・令3規則26・改称)

(成長戦略室)

第9条 成長戦略室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 重要政策の企画立案に関すること。
- (2) 県の政策の総合調整に関すること。
- (3) 総合計画に関すること。
- (4) 成長戦略に関すること。
- (5) 人材の育成及び活用に係る施策の総合的企画及び調整に関すること。
- (6) 持続可能な開発目標(SDGs)に関すること。
- (7) ウェルビーイングの推進に関すること。
- (8) 民間活力の導入、規制緩和及び特区制度の推進に関すること。
- (9) 創業の促進及びベンチャービジネスの支援に関すること。
- (10) カーボンニュートラルの推進に関すること。
- (11) その他特に知事から命ぜられた事項に関すること。

(平21規則24・全改、平22規則14・平26規則30・平27規則20・平29規則24・平30規則28・平31規則21・令2規則26・令3規則26・令4規則22・令4規則27・一部改正)

(デジタル化推進室)

第10条 デジタル化推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) デジタル化施策の総合的な企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 地域情報化の促進に関すること。
- (3) 人事給与システムの維持管理に関すること。
- (4) 電子県庁の推進に関すること。
- (5) 行政情報ネットワークに関すること。
- (6) 情報システムの全体最適化に関すること。
- (7) 情報システムの調達の審査に関すること。
- (8) 情報セキュリティ対策に関すること。
- (9) 社会保障・税番号制度に関すること(他の所掌に係るものを除く。)

(令3規則26・全改、令4規則22・旧第11条繰上)

(働き方改革・女性活躍推進室)

第11条 働き方改革・女性活躍推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 少子化対策に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進(女性の活躍の推進に関するものを含む。)に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 働き方改革に関すること。
- (4) 仕事と家庭の両立支援に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (5) 県民共生センターに関すること。

(平29規則24・追加、令3規則26・旧第12条の2の2繰上・一部改正、令4規則22・旧第12条繰上)

(広報課)

第12条 広報課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県政の広聴に関すること。
- (2) 陳情、相談、要望等の聴取、連絡及び調整に関すること。
- (3) 来庁者の受付、案内及びサービスに関すること。
- (4) 県政の広報に関すること。
- (5) 各種報道機関との調整及び県政の情報の提供に関すること。

- (6) 県のホームページの運営に関すること。
- (7) 県のイメージアップ広報(他の所掌に係るものを除く。)に関すること。
(令3規則26・追加、令4規則22・旧第12条の2繰上)
第1款の2 危機管理局
(令3規則26・追加)

(防災・危機管理課)

第12条の2 防災・危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 水防活動に関すること。
- (2) 気象情報に関すること。
- (3) 防災に関する事務の総合連絡調整に関すること。
- (4) 災害対策本部に関すること。
- (5) 国民の保護のための措置に関すること。
- (6) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
- (7) 自衛隊の災害派遣及び国民保護等派遣に関すること。
- (8) 危機管理対策の連絡調整に関すること。
(令3規則26・追加、令4規則22・旧第12条の3繰上)

(消防課)

第12条の3 消防課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市町村の消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること。
- (2) 市町村消防事務の指導及び相互連絡に関すること。
- (3) 消防統計及び消防情報に関すること。
- (4) 火災予防その他の消防思想の普及宣伝に関すること。
- (5) 消防施設の強化拡充及び消防機械器具の性能試験に関すること。
- (6) 危険物の規制に関すること。
- (7) 消防防災ヘリコプターに関すること。
- (8) 高圧ガスの保安に関すること。
- (9) 火薬類、猟銃等の保安に関すること。
- (10) 電気工事の保安及び電気工事士に関すること。
- (11) 広域消防防災センターに関すること。

2 防災航空センターは、[前項第7号](#)に掲げる事務を分掌する。

3 消防防災航空隊は、防災航空センターの所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 消防防災ヘリコプターを用いて行う防災活動に関すること。
- (2) 消防組織法(昭和22年法律第226号)第30条第3項に規定する航空消防隊の事務に関すること。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、消防防災ヘリコプターを用いて行う活動に関すること。
(令3規則26・追加、令4規則22・旧第12条の4繰上)

第1款の3 地方創生局

(平21規則24・追加、平29規則24・平31規則21・改称、令3規則26・旧第1款の2繰下・改称)

(ワンチームとやま推進室)

第12条の4 ワンチームとやま推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の活性化に関すること。
- (2) 地方創生に関すること。
- (3) 市町村及び地域の振興に関すること。
- (4) 市町村その他公共団体の行財政一般に関すること。
- (5) 市町村合併の支援に関すること。
- (6) 選挙管理委員会に関すること。
- (7) 自衛官の募集に関すること。
- (8) 市町村の設立に係る土地開発公社に関すること。
- (9) 山村過疎地域等の振興に関すること。
- (10) 中山間地域の振興の総括に関すること。
- (11) 中山間地域等の人材の育成に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (12) 移住及び交流の促進に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
(令3規則26・追加、令4規則22・旧第12条の5繰上・一部改正)

(観光振興室)

第12条の5 観光振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) 観光資源の磨き上げに関すること。
- (3) 観光情報の発信及び賑わい創出に関すること。
- (4) 立山黒部の観光戦略に関すること。

- (5) コンベンションの誘致に関すること。
- (6) 旅行業に関すること。
- (7) 通訳案内業に関すること。
- (8) 富山湾の活用及び保全の推進に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (9) 世界文化遺産登録の推進に関すること。
- (10) 日本橋とやま館に関すること。
(平21規則24・追加、平22規則14・旧第12条の6繰上、平29規則24・旧第12条の5繰上・一部改正、平31規則21・一部改正、令3規則26・旧第12条の4繰下・一部改正、令4規則22・旧第12条の7繰上・一部改正)

第1款の4 交通政策局

(令4規則22・追加)

(交通戦略企画課)

第12条の6 交通戦略企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域交通施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 地域公共交通の維持活性化に関すること。
- (3) 自動車運転代行業の業務の適正化に関すること。

(令4規則22・追加)

(広域交通・新幹線政策課)

第12条の7 広域交通・新幹線政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 並行在来線対策に関すること。
- (2) 新幹線関連施策に関すること。

(令4規則22・追加)

(航空政策課)

第12条の8 航空政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 航空路の開設及び利用促進に関すること。
- (2) 空港の管理及び整備に関すること。
- (3) 空港周辺地域の整備及び地元住民との連絡調整に関すること。
- (4) 空港管理事務所に関すること。

(令4規則22・追加)

第1款の5 経営管理部

(平13規則11・改称、平17規則21・旧第1款繰下・改称、平21規則24・旧第1款の2繰下、令3規則26・旧第1款の3繰下、令4規則22・旧第1款の4繰下)

(人事課)

第13条 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の任免、分限、懲戒及び服務並びに職員の表彰に関すること。
- (2) 権限の配分及び事務決裁規程に関すること。
- (3) 行政組織規則及び職員の定数に関すること。
- (4) 行政管理に関すること。
- (5) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (6) 職員の恩給に関すること。
- (7) 公務災害補償及び地方公務員災害補償基金に関すること。
- (8) 職員の研修(研修所研修を除く。)に関すること。
- (9) 職員の福利厚生に関すること(総務会計課の所掌に係るものを除く。)
- (10) 地方職員共済組合に関すること(総務会計課の所掌に係るものを除く。)
- (11) 人事委員会との連絡に関すること。
- (12) 職員研修所に関すること。
- (13) 次長会議に関すること。
(平17規則21・旧第9条繰下、平19規則30・令3規則26・令4規則22・一部改正)

(秘書課)

第13条の2 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 知事及び副知事の秘書に関すること。
- (2) 皇室に関すること。
- (3) 儀式に関すること。
- (4) 褒賞及び栄典に関すること。
- (5) 庁議に関すること。
(令4規則22・追加、令4規則27・一部改正)

(総務課)

第14条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例、規則等の審査に関すること。

- (2) 条例、規則等の立案に関する指導及び助言に関すること。
- (3) 法令の解釈その他法制一般に関すること。
- (4) 訴訟及び行政上の不服申立てに関する事務の指導、助言及び調整に関すること。
- (5) 公益法人行政の総括及び連絡調整に関すること。
- (6) 公益信託に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (7) 宗教法人に関すること。
- (8) 行政書士に関すること。
- (9) 文書管理の企画、指導及び改善に関すること。
- (10) 文書の審査及び保存に関すること。
- (11) 文書及び物品の收受発送に関すること。
- (12) 公印に関すること。
- (13) 公告式及び県報の発行に関すること。
- (14) 情報公開及び個人情報保護に関する企画、連絡及び調整に関すること。
- (15) 行政資料の収集、保管及び提供に関すること。
- (16) 知事の資産等の公開に関すること。
- (17) 公文書館に関すること。

(令3規則26・全改、令4規則22・一部改正)

(行政経営室)

第14条の2 行政経営室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県の政策の評価に関すること。
- (2) 総合計画の進捗管理に関すること。
- (3) 議会に対する主要施策の報告に関すること。
- (4) 重要要望事項に関すること。
- (5) 知事会及び地方行政連絡会議に関すること。
- (6) 日本海沿岸地帯、中部圏及び北陸地方の開発振興に関すること。
- (7) 北方領土返還要求運動に関すること。
- (8) 首都圏本部に関すること。

(令4規則22・追加)

(統計調査課)

第15条 統計調査課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基幹統計調査その他の統計調査に関すること。
- (2) 県経済動向の調査及び分析に関すること。
- (3) 統計資料の収集及び発行に関すること。
- (4) 統計調査事務の調整に関すること。
- (5) 統計の普及改善に関すること。
- (6) 統計資料室に関すること。
- (7) 他の所掌に属しない統計調査に関すること。

(平13規則11・追加、平17規則21・旧第12条繰下、平21規則24・一部改正)

(学術振興課)

第16条 学術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育大綱及び総合教育会議に関すること。
- (2) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。
- (3) 高等教育機関の整備に関すること。
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、学術の振興について必要な事項に関すること。
- (5) 公立大学法人富山県立大学に関すること。

(令3規則26・全改)

(財政課)

第17条 財政課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県予算その他県財政に関すること。
- (2) 県分の地方交付税及び地方譲与税に関すること。
- (3) 当せん金付証券に関すること。
- (4) 県議会との連絡に関すること。
- (5) 教育委員会、公安委員会及び監査委員並びに企業局との連絡に関すること。

(平13規則11・旧第12条繰下、平17規則21・旧第16条繰下、平21規則24・平26規則30・一部改正)

(管財課)

第18条 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県庁舎及び県公舎の管理に関すること。
- (2) 本庁における防火査察並びに防火訓練及び防災訓練に関すること。

- (3) 県有財産災害共済に関すること。
- (4) 県有車両の総合管理及び調整に関すること。
- (5) 本庁における庁用自動車及び借上車の集中管理に関すること。
- (6) 防災行政無線の運用に関すること。
- (7) 県有財産の取得、管理及び処分(他の所掌に係るものを除く。)に関すること。
- (8) 県有施設の総合的な維持及び管理に関すること。
(平13規則11・旧第13条繰下、平15規則11・一部改正、平17規則21・旧第17条繰下、平22規則14・平29規則24・一部改正)

(税務課)

第19条 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税の賦課徴収及び犯則取締りに関すること(県税事務所の所掌に係るものを除く。)
- (2) 課税地の指定に関すること。
- (3) 大規模の償却資産の指定に関すること。
- (4) 県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに軽自動車税の環境性能割(以下「県税等」という。)に係る審査請求に対する裁決に関すること(県税事務所の所掌に係るものを除く。)
- (5) 県税の納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること。
- (6) 税理士に関すること。
- (7) 税務総合電子計算システムの管理運営に関すること。
- (8) 特別法人事業税及び地方法人特別税の国への払込み並びに軽自動車税の環境性能割の市町村への払込みに関すること。
- (9) 県税事務所に関すること。
(平13規則11・旧第14条繰下、平17規則21・旧第18条繰下、平20規則58・平28規則27・令元規則44・一部改正)

第20条 削除

(令3規則26)

第21条及び第22条 削除

(平18規則72)

第2款 生活環境文化部

(平13規則11・旧第3款繰上、平18規則72・改称)

(県民生活課)

第23条 県民生活課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動の振興に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人に関すること。
- (3) 安全なまちづくりに関すること。
- (4) 交通安全対策の企画及び調整に関すること。
- (5) 交通安全思想の普及啓発に関すること。
- (6) 交通事故被害者等の支援等に関すること。
- (7) 消費者行政の企画及び調整に関すること。
- (8) 消費者の保護及び啓発に関すること。
- (9) 省資源及び省エネルギー意識の高揚に関すること。
- (10) 消費生活協同組合に関すること。
- (11) 物価等生活安定対策に関すること。
- (12) 人権啓発に係る施策の総合的な企画及び連絡調整に関すること。
- (13) 水資源対策、雪対策及び土地利用の総合的な企画及び調整に関すること。
- (14) 水資源対策及び雪対策の調査研究に関すること。
- (15) 総合的な水の需給見通し及び水資源の開発利用に関すること。
- (16) 総合雪対策計画に関すること。
- (17) 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。
- (18) 土地利用の指導及び調整に関すること。
- (19) 土地取引の規制及び地価調査に関すること。
- (20) 遊休土地に関すること。
- (21) 国土調査事業に関すること。
- (22) 消費生活センターに関すること。
(平9規則10・平10規則58・平11規則8・平12規則24・一部改正、平13規則11・旧第25条繰上・一部改正、平14規則18・平15規則11・平18規則72・平20規則38・平22規則14・令3規則26・一部改正)

(文化振興課)

第24条 文化振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文化施策の企画、調整及び推進に関すること。

- (2) 芸術文化に関すること(学校教育に関する事務を除く。)
- (3) 芸術文化振興基金に関すること。
- (4) 芸術文化団体に関すること。
- (5) 著作権に関すること。
- (6) 博物館資料取得基金に関すること。
- (7) 県民会館、教育文化会館、高岡文化ホール、新川文化ホール、県民小劇場及び利賀芸術公園に関すること。
- (8) 富山県美術館、水墨美術館、立山博物館及び高志の国文学館に関すること。
(平18規則72・全改、平23規則27・平29規則5・一部改正)

(スポーツ振興課)

第25条 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ(レクリエーションを含む。)の普及振興に関すること。
- (2) 競技スポーツ水準の向上に関すること。
- (3) 富山マラソンに関すること。
- (4) 武道館等の整備に関すること。
- (5) 総合体育センター、高岡総合プール、富山武道館、高岡武道館、富山弓道場、福光射撃場、スキージャンプ場、漕艇場、上市カヌー競技場及び西部体育センターに関すること。
(令4規則22・全改)

(国際課)

第26条 国際課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国際交流及び国際協力の促進に関すること。
- (2) 国際施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) 外国の省、州等との友好提携の推進に関すること。
- (4) 多文化共生の推進に関すること。
- (5) 日本海学の推進に関すること。
- (6) 日本海ミュージアム構想に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (7) 旅券の発給その他外事に関すること。

2 旅券センターは、[前項第7号](#)に掲げる事務のうち旅券の発給に関する事務を分掌する。

3 高岡支所は、旅券センターの所掌事務のうち旅券発給申請の受理及び旅券の交付に関する事務を分掌する。
(令4規則22・全改)

第27条 削除

(令4規則22)

(環境政策課)

第28条 環境政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 環境影響評価に関すること。
- (3) 環境の保全に係る市町村との連絡調整に関すること。
- (4) 公害に係る紛争処理及び被害救済に関すること。
- (5) 公害防止事業の事業者負担に関すること。
- (6) 中小企業環境施設整備資金の融資に関すること。
- (7) 県民公園新港の森に関すること。
- (8) 地球環境の保全に関すること。
- (9) 国際環境協力の促進に関すること。
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (11) リサイクルの推進に関すること。
- (12) 環境美化の推進に関すること。
- (13) 浄化槽に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (14) 終末処理場の管理の指導に関すること。
- (15) 環境保全課の予算に関すること。
- (16) 環境科学センターに関すること。
(平8規則23・平12規則24・平14規則18・一部改正)

(自然保護課)

第29条 自然保護課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自然保護対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 自然環境の保護及び整備に関すること。
- (3) 自然環境の保全基金に関すること。
- (4) 野生生物の保護及び管理並びに狩猟に関すること。
- (5) 自然公園に関すること。

- (6) 県定公園に関すること。
- (7) 県民公園頼成の森、県民公園自然博物館及び県民公園野鳥の園並びに公園街道の管理に関すること。
- (8) 国民休養地、長距離自然歩道等の休養施設の計画及び整備に関すること。
- (9) 安全登山対策の推進に関すること。
- (10) 立山^{ろく}麓家族旅行村に関すること。
- (11) 立山センターに関すること。
(平9規則10・平12規則24・平18規則72・平19規則30・平27規則20・平31規則21・一部改正)

(環境保全課)

第30条 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境保全対策に関すること。
- (2) 環境基準及び規制基準に関すること。
- (3) 公害防止の技術指導に関すること。
- (4) 大気汚染の防止に関すること。
- (5) 水質汚濁の防止に関すること。
- (6) 騒音、振動、悪臭、土壌汚染(農用地に係るものを除く。)及び地下水障害の防止に関すること。
- (7) 工場等の事故による公害発生の防止に関すること。
- (8) 公害に係る苦情処理に関すること。
- (9) 特定工場における公害防止組織の整備に関すること。
- (10) 毒物及び劇物の業務上取扱者に関すること(農薬に係るものを除く。)
- (11) 環境放射能の調査に関すること。
- (12) 化学物質対策に関すること。
(平14規則18・令3規則26・一部改正)

第31条 削除

(平14規則18)

第3款 厚生部

(平13規則11・旧第4款繰上)

(厚生企画課)

第32条 厚生企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 厚生行政の企画及び調整に関すること。
- (2) 地域社会における健康及び福祉の総合的な施策に関すること。
- (3) 社会福祉法人に関すること(介護保険、老人福祉、児童福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉及び精神保健福祉に係るものを除く。)
- (4) 社会福祉事業に関すること。
- (5) 福祉人材の養成確保の企画に関すること。
- (6) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (7) 生活保護に関すること。
- (8) 民生委員に関すること。
- (9) 生活福祉資金に関すること。
- (10) 災害救助に関すること。
- (11) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (12) 引揚者、未帰還者及び残留邦人に関すること。
- (13) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- (14) 元軍人軍属の身分上の取扱い、恩給及び叙位叙勲に関すること。
- (15) 済生会及び日本赤十字社に関すること。
- (16) 国民健康保険に関すること。
- (17) 医療制度改革に関すること。
- (18) 医療費適正化計画に関すること。
- (19) 後期高齢者医療制度に関すること。
- (20) 厚生センター及び総合福祉会館に関すること。
(平7規則40・平8規則23・平10規則27・平11規則71・平12規則24・平12規則58・平14規則18・平14規則41・平19規則30・平20規則38・平22規則14・一部改正)

(高齢福祉課)

第33条 高齢福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢社会対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 介護保険に関すること。
- (3) 高齢者の生きがい対策に関すること。
- (4) 敬老祝金に関すること。

- (5) 社会福祉法人に関すること(介護保険及び老人福祉に係るものに限る。)
- (6) 在宅老人福祉に関すること。
- (7) ホームヘルパーに関すること。
- (8) 老人福祉施設の育成指導に関すること。
- (9) 認知症高齢者の総合支援対策に関すること。
- (10) 老人訪問看護に関すること。
- (11) 地域包括ケアの推進に関すること。
(平10規則27・平12規則24・平13規則11・平17規則21・平19規則30・平26規則30・平28規則27・平31規則21・一部改正)

(こども家庭室)

第34条 こども家庭室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉(障害児に係るものを除く。次号において同じ。)に関すること。
- (2) 社会福祉法人に関すること(児童福祉に係るものに限る。)
- (3) 児童の健全育成に関すること。
- (4) 児童委員及び主任児童委員に関すること。
- (5) 保育所、助産施設、母子生活支援施設及びへき地保育所の育成指導に関すること。
- (6) 認定こども園に関すること。
- (7) 保育士に関すること。
- (8) 母子保健に関すること。
- (9) 母体保護に関すること。
- (10) 青少年の健全育成及び非行防止に関すること。
- (11) 青少年団体の育成に関すること。
- (12) 母子福祉、寡婦福祉及び父子福祉に関すること。
- (13) 女性保護に関すること。
- (14) 児童相談所、富山学園、乳児院、女性相談センター及びこどもみらい館に関すること。
(平7規則23・平9規則10・平11規則8・平12規則24・平14規則18・平17規則21・平19規則30・平20規則38・平28規則27・平29規則24・令4規則22・一部改正)

(障害福祉課)

第35条 障害福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者福祉に関すること。
- (2) 知的障害者福祉に関すること。
- (3) 児童福祉(障害児に係るものに限る。次号において「障害児福祉」という。)に関すること。
- (4) 社会福祉法人に関すること(身体障害者福祉、知的障害者福祉及び障害児福祉に係るものに限る。)
- (5) 障害者支援施設、障害児入所施設及び児童発達支援センターの育成指導に関すること。
- (6) 障害者相談センター、黒部学園、砺波学園及びリハビリテーション病院・こども支援センターに関すること。
- (7) 総合リハビリテーションセンターの整備に関すること。
(平11規則8・平12規則24・平15規則11・平18規則100・平19規則30・平24規則30・平27規則53・平28規則49・一部改正)

第36条及び第37条 削除

(平12規則24)

(医務課)

第38条 医務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 衛生思想の普及に関すること。
- (2) 医療施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 救急医療及びへき地医療並びに地域保健に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (4) 病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所及び衛生検査所に関すること。
- (5) 医師及び歯科医師に関すること。
- (6) 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること。
- (7) 理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関すること。
- (8) 歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師及び臨床検査技師に関すること。
- (9) 死体の解剖及び保存並びに死因調査に関すること。
- (10) 人口動態調査その他保健統計に関すること。
- (11) 医師会、歯科医師会その他衛生団体に関すること。
- (12) 衛生研究所及び中央病院に関すること。
(平6規則61・平14規則18・平14規則41・平17規則73・平27規則20・令4規則22・一部改正)

(健康対策室)

第39条 健康対策室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 健康増進に関すること。
- (2) 感染症に関すること。
- (3) 生活習慣病に関すること。
- (4) 特定疾患に関すること。
- (5) 精神保健福祉に関すること。
- (6) 社会福祉法人に関すること(精神保健福祉に係るものに限る。)
- (7) 歯科保健に関すること。
- (8) 栄養の改善に関すること。
- (9) 栄養士に関すること。
- (10) 公害等に係る健康被害者の救済に関すること。
- (11) 国際健康プラザに関すること。
- (12) 心の健康センターに関すること。
- (13) イタイイタイ病資料館に関すること。
(平7規則40・平8規則43・平9規則10・平11規則8・平11規則52・平14規則18・平20規則38・平22規則14・平23規則10・平24規則30・令3規則26・令4規則22・一部改正)

第40条 削除

(平11規則52)

(生活衛生課)

第41条 生活衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 理容、美容、クリーニング、興行場、旅館及び公衆浴場に関すること。
- (2) 住宅宿泊事業に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (3) 生活衛生同業組合に関すること。
- (4) 墓地、火葬場等に関すること。
- (5) 地区衛生組織の育成に関すること。
- (6) 水道及び飲料水に関すること。
- (7) 建築物の環境衛生に関すること。
- (8) 温泉に関すること。
- (9) プールの環境衛生に関すること。
- (10) 食品衛生及び有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- (11) 製菓衛生師及び調理師に関すること。
- (12) と畜場その他と畜衛生及び化製場等に関すること。
- (13) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
- (14) 動物の愛護及び管理並びに狂犬病予防及び犬の危害防止に関すること。
- (15) 愛玩動物看護師養成所に関すること。
- (16) そ族、衛生害虫等の駆除に関すること。
- (17) 食肉検査所に関すること。

2 動物管理センターは、[前項第14号](#)の事務を分掌する。

(平14規則18・全改、平18規則72・平30規則28・令4規則22・一部改正)

(くすり政策課)

第42条 くすり政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 薬業の振興に関すること。
- (2) 配置薬業の近代化及び活性化に関すること。
- (3) 薬業振興資金等の金融に関すること。
- (4) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品及び指定薬物に関すること。
- (5) 医薬品等の研究開発の促進に関すること。
- (6) 薬局並びに医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の製造販売業、製造業及び販売業に関すること。
- (7) 医療機器の製造販売業、製造業、販売業、貸与業及び修理業に関すること。
- (8) 薬剤師に関すること。
- (9) 毒物及び劇物に関すること(業務上取扱者を除く。)
- (10) 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。
- (11) 薬物乱用防止に関すること。
- (12) 献血の推進及び採血業に関すること。
- (13) 薬剤師会、薬業連合会等薬業関係団体に関すること。
- (14) 薬事総合研究開発センターに関すること。

(平14規則18・全改、平16規則62・平17規則21・平19規則30・平20規則38・平26規則55・平30規則28・一部改正)

第4款 商工労働部

(平13規則11・旧第5款繰上)

(商工企画課)

第43条 商工企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 商工労働行政の企画及び調整に関すること。
- (2) ものづくり産業の振興に関すること(地域産業支援課の所掌に係るものを除く。)
- (3) 情報技術及びバイオテクノロジーに関する研究開発及び関連産業の振興に関すること。
- (4) 深層水の利用研究及び関連産業の振興に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (5) 科学技術振興対策の企画及び調整に関すること。
- (6) 富山県科学技術会議に関すること。
- (7) 試験研究機関長会議に関すること。
- (8) 工業技術の指導に関すること。
- (9) デザインに関すること。
- (10) 発明考案に関すること。
- (11) エネルギー関連産業の振興に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (12) 電気及びガスの需給並びに料金の調整に関すること。
- (13) 鉱業に関すること。
- (14) 大阪事務所、名古屋事務所、産業技術研究開発センター、総合デザインセンター及び計量検定所に関すること。

(平7規則23・平11規則52・平13規則11・平14規則18・平15規則11・平24規則30・平30規則28・令3規則26・一部改正)

(地域産業支援課)

第44条 地域産業支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業の連携の促進に関すること。
- (2) 中小企業団体中央会及び中小企業団体に関すること。
- (3) 商工会議所、商工会議所連合会、商工会及び商工会連合会に関すること。
- (4) 中小企業の経営管理に係る研修に関すること。
- (5) 商業及びサービス業の振興に関すること。
- (6) 地域商業の振興に関すること。
- (7) 大規模小売店舗に関すること。
- (8) 中小企業金融に関すること。
- (9) 信用保証協会に関すること。
- (10) 貸金業に関すること。
- (11) 中小企業の経営の革新に関すること。
- (12) 中小企業の経営の診断及び助言に関すること。
- (13) 地場産業振興事業に関すること。
- (14) 伝統的工芸品産業の振興に関すること。
- (15) 下請企業の振興に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関すること。

(令3規則26・全改)

第45条 削除

(令3規則26)

第46条 削除

(平20規則38)

(立地通商課)

第47条 立地通商課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 企業の立地及び投資の促進に関すること(サテライトオフィスの誘致を含む。)
- (2) 企業誘致推進本部に関すること。
- (3) 国際経済交流に関すること。
- (4) 工場立地の適正化に関すること。
- (5) 工業用水に関すること。
- (6) 採石に関すること。
- (7) 物流の推進に関すること(他の所掌に係るものを除く。)

(平14規則18・追加、平16規則62・平19規則30・平30規則28・令4規則22・一部改正)

(労働政策課)

第48条 労働政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 労働組合及び労使関係の調整に関すること。
- (2) 労働教育に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (3) 労働福祉に関すること。

- (4) 労働金庫に関すること。
- (5) 労働委員会との連絡に関すること。
- (6) 労働問題の相談に関すること。
- (7) 勤労者福祉施設に関すること。
- (8) 人材確保対策に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (9) 高齢者及び障害者の雇用対策に関すること。
- (10) 職業能力開発計画に関すること。
- (11) 事業主等の行う職業能力の開発及び向上の促進に対する援助に関すること。
- (12) 準則訓練に関すること。
- (13) 職業訓練の委託に関すること。
- (14) 事業主等の行う職業訓練の認定に関すること。
- (15) 職業訓練指導員に関すること。
- (16) 職業訓練法人に関すること。
- (17) 技能検定に関すること。
- (18) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構富山職業訓練支援センター、北陸職業能力開発大学校及び富山職業能力開発促進センターとの連絡調整に関すること。
- (19) 技術専門学院に関すること。
- (20) 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない労働行政に関すること。
(平9規則10・平10規則27・平12規則24・一部改正、平14規則18・旧第47条繰下、平16規則79・平29規則24・平30規則28・一部改正)

第49条 削除
(平30規則28)

第50条 削除
(平12規則24)
第5款 農林水産部
(平13規則11・旧第6款繰上)

(農林水産企画課)

第51条 農林水産企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農林水産行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 食育の推進に係る総合調整に関すること。
- (3) 農業経営基盤強化促進に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (4) 農業振興地域整備基本方針に関すること。
- (5) 農林水産関係の試験研究機関との連絡調整に関すること。
- (6) 農林水産部に属する予算の取りまとめに関すること。
- (7) 農林水産部の出先機関の公共事業等に係る予算執行の指導に関すること。
- (8) 農林水産部に係る工事の請負に関すること。
- (9) 農林水産部に係る工事により生じた県有普通財産に関すること。
- (10) 農林水産部に係る用地関係事務の連絡調整及び指導に関すること。
- (11) 農林振興センター及び農林水産総合技術センターの総括に関すること。
- (12) 富山県農林水産公社に関すること。
(令4規則22・全改)

(市場戦略推進課)

第52条 市場戦略推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農林水産物及び食品の市場戦略の推進に関すること。
- (2) 農林水産物及び食品の消費及び販路拡大に関すること。
- (3) 農林水産物及び食品の輸出促進に関すること。
- (4) 食のとやまブランドの推進に関すること。
- (5) 地産地消の推進に関すること。
(令4規則22・全改)

(農産食品課)

第53条 農産食品課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業生産の総合調整に関すること。
- (2) 農林水産物の流通に係る総合調整に関すること。
- (3) 農林水産物の卸売市場に関すること。
- (4) 穀類及び園芸農産物の生産及び流通に関すること。
- (5) 地域特産物の生産及び流通に関すること。
- (6) 種子、種苗及び工芸農産物の生産及び流通に関すること。
- (7) 産米改良に関すること。

- (8) 地力の増強及び保全に関すること。
- (9) 米政策改革推進対策及び生産総合対策に関すること。
- (10) 園芸農産物等の価格安定及び需給調整に関すること。
- (11) 農産園芸関係団体に関すること。
- (12) 食品産業の振興に関すること。
- (13) 食品安全確保対策の推進に関すること。
- (14) 農林水産物の規格及び表示の適正化に関すること。
- (15) 飼料の取締りに関すること。
- (16) 動物用医薬品等に関すること。
- (17) 農林水産総合技術センター食品研究所及び花総合センターに関すること。
(平14規則18・全改、平15規則11・平16規則41・平18規則72・平19規則30・平20規則38・平23規則10・平26規則55・平29規則24・一部改正)

(農業経営課)

第54条 農業経営課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業経営体の支援に関すること。
- (2) 地域営農対策に関すること。
- (3) 農地の集積及び集約化対策に関すること。
- (4) 新規就農者の育成に関すること。
- (5) 農業生産施設に係る経営体育成事業に関すること。
- (6) 農業金融に関すること。
- (7) 農業振興地域の整備に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (8) 農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構に関すること。
- (9) 国有農地及び開拓財産の管理に関すること。
- (10) 農地利用調整に関すること。
- (11) 農業共済に関すること。
- (12) 農業協同組合その他農業団体(他の所掌に係るものを除く。)に関すること。
- (13) 農業協同組合、森林組合及び水産業協同組合の検査に関すること。
- (14) 農産物検査に関すること。
(平14規則18・全改、平18規則72・平22規則14・平23規則10・平24規則30・平25規則9・平26規則30・平28規則27・一部改正)

(農業技術課)

第55条 農業技術課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業改良普及事業に関すること。
- (2) 農業専門技術調査研究及び技術指導に関すること。
- (3) 農業関係の試験研究に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 土壌汚染地域の対策に関すること。
- (5) スマート農業に関すること。
- (6) 環境にやさしい農業に関すること。
- (7) 適正農業管理の推進に関すること。
- (8) 肥料、農薬その他の生産資材に関すること。
- (9) 植物防疫及び作物保護に関すること。
- (10) 肥料及び農薬の取締りに関すること。
- (11) 農業機械に関すること。
- (12) 農業気象に関すること。
- (13) 畜産の振興及び普及指導に関すること。
- (14) 家畜、家きん及び蜜蜂の改良及び増殖に関すること。
- (15) 飼料の生産振興及び流通に関すること。
- (16) 牧野に関すること。
- (17) 獣医師及び人工授精師に関すること。
- (18) 家畜伝染病その他家畜衛生に関すること。
- (19) 家畜商に関すること。
- (20) 家畜、家きん及び畜産物の価格安定、需給調整及び流通に関すること。
- (21) 家畜関係団体に関すること。
- (22) 農林振興センター(農業改良普及事業に係るものに限る。)、農林水産総合技術センター農業研究所、園芸研究所及び畜産研究所並びに家畜保健衛生所に関すること。
(平14規則18・全改、平15規則11・平17規則21・平18規則72・平20規則38・平21規則24・平23規則10・平25規則9・令3規則26・一部改正)

第56条 削除

(平14規則18)

(農村整備課)

第57条 農村整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業生産基盤整備に関すること。
- (2) 土地改良事業の調査及び計画に関すること。
- (3) 換地事務に関すること。
- (4) 土地改良区に関すること。
- (5) 土地改良事業の金融に関すること。
- (6) 農地等の保全管理に関すること。
- (7) 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。
- (8) 農業用道路整備に関すること。
- (9) 農村総合整備に関すること。
- (10) 農林水産部に係る工事の設計積算基準及び技術指導に関すること。
- (11) 農林水産部に属する技術職員の研修に関すること。
- (12) 土地改良財産に関すること。
- (13) 農業水利に関すること。
- (14) 小矢部川ダム管理事務所に関すること。

(平13規則11・平14規則18・平22規則14・平27規則20・一部改正)

(農村振興課)

第58条 農村振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農村の振興に関すること。
- (2) 農村環境の保全に関すること。
- (3) 荒廃農地対策に関すること。
- (4) 鳥獣被害防止対策に関すること。
- (5) 中山間農業の振興に関すること。
- (6) 都市農村交流の振興に関すること。
- (7) 日本型直接支払に関すること。

(平11規則8・平13規則11・平14規則18・平19規則30・平20規則38・平22規則14・平23規則10・平27規則20・平30規則28・令4規則22・一部改正)

(森林政策課)

第59条 森林政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 森林計画に関すること。
- (2) 森林経営管理に関すること。
- (3) スマート林業に関すること。
- (4) 県民参加の森づくりの推進に関すること。
- (5) 環境緑化及び森林の保護に関すること。
- (6) 花と緑の推進に係る総合調整に関すること。
- (7) 花と緑の元気とやま創造プランの推進に関すること。
- (8) 森林組合その他林業関係団体に関すること(検査を除く。)
- (9) 林業及び木材産業の構造改革に関すること。
- (10) 林業金融に関すること。
- (11) 木材及び木材関連産業の振興に関すること。
- (12) 林産物の生産、利用及び需給に関すること。
- (13) 有峰県有森林に関すること。
- (14) 有峰森林文化村に関すること。
- (15) 造林事業に関すること。
- (16) 県有林及び県行造林の経営に関すること。
- (17) 保安林に関すること。
- (18) 林地開発許可に関すること。
- (19) 治山事業に関すること。
- (20) 林野保全に係る地すべり防止に関すること。
- (21) 林道事業に関すること。
- (22) 林業技術の普及及び指導に関すること。
- (23) 21世紀の森及び有峰森林文化公園に関すること。
- (24) 農林水産総合技術センター森林研究所及び木材研究所並びに中央植物園に関すること。
- (25) 花と緑の銀行に関すること。

(平14規則50・全改、平15規則11・平18規則72・平20規則38・平27規則20・平30規則28・平31規則21・令4規則22・一部改正)

第60条 削除

(平14規則50)

(水産漁港課)

第61条 水産漁港課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 漁業振興に関すること。
- (2) 漁業調整及び漁業取締りに関すること。
- (3) 遊漁船業に関すること。
- (4) 水産業協同組合その他の水産団体に関すること(検査を除く。)
- (5) 水産金融に関すること。
- (6) 水産物の流通加工に関すること。
- (7) スマート水産業に関すること。
- (8) 水産資源の管理に関すること。
- (9) 漁港に関すること。
- (10) 漁港管理者が管理する海岸に関すること。
- (11) 漁港の区域内の公有水面埋立てに関すること。
- (12) 漁船の建造調整及び登録に関すること。
- (13) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関すること。
- (14) 農林水産総合技術センター水産研究所及び栽培漁業センターに関すること。
(平9規則10・平13規則2・平15規則11・平17規則21・平20規則38・平26規則30・平28規則27・令4規則22・一部改正)

第6款 土木部

(平13規則11・旧第7款繰上)

(管理課)

第62条 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 土木行政の総合的な企画及び調整に関すること(技術に係るものを除く。)
- (2) 土木部に属する予算に関すること。
- (3) 工事の請負に関すること。
- (4) 収用委員会に関すること。
- (5) 富山新港臨海工業用地造成事業及び富山新港地帯宅地造成事業に関すること。
- (6) 用地の取得及び補償に関すること。
- (7) 用地先行取得事業に関すること。
- (8) 土地収用に関すること。
- (9) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関すること。
- (10) 用地の管理事務の指導に関すること。
- (11) 国土交通省所管国有財産及び工事により生じた県有普通財産に関すること。
- (12) 公有地の拡大推進に関すること。
- (13) 土木センターに関すること。
- (14) 富山県建設技術センターに関すること。
(平9規則10・平13規則11・平14規則50・平15規則11・一部改正、平16規則41・旧第63条繰上、平18規則72・平23規則23・平31規則21・一部改正)

(建設技術企画課)

第63条 建設技術企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 土木行政の総合的な企画及び調整に関すること(技術に係るものに限る。)
- (2) 危機管理に関すること(土木行政に係るものに限る。)
- (3) 建設業者及び建設業者団体に関すること。
- (4) 建設工事に係る紛争の相談に関すること。
- (5) 解体工事業者の登録に関すること。
- (6) 浄化槽工事業者に関すること。
- (7) 基本測量及び公共測量に関すること。
- (8) 建設機械の打刻及び検認に関すること。
- (9) 建設産業の振興に関すること。
- (10) 公共工事の品質確保の促進に関すること。
- (11) 土木部に係る工事の設計積算基準に関すること。
- (12) 土木部に係る工事の技術指導に関すること。
- (13) 土木部に属する技術職員の研修に関すること。
(平9規則10・平13規則2・平13規則11・一部改正、平16規則41・旧第64条繰上、平18規則72・一部改正)

(道路課)

第64条 道路課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路整備事業の調査計画に関すること。
- (2) 路線の認定、廃止及び変更に関すること。
- (3) 道路の管理に関すること。
- (4) 道路及び橋りょうの新設及び改築に関すること。
- (5) 道路の舗装に関すること。
- (6) 道路及び橋りょうの維持修繕及び災害復旧に関すること。
- (7) 交通安全施設の整備に関すること。
- (8) 自転車道に関すること。
- (9) 雪寒対策に関すること。
- (10) 有料道路の計画及び施行に関すること。
- (11) 東海北陸自動車道、能越自動車道及び北陸自動車道の建設及び建設に伴う関連公共事業等の調整に関すること。
- (12) **前号**に掲げるもののほか、高速自動車道に関すること。
- (13) 市町村道の整備に関すること。
- (14) 軌道に関すること。
- (15) 富山県道路公社に関すること。
(平16規則41・旧第65条繰上、平18規則72・一部改正)

(河川課)

第65条 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 河川の調査計画に関すること。
- (2) 河川の管理に関すること。
- (3) 河川の改良及び災害復旧に関すること。
- (4) 市町村災害復旧事業に関すること。
- (5) 県災害復旧事業のとりまとめに関すること。
- (6) 海岸に関すること(水産漁港課及び港湾課の所掌に係るものを除く。)
- (7) 公有水面埋立てに関すること(水産漁港課及び港湾課の所掌に係るものを除く。)
- (8) 水利に関すること。
- (9) 水防に関すること。
- (10) 砂利採取に関すること。
- (11) 景観づくり(砂利の採取に係るものに限る。)の指導及び助言に関すること。
- (12) 河川総合開発事業に関すること。
- (13) ダムの調査及び計画に関すること。
- (14) ダムの建設に関すること。
- (15) ダム管理事務所(小矢部川ダム管理事務所を除く。)に関すること。
(平12規則24・平13規則2・平13規則11・平15規則11・一部改正、平16規則41・旧第66条繰上・一部改正、平18規則72・平21規則24・一部改正)

(砂防課)

第66条 砂防課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 砂防、地すべり(農村整備課及び森林政策課の所掌に係るものを除く。)及び急傾斜地の調査及び計画に関すること。
- (2) 砂防指定地、地すべり防止区域(農村整備課及び森林政策課の所掌に係るものを除く。)及び急傾斜地崩壊危険区域の管理に関すること。
- (3) 砂防事業に関すること。
- (4) 地すべり対策事業(農村整備課及び森林政策課の所掌に係るものを除く。)に関すること。
- (5) 急傾斜地崩壊対策事業(雪崩対策事業を含む。)に関すること。
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に関すること。
- (7) 土採取の規制に関すること。
- (8) 立山カルデラ砂防博物館に関すること。
(平13規則11・全改、平15規則11・一部改正、平16規則41・旧第67条繰上、平22規則14・一部改正)

(港湾課)

第67条 港湾課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 港湾の管理及び整備に関すること。
- (2) 港湾管理者が管理する海岸に関すること。
- (3) 港湾内の公有水面埋立てに関すること。
- (4) 運河に関すること。
- (5) 富山新港ふ頭用地造成事業及び貯木場建設事業に関すること。
- (6) 富山新港管理局及び港事務所に関すること。
- (7) 日本海側拠点港に関すること(他の所掌に係るものを除く。)

(平7規則23・平13規則2・平14規則18・平15規則11・一部改正、平16規則41・旧第68条繰上、平18規則72・平21規則24・平24規則30・一部改正)

第68条 削除
(平18規則72)

第69条 削除
(平23規則10)

第70条 削除
(平18規則72)

(都市計画課)

第71条 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画(建築住宅課の所掌に係るものを除く。)に関する事。
- (2) 都市計画道路に関する事。
- (3) 土地区画整理に関する事。
- (4) 都市再開発(建築住宅課の所掌に係るものを除く。)に関する事。
- (5) 都市公園(環境政策課の所掌に係るものを除く。)に関する事。
- (6) 都市の緑地保全及び緑化の推進に関する事。
- (7) 流域別下水道整備総合計画に関する事。
- (8) 流域下水道の建設に関する事。
- (9) 流域下水道の管理に関する事。
- (10) 公共下水道の事業計画及び認可に関する事。
- (11) 都市下水路の事業計画及び認可に関する事。
- (12) 新幹線の建設に係る連絡調整に関する事。
- (13) 富山駅付近の連続立体交差事業に関する事。
- (14) 富山駅、高岡駅及び新幹線駅の周辺整備に係る調整に関する事。
- (15) 富山県民福祉公園に関する事。

(平9規則10・平13規則11・平15規則11・平16規則41・平18規則72・平23規則10・一部改正)

第72条 削除
(平18規則72)

(建築住宅課)

第73条 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 住宅及び宅地に関する事。
- (2) 都市計画による開発行為の規制に関する事。
- (3) 都市再開発(組合施行、個人施行及び再開発会社施行によるものに限る。)に関する事。
- (4) 建築の基準に関する事。
- (5) 景観づくり(建築物及び工作物の新築等並びに土地の区画形質の変更に係るものに限る。)の指導及び助言に関する事。
- (6) 建築士に関する事。
- (7) 宅地建物取引業に関する事。
- (8) 不動産鑑定業に関する事。
- (9) 太閤山住宅団地に関する事。
- (10) 屋外広告物に関する事。
- (11) 景観づくりに関する事。

(平10規則27・一部改正、平13規則11・旧第74条繰上、平15規則11・平16規則41・平18規則72・平22規則3・一部改正)

(営繕課)

第74条 営繕課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県の建築営繕工事(入札事務を除く。)に関する事。
- (2) 国の委任を受けた建築営繕工事に関する事。
- (3) 県費補助建築営繕工事の技術検査に関する事。
- (4) 受託建築の設計、調査及び工事監督に関する事。
- (5) 県有の建築物及び建築設備の定期的な点検に関する事(他の所掌に係るものを除く。)

(平9規則10・一部改正、平13規則11・旧第75条繰上、平18規則72・一部改正)

第7款 出納局

(平7規則23・旧第8款繰下、平13規則11・旧第9款繰上、平19規則30・改称)

(検査室)

第75条 検査室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 会計事務の検査、指導、連絡及び調整に関する事。
- (2) 県が出資している法人等に係る会計事務等の検査及び指導並びに連絡調整に関する事。

- (3) 知事が会計事務等の検査の権限を有する金融機関等に係る当該事務等の検査及び指導並びに連絡調整に関すること。
- (4) 富山県特定調達苦情検討委員会に関すること。
- (5) 工事の検査及び監察に関すること。
(平9規則10・追加、平10規則27・旧第75条の5繰下、平13規則11・旧第75条の6繰上、平13規則42・平14規則18・平17規則21・一部改正)

(出納課)

第76条 出納課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管に関すること。
- (2) 小切手の振出しに関すること。
- (3) 有価証券(公有財産又は基金に係るものを含む。)の出納及び保管に関すること。
- (4) 現金の記録管理に関すること。
- (5) 支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関すること。
- (6) 歳入の調定の通知並びに歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納の通知の確認に関すること。
- (7) 決算の調製に関すること。
- (8) 指定金融機関及び収納代理金融機関に関すること。
- (9) 国の債権の管理に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (10) 国の歳入の徴収に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (11) 国費に係る支出負担行為の確認及び支出に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (12) 財務会計電子計算システムの管理運営に関すること。
- (13) 会計管理者印、支出官印等に関すること。
- (14) 収入証紙に関すること。
- (15) 入札制度の適正化に関すること。
- (16) 出納室に関すること。
(平15規則11・平19規則30・平26規則30・平28規則27・一部改正)

(総務会計課)

第77条 総務会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の旅費の計算及び支給に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (2) 会計年度任用職員等の給与の支給等に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (3) 職員等に係る所得税及び住民税の納付に関すること。
- (4) 職員の給与の支給に関すること。
- (5) 職員の諸手当の認定等に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (6) 職員の福利厚生に関すること。
- (7) 地方職員共済組合における審査及び認定に関すること。
- (8) 物品の購入、借入れ、製造、修繕処分等の契約に関すること。
- (9) 物品の出納及び保管(使用中の物品の保管を除く。)に関すること。
- (10) 財産に関する調書(物品に限る。)に関すること。
- (11) 消耗品等の調達、保管、支払等の集中管理に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
(平7規則23・平8規則23・平9規則10・平19規則30・令2規則26・一部改正)

第7款の2 その他の事務

(平24規則30・追加)

(その他の分掌事務)

第77条の2 [第6条](#)及び[第7条](#)に掲げる室及び課においては、[第10条](#)から[第77条](#)までに掲げるそれぞれの分掌事務のほか、その事務に関連する事務をつかさどる。

(平24規則30・追加、平29規則24・一部改正)

第8款 連絡課等

(平7規則23・旧第9款繰下、平13規則11・旧第10款繰上、平17規則21・改称)

(連絡課の分掌事務等)

第78条 部局の連絡課においては、当該課の分掌事務のほか所属する部局内及び他の部局等との連絡調整等の事務をつかさどる。

2 知事政策局においては、知事政策局長の指定する職員が、知事政策局内及び他の部局等との連絡調整等の事務を処理する。

3 地方創生局においては、地方創生局長の指定する職員が、地方創生局内及び他の部局等との連絡調整等の事務を処理する。

(平17規則21・平21規則24・平22規則14・平29規則24・平31規則21・令3規則26・一部改正)

第3章 附属機関

(附属機関)

第79条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称、所掌事務及び庶務を担当する課等は、次のとおりとする。

名称	所掌事務	庶務を担当する課等
富山県総合計画審議会	県政に関する総合的な計画の策定及び当該計画の実施の推進のための重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に対して意見を述べる事務	成長戦略室
富山県子育て支援・少子化対策県民会議	子育て支援・少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に対して意見を述べる事務	働き方改革・女性活躍推進室
富山県男女共同参画審議会	次に掲げる事項について調査審議する事務及び知事に意見を述べる事務 (1) 男女共同参画の推進に関する基本的事項及び富山県男女共同参画推進条例(平成13年富山県条例第4号)の規定によりその権限に属する事項 (2) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項	働き方改革・女性活躍推進室
富山県防災会議	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項の規定による富山県地域防災計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議及び知事に意見を述べる事務並びに災害が発生した場合における県及び関係指定地方行政機関等相互間の連絡調整等に関する事務	防災・危機管理課
富山県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び知事に意見を述べる事務並びに同条第3項の規定による国民の保護に関する計画の作成及び変更に係る審議に関する事務	防災・危機管理課
富山県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第27条第3項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合において関係機関等が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整等に関する事務	防災・危機管理課
富山県救急業務高度化推進協議会	消防法(昭和23年法律第186号)第35条の8第1項の規定による実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関する事務並びに同条第4項の規定による知事に意見を述べる事務並びに救急業務の高度化の推進に関する事項を調査審議する事務	消防課
富山県自治紛争処理委員	地方自治法(昭和22年法律第67号)第251条第1項に規定する普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、都道府県の関与に関する審査、連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理に関する事務	ワンチームとやま推進室
富山県固定資産評価審議会	地方税法(昭和25年法律第226号)第401条の2の規定による次に掲げる事務 (1) 地方税法第388条第1項に規定する知事が定める固定資産評価基準の細目に関する事項 (2) 地方税法第419条第1項に規定する固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告に関する事項 (3) 知事から意見を求められた固定資産の評価に関する事項	ワンチームとやま推進室
富山県本人確認情報保護審議会	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項の規定により次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議する事務 (1) 住民基本台帳法の規定によりその権限に属する事項 (2) 住民基本台帳法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項	ワンチームとやま推進室
富山県特別職報酬等審議会	議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について審議する事務	人事課
富山県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第50条第1項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第138条第1項の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務	総務課及び法人所管局室課
富山県情報公開審査会	富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議する事務及び情報公開制度に関する事項について意見を述べる事務	総務課
富山県個人情報保護審議会	富山県個人情報保護条例(平成15年富山県条例第1号)の規定によりその権限に属する事項について調査審議する事務並びに個人情報保護制度に関する重要事項について答申し、及び建議する事務	総務課
富山県行政不服審査会	行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務	総務課

富山県私立学校審議会	私立学校法(昭和24年法律第270号)第9条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	学術振興課
富山県いじめ再調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項及び第31条第2項の規定により同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査し、及び審議する事務	学術振興課
富山県公立大学法人評価委員会	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第2項第1号から第6号までの規定によりその権限に属させられた事項に関する事務	学術振興課
富山県公共事業評価委員会	県が実施する公共事業の評価について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	財政課
富山県交通安全対策会議	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第16条第2項の規定による富山県交通安全計画の作成及びその実施の推進、富山県及び関係指定地方行政機関等相互間の連絡調整等に関する事務	県民生活課
富山県消費生活審議会	県民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項の調査審議に関する事務	県民生活課
富山県消費者苦情処理委員会	消費者苦情に関する調停を行う事務並びに消費者苦情に係る訴訟に要する費用の貸付け及び訴訟活動に必要な資料の提供に関し必要な事項を調査審議する事務	県民生活課
富山県総合雪対策推進会議	次に掲げる事項を調査審議する事務 (1) 雪対策に関する基本的事項及び富山県総合雪対策条例(昭和60年富山県条例第1号)の規定によりその権限に属する事項 (2) その他雪対策の推進に関し必要な事項	県民生活課
富山県国土利用計画審議会	次に掲げる事項を調査審議する事務 (1) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第38条第2項の規定によりその権限に属する事項並びに県土利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項 (2) 国土調査法(昭和26年法律第180号)第15条の規定による国土調査に関する重要事項	県民生活課
富山県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定によりその権限に属する事項に関する事務	県民生活課
とやま21世紀水ビジョン推進会議	県の水資源対策に係る計画の策定及び当該計画の実施の推進並びに水源地域の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務	県民生活課
富山県文化審議会	次に掲げる事項を調査審議する事務 (1) 文化の振興に関する基本的事項及び富山県民文化条例(平成8年富山県条例第36号)の規定によりその権限に属する事項 (2) その他文化の振興に関し必要な事項	文化振興課
富山県美術館運営委員会	博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第2項の規定に基づき、富山県美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることに係る事務	富山県美術館
富山県水墨美術館運営委員会	博物館法第20条第2項の規定に基づき、水墨美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることに係る事務	水墨美術館
富山県立山博物館運営委員会	博物館法第20条第2項の規定に基づき、立山博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることに係る事務	立山博物館
高志の国文学館運営委員会	高志の国文学館の運営に関し知事の諮問に応じて審議し、及び知事に対して意見を述べる事務	文化振興課
富山県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第35条に規定するもののほか、知事又は教育委員会の諮問に応じてスポーツの推進に関する事項について調査審議し、及び知事又は教育委員会に建議する事務	スポーツ振興課
富山県武道館PFI事業者選考審査会	富山県武道館の整備及び運営に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第5条第1項の規定による実施方針の策定、同法第7条の規定による特定事業の選定及び同法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	スポーツ振興課
富山県環境審議会	環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等並びに自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第2項の規定による自然環境の保全、鳥獣の保護繁殖及び狩猟並びに温泉の保護及び利用に関する重要事項の調査審議に関する事務	環境政策課
富山県公害審査会	公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)第14条の規定による公害に係る紛争についてのあっせん、調停及び仲裁等に関する事務	環境政策課

富山県環境影響評価技術審査会	富山県環境影響評価条例(平成11年富山県条例第38号)の規定によりその権限に属する事項その他環境影響評価に関する技術的事項について調査審議する事務	環境政策課
富山県産業廃棄物処理施設審査会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2第3項(同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	環境政策課
富山県山岳遭難防止対策審議会	富山県登山届出条例(昭和41年富山県条例第22号)第5条第2項に規定する知事の勧告の基準その他必要な事項の調査審議に関する事務	自然保護課
富山県社会福祉審議会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定による社会福祉及び児童福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務	厚生企画課
富山県国民健康保険審査会	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第91条第1項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務	厚生企画課
富山県厚生センター運営協議会	厚生センターの所管区域内の保健、衛生及び福祉並びに厚生センターの運営に関する事項の審議に関する事務	厚生企画課
富山県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に対する不服審査に関する事務	厚生企画課
富山県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条の規定による国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に関する事務	厚生企画課
富山県介護保険審査会	介護保険法(平成9年法律第123号)第183条第1項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(財政安定化基金拠出金、介護給付費納付金及び介護給付費納付金に係る延滞金を除く。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務	高齢福祉課
富山県周産期保健医療協議会	県の周産期保健医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他周産期保健医療に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	こども家庭室
富山県青少年健全育成審議会	次に掲げる事項を調査審議する事務及び知事に意見を述べる事務 (1) 富山県青少年健全育成条例(昭和52年富山県条例第4号)の規定によりその権限に属させられた事項 (2) その他青少年の健全な育成に関し必要な事項	こども家庭室
富山県障害者施策推進協議会	障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第1項の規定による富山県障害者計画の策定及び変更に係る意見、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策の実施状況の監視並びに障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務	障害福祉課
富山県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第97条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の5の5第1項の規定による市町村の介護給付費等に係る処分に対する不服の審査に関する事務	障害福祉課
富山県障害のある人の相談に関する調整委員会	障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例(平成26年富山県条例第77号)第14条第2項の規定によりその権限に属する事項に関する事務	障害福祉課
富山県医療審議会	医療法(昭和23年法律第205号)第72条第1項の規定によりその権限に属する事項及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	医務課
富山県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	医務課
富山県地域医療推進対策協議会	対象とする地域における地域医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他地域医療の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	医務課
富山県感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第14号)第24条第3項第1号の規定による通知、勧告及び入院期間の延長並びに費用負担に関し必要な事項の審議に関する事務並びに同項第2号の規定による報告に関し意見を述べる事務	健康対策室
富山県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議に関する事務	健康対策室
富山県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による定期の報告等及び退院等の請求による審査に関する事務	健康対策室

富山県公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第44条の規定による指定疾病に係る認定及び補償給付の支給についての知事に対する意見の陳述に関する事務	健康対策室
富山県がん対策推進協議会	次に掲げる事項について調査審議する事務及び知事に意見を述べる事務 (1) 富山県がん対策推進条例(平成24年富山県条例第92号) の規定によりその権限に属する事項 (2) その他がん対策の推進に関する重要事項	健康対策室
富山県歯科保健医療対策会議	次に掲げる事項について調査審議する事務 (1) 富山県歯と口腔の健康づくり推進条例(平成25年富山県条例第46号) の規定によりその権限に属する事項 (2) その他歯と口腔の健康づくりの推進に関する重要事項	健康対策室
富山県健康づくり県民会議	県の健康増進計画の策定、当該計画の実施の推進その他健康づくりの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	健康対策室
富山県自殺対策推進協議会	県の自殺対策に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他自殺対策に関する重要事項の調査審議に関する事務	健康対策室
富山県肝炎等認定協議会	富山県肝炎治療特別促進事業及び富山県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる者の認定について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	健康対策室
富山県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第2項の規定により支給認定をしないことに関し審査する事務	健康対策室
富山県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の3第4項の規定により医療費支給認定をしないことに関し審査する事務	健康対策室
富山県生活衛生営業適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議並びに同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関及び厚生科学審議会に対する建議に関する事務	生活衛生課
富山県ふぐ処理師試験委員	富山県ふぐの取扱いに関する条例(平成22年富山県条例第18号)第12条 に規定するふぐ処理師試験の実施に関する事務	生活衛生課
富山県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第3条第1項の規定による薬事に関する事務及び同法に基づき知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項の調査審議に関する事務	くすり政策課
富山県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の8第4項(同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置入院者の入院期間の継続及び延長の適否の審査及びその結果の通知に関する事務	くすり政策課
富山県科学技術会議	県の科学技術の振興に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	商工企画課
富山県高岡地区産業展示施設PFI事業者選考審査会	富山県高岡地区産業展示施設の運営に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条第1項の規定による実施方針の策定、同法第7条の規定による特定事業の選定及び同法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	商工企画課
富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議	中小企業の振興と人材の育成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について調査審議する事務	地域産業支援課
富山県中小企業調停審議会	中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第82条の規定による組合協約及び特殊契約に関する重要事項並びに中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項の調査審議並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の2の2第4項の規定による団体協約に関し知事が行うあっせん又は調停についての調査審議に関する事務	地域産業支援課
富山県大規模小売店舗立地審議会	知事の諮問に応じ、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)の規定に基づく届出に関する重要事項を調査審議する事務	地域産業支援課
富山県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第91条第1項の規定による富山県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議する事務	労働政策課
富山県農政審議会	県農政の基本方針及びその実施の方法その他 富山県農政審議会条例(昭和37年富山県条例第24号)第2条 に規定する事項を調査審議する事務	農林水産企画課
富山県食育推進会議	県の食育推進計画の作成及びその実施の推進、食育の推進に関する重要事項についての審議並びに食育の推進に関する施策の実施の推進に関する事務	農林水産企画課

富山県農業共済保険審査会	農業保険法(昭和22年法律第185号)第171条及び第222条第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴えの審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等を調査審議する事務	農業経営課
富山県森林審議会	森林法(昭和26年法律第249号)第68条第2項及び第3項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務	森林政策課
富山県水と緑の森づくり会議	森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進のための事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	森林政策課
富山県事業認定審議会	土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の7第1項の規定によりその権限に属する事項を調査審議する事務	管理課
富山県入札監視委員会	県が発注する建設工事に係る入札及び契約の運用に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	管理課
富山県入札契約適正化検討委員会	県が発注する建設工事等に係る入札及び契約に関する制度の適正化に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	管理課
富山県建設工事紛争審査会	建設業法(昭和24年法律第100号)第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあっせん、調停及び仲裁に関する事務	建設技術企画課
富山県水防協議会	水防法(昭和24年法律第193号)第8条第1項及び第2項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事務	河川課
富山県地方港湾審議会	港湾法(昭和25年法律第218号)第35条の2第1項の規定による国際拠点港湾に関する重要事項の調査審議に関する事務	港湾課
富山県都市計画審議会	都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の規定による同法第5条に規定する都市計画区域の指定に対する意見の答申その他都市計画に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する建議に関する事務	都市計画課
富山県建築審査会	建築基準法(昭和25年法律第201号)第78条の規定による特定行政庁等の処分等に対する審査請求の裁決及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議に関する事務	建築住宅課
富山県建築士審査会	建築士法(昭和25年法律第202号)第28条の規定による同法に規定する同意についての議決並びに二級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務	建築住宅課
富山県開発審査会	都市計画法(昭和43年法律第100号)第78条の規定による同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他開発行為の審査に関する事務並びに富山県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成18年富山県条例第3号)第3条第1項の規定による指定区域としての指定並びに同条例第6項において準用する同条第1項の規定による指定区域としての指定の変更及び廃止について調査審議する事務	建築住宅課
富山県景観審議会	次に掲げる事項について調査審議する事務及び知事に意見を述べる事務 (1) 富山県景観条例(平成14年富山県条例第45号)の規定によりその権限に属する事項 (2) 富山県屋外広告物条例(昭和39年富山県条例第66号)の規定によりその権限に属する事項 (3) その他景観づくりの推進に関し必要な事項	建築住宅課
富山県特定調達苦情検討委員会	県が行う調達であって、政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書4の政府調達に関する協定その他の国際約束の対象となるものに関係する供給者からの苦情について調査審議する事務	検査室
指定管理候補者選定委員会	公の施設に係る指定管理候補者の選定に関する事務	公の施設所管室課
指定管理者評価委員会	指定管理者が行う公の施設の管理の業務の実施の状況等の評価に関する事務	公の施設所管室課

(平6規則61・平7規則23・平7規則40・平8規則43・平9規則10・平11規則8・平11規則52・平11規則68・平12規則24・平12規則58・平13規則2・平13規則11・平14規則18・平14規則41・平14規則50・平15規則11・平16規則62・平17規則21・平17規則58・平17規則73・平18規則72・平18規則86・平18規則100・平19規則30・平20規則38・平20規則58・平21規則24・平21規則45・平22規則14・平23規則27・平24規則30・平24規則49・平25規則9・平25規則42・平26規則30・平26規則47・平26規則55・平26規則73・平27規則20・平27規則50・平27規則53・平28規則7・平28規則27・平29規則10・平29規則24・平30規則28・平30規則51・令2規則26・令3規則26・令3規則43・令4規則8・令4規則22・一部改正)

第4章 出先機関

第1節 設置

(設置)

第80条 法令又は条例の規定により設置されている出先機関及びこの規則により設置する出先機関は、次のとおりとする。

- (1) 県民共生センター
- (2) 広域消防防災センター
- (3) 空港管理事務所
- (4) 職員研修所
- (5) 公文書館
- (6) 首都圏本部
- (7) 県税事務所
- (8) 消費生活センター
- (9) 削除
- (9)の2 県民会館
- (9)の3 教育文化会館
- (9)の4 高岡文化ホール
- (9)の5 新川文化ホール
- (9)の6 県民小劇場
- (9)の7 利賀芸術公園
- (9)の8 富山県美術館
- (9)の9 水墨美術館
- (9)の10 立山博物館
- (10) 高志の国文学館
- (11) 総合体育センター
- (11)の2 県営体育施設
- (12) 環境科学センター
- (13) 立山センター
- (14) 厚生センター
- (14)の2 総合福祉会館
- (15) 削除
- (16) 児童相談所
- (17) 児童自立支援施設
- (18) 乳児院
- (19) 婦人相談所
- (20) 削除
- (21) 児童厚生施設
- (22) 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所
- (23) 削除
- (24) 福祉型障害児入所施設
- (25) リハビリテーション病院・こども支援センター
- (26) 削除
- (27) 削除
- (28) 削除
- (29) 削除
- (30) 衛生研究所
- (31) 削除
- (32) 病院
- (33) 精神保健福祉センター
- (34) イタイイタイ病資料館
- (35) 食肉検査所
- (36) 薬事総合研究開発センター
 - ア 総務課
 - イ 研究協力課
 - ウ 創薬研究開発センター
 - エ 製剤開発支援センター
 - オ 薬用植物指導センター
- (37) 削除
- (38) 大阪事務所及び名古屋事務所
- (39) 産業技術研究開発センター
 - ア 企画管理部

- イ ものづくり研究開発センター
- ウ 生活工学研究所
- エ 機械電子研究所
- (39)の2 総合デザインセンター
- (40) 計量検定所
- (41)及び(42) 削除
- (43) 職業能力開発校
- (44)及び(45) 削除
- (46) 農林振興センター
- (47) 農林水産総合技術センター
- ア 企画管理部
- イ 農業研究所
- ウ 園芸研究所
- エ 畜産研究所
- オ 食品研究所
- カ 森林研究所
- キ 木材研究所
- ク 水産研究所

- (48) 削除
- (48)の2 花総合センター
- (49) 削除
- (50) 削除
- (51)から(53)まで 削除
- (54) 削除
- (55) 家畜保健衛生所
- (56) 削除
- (57) 小矢部川ダム管理事務所

- (57)の2 中央植物園
- (58) 削除
- (59) 削除
- (60) 削除
- (61) 削除
- (62) 栽培漁業センター
- (63) 土木センター
- (64) ダム管理事務所
- (65) 削除

- (65)の2 立山カルデラ砂防博物館
- (66) 富山新港管理局
- (67) 削除
- (68) 港事務所
- (69) 削除
- (70)及び(71) 削除
- (72) 出納室

(平6規則61・平7規則23・平7規則40・平8規則3・平8規則23・平9規則10・平9規則48・平10規則27・平10規則41・平11規則8・平11規則52・平11規則71・平12規則24・平13規則11・平14規則18・平14規則41・平14規則50・平15規則11・平17規則21・平18規則72・平18規則100・平19規則30・平20規則38・平21規則24・平22規則14・平23規則10・平23規則27・平24規則30・平26規則30・平27規則20・平27規則53・平28規則27・平28規則49・平29規則5・平29規則24・平30規則28・平31規則21・令3規則26・令4規則22・一部改正)

第2節 所掌事務等

第1款 県民共生センター

(平29規則24・追加、令3規則26・旧第1款の5繰上、令4規則22・旧第1款の3繰上)

(所掌事務)

第81条 県民共生センターは、男女の人権が尊重され、豊かで活力のある社会を実現するための男女共同参画の推進に関する相談、情報の収集及び提供、調査研究等の事務をつかさどる。

(平29規則24・追加)

(名称及び位置)

第82条 県民共生センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県民共生センター	富山市

(平29規則24・追加)

第2款 広域消防防災センター

(令4規則22・全改)

(所掌事務)

第83条 広域消防防災センターは、県民の防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚、消防職員及び消防団員の教育訓練、地域の防災を担う人材の養成を行い、並びに災害時における災害応急活動の支援拠点として、安全で安心な地域社会の形成に資するための事務をつかさどる。

(令4規則22・全改)

(名称及び位置)

第84条 広域消防防災センターの名称は、富山県広域消防防災センターとする。

2 広域消防防災センターに消防学校を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県消防学校	富山市

(令4規則22・全改)

第3款 空港管理事務所

(令4規則22・全改)

(所掌事務)

第85条 空港管理事務所は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 空港(附属施設を含む。以下同じ。)及び航空法(昭和27年法律第231号)に定める進入区域、航空障害灯等の維持管理に関すること。

(2) 空港の使用に関すること。

(令4規則22・全改)

(名称及び位置)

第86条 空港管理事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県富山空港管理事務所	富山市

(令4規則22・全改)

(内部組織)

第87条 空港管理事務所に、総務課及び業務課を置く。

(令4規則22・全改)

(分掌事務)

第88条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 人事、公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。

(2) 工事の請負その他契約に関すること。

(3) 航空統計に関すること。

(4) 非常災害等の措置に関すること。

(5) 他の主掌に属しないこと。

2 業務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 空港の基本施設の維持管理に関すること。

(2) 工事の調査、設計及び施行に関すること。

(3) 航空法第49条に規定する物件の制限等に関すること。

(令4規則22・全改)

第4款 職員研修所

(令4規則22・全改)

(所掌事務)

第89条 職員研修所は、職員の研修所研修の実施及び研修についての研究に関する事務をつかさどる。

(令4規則22・全改)

(名称及び位置)

第90条 職員研修所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県職員研修所	富山市

(令4規則22・全改)

第5款 公文書館

(令4規則22・全改)

(所掌事務)

第91条 公文書館は、公文書及び県の歴史に関する文書を保存するとともに、これらを県民の利用に供する事務をつかさどる。

(令4規則22・全改)

(名称及び位置)

第92条 公文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県公文書館	富山市

(令4規則22・全改)

(内部組織)

第93条 公文書館に、管理課及び資料課を置く。

(令4規則22・全改)

(分掌事務)

第94条 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 人事、公印及び文書、物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理及び館内の取締りに関すること。

(2) 公文書の整理及び保存並びに県民の利用に関すること。

(3) 展示の企画及び実施に関すること。

(4) 公文書の写しの交付に係る費用の徴収に関すること。

2 資料課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 行政資料及び県の歴史に関する文書の整理及び保存並びに県民の利用に関すること。

(2) 県の歴史に関する知識の普及に関すること。

(令4規則22・全改)

第6款 首都圏本部

(令4規則22・全改)

(所掌事務)

第95条 首都圏本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 中央官公庁並びにその他の関係機関及び関係団体との連絡及び折衝に関すること。

(2) 県政に関する情報及び資料の収集調査並びに県政に関する情報の発信に関すること。

(3) 企業誘致に関すること(サテライトオフィスの誘致を含む。)

(4) 農工水産物等の県の物産の販売促進に関すること。

(5) 県の観光宣伝に関すること。

(6) 県内における就職及び県外からの移住に関する情報の提供に関すること。

(令4規則22・全改)

(名称及び位置)

第96条 首都圏本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県首都圏本部	東京都千代田区

(令4規則22・全改)

第97条から第102条まで 削除

(令4規則22)

第7款 県税事務所

(所掌事務)

第103条 県税事務所は、県税等に関する事務をつかさどる。

(平20規則58・一部改正)

(名称、位置及び所管区域)

第104条 県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
富山県総合県税事務所	富山市	県内全域

(平16規則68・平17規則21・平17規則73・一部改正)

(支所)

第105条 富山県総合県税事務所に支所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県総合県税事務所自動車税センター	富山市
富山県総合県税事務所高岡相談室	高岡市
富山県総合県税事務所魚津相談室	魚津市
富山県総合県税事務所砺波相談室	砺波市

(平17規則73・一部改正)

(内部組織)

第106条 富山県総合県税事務所に次の課及び班を置く。

課	班
企画管理課	総務班 管理班
課税第一課	事業税第一班 事業税第二班 軽油引取税班
課税第二課	不動産取得税第一班 不動産取得税第二班
納税課	収納第一班 収納第二班 整理班 個人住民税・自動車税対策班

2 富山県総合県税事務所自動車税センターに業務課及び課税課を置く。

(平8規則23・平12規則24・平13規則11・平14規則18・平16規則41・平17規則73・一部改正)

(分掌事務)

第107条 企画管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計及び所内の取締りに関すること。
- (2) 総合庁舎の管理に関すること。
- (3) 総合庁舎の防災行政無線の管理運用に関すること。
- (4) 個人県民税の払込みに関すること。
- (5) 徴収簿の整理に関すること(自動車税及び自動車取得税並びに軽自動車税の環境性能割に係るものを除く。次号において同じ。)
- (6) 過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (7) 納税思想の普及に関すること。
- (8) 他の主掌に属しないこと。

2 課税第一課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県民税、事業税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、鉦区税及び狩猟税の賦課及び減免並びに特別法人事業税及び地方法人特別税の賦課に関すること。
- (2) 前号に掲げる各税に係る申告、申請、請求その他書類の提出に関する期限の延長に関すること。
- (3) 法人の事業税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税並びに特別法人事業税及び地方法人特別税に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関すること。
- (4) 第1号に掲げる各税の犯則取締りに関すること。
- (5) 免税軽油使用者証及び免税証の交付並びに免税軽油の引取り等に係る報告に関すること。
- (6) 免税軽油使用者証の交付又は書換えに係る手数料に関すること。

3 課税第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 不動産取得税の賦課及び減免に関すること。
- (2) 不動産取得税に係る申告、申請、請求その他書類の提出に関する期限の延長に関すること。
- (3) 不動産取得税の犯則取締りに関すること。

4 納税課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税等に係る徴収金の徴収に関すること。
- (2) 徴収の嘱託及び受託に関すること。
- (3) 県税等の納付又は納入に関する期限の延長及び延滞金の減免に関すること。
- (4) 県税等に係る徴収金の滞納処分及び不納欠損処分に関すること。
- (5) 納税貯蓄組合の指導及び育成に関すること。

5 富山県総合県税事務所自動車税センターの業務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印並びに庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。
- (2) 自動車税及び自動車取得税並びに軽自動車税の環境性能割に係る徴収簿の整理並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

6 富山県総合県税事務所自動車税センターの課税課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自動車税及び自動車取得税並びに軽自動車税の環境性能割の賦課及び減免に関すること。
- (2) 自動車税及び自動車取得税並びに軽自動車税の環境性能割に係る申告、申請、請求その他書類の提出に関する期限の延長に関すること。

(3) 自動車税及び自動車取得税並びに軽自動車税の環境性能割の犯則取締りに関すること。

7 富山県総合県税事務所高岡相談室、富山県総合県税事務所魚津相談室及び富山県総合県税事務所砺波相談室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに総合庁舎の管理及び室内の取締りに関すること。

(2) 総合庁舎の防災行政無線の管理運用に関すること。

(3) 県税等に関する情報提供及び相談に関すること。

(4) 県税等に係る徴収金の収納に関すること。

(5) 納税証明書の交付に関すること。

(平12規則24・平13規則11・平14規則18・平16規則41・平17規則73・平20規則58・平21規則24・令元規則44・令2規則26・一部改正)

第8款 消費生活センター

(平18規則72・全改)

(所掌事務)

第108条 消費生活センターは、県民の消費生活の安定及び向上に関する事務をつかさどる。

(平18規則72・全改)

(名称及び位置)

第109条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県消費生活センター	富山市

(平18規則72・全改)

(支所)

第109条の2 消費生活センターに支所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県消費生活センター高岡支所	高岡市

(平18規則72・全改)

第9款 削除

(平13規則11)

第110条及び第111条 削除

(平13規則11)

第9款の2 県民会館

(平11規則8・追加)

(所掌事務)

第111条の2 県民会館は、文化の向上と地域経済の発展に関する事務をつかさどる。

(平11規則8・追加)

(名称及び位置)

第111条の3 県民会館の名称、構成及び位置は、次のとおりとする。

名称	構成	位置	
富山県民会館	本館	富山市	
	分館		内山邸
			金岡邸

(平11規則8・追加)

第9款の3 教育文化会館

(平11規則8・追加)

(所掌事務)

第111条の4 教育文化会館は、教育及び文化の向上に関する事務をつかさどる。

(平11規則8・追加)

(名称及び位置)

第111条の5 教育文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県教育文化会館	富山市

(平11規則8・追加)

第9款の4 高岡文化ホール

(平11規則8・追加)

(所掌事務)

第111条の6 高岡文化ホールは、文化の向上と芸術の振興に関する事務をつかさどる。

(平11規則8・追加)

(名称及び位置)

第111条の7 高岡文化ホールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県高岡文化ホール	高岡市

(平11規則8・追加)

第9款の5 新川文化ホール

(平11規則8・追加)

(所掌事務)

第111条の8 新川文化ホールは、文化の向上と芸術の振興に関する事務をつかさどる。

(平11規則8・追加)

(名称及び位置)

第111条の9 新川文化ホールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県新川文化ホール	魚津市

(平11規則8・追加)

第9款の6 県民小劇場

(平11規則8・追加)

(所掌事務)

第111条の10 県民小劇場は、文化の向上と芸術の振興に関する事務をつかさどる。

(平11規則8・追加)

(名称及び位置)

第111条の11 県民小劇場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県民小劇場	富山市

(平11規則8・追加)

第9款の7 利賀芸術公園

(平11規則8・追加)

(所掌事務)

第111条の12 利賀芸術公園は、舞台芸術等の創造と振興に関する事務をつかさどる。

(平11規則8・追加)

(名称及び位置)

第111条の13 利賀芸術公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県利賀芸術公園	南砺市

(平11規則8・追加、平16規則68・一部改正)

第9款の8 富山県美術館

(平18規則72・追加、平29規則5・改称)

(所掌事務)

第111条の14 富山県美術館は、県民の美術に関する知識の普及及び教養の向上に資するための事務をつかさどる。

(平18規則72・追加、平29規則5・一部改正)

(名称及び位置)

第111条の15 富山県美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県美術館	富山市

(平18規則72・追加、平29規則5・一部改正)

(内部組織)

第111条の16 富山県美術館に、学芸課及び普及課を置く。

(平18規則72・追加、平29規則5・一部改正)

(分掌事務)

第111条の17 学芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印及び文書に関すること。
- (2) 施設の管理に関すること。
- (3) 富山県美術館運営委員会に関すること。
- (4) 美術品及び美術資料の受託に関すること。
- (5) 美術品及び美術資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (6) 展覧会の企画及び開催に関すること。
- (7) 美術に関する専門的な調査研究に関すること。
- (8) 美術に関する案内書、解説書、年報、目録、図録、調査研究の報告書等の作成に関すること。
- (9) 美術に関する専門的な事項に関すること。
- (10) 他の主掌に属しないこと。

2 普及課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 美術に関する講演会、講習会、研究会等の企画及び開催に関すること。
- (2) 美術に関する視聴覚教材、図書等を一般の利用に供すること。
- (3) 広報及び宣伝に関すること。
- (4) 学校及び社会教育施設との連絡調整に関すること。
- (5) その他美術に関する知識の普及に関すること。

(平18規則72・追加、平29規則5・一部改正)

第9款の9 水墨美術館

(平18規則72・追加)

(所掌事務)

第111条の18 水墨美術館は、水墨画等の文化的所産を紹介し、県民の教養の向上及び文化の発展に寄与するための事務をつかさどる。

(平18規則72・追加)

(名称及び位置)

第111条の19 水墨美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県水墨美術館	富山市

(平18規則72・追加)

(内部組織)

第111条の20 水墨美術館に学芸課を置く。

(平18規則72・追加)

(分掌事務)

第111条の21 学芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印及び文書に関すること。
- (2) 施設の管理に関すること。
- (3) 水墨美術館運営委員会に関すること。
- (4) 美術品等の受託に関すること。
- (5) 美術品等の収集、保管及び展示に関すること。
- (6) 展覧会の企画及び開催に関すること。
- (7) 美術品等に関する専門的な調査研究に関すること。
- (8) 美術品等に関する講演会、映写会、研究会等の企画及び開催に関すること。
- (9) 美術品等に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成に関すること。
- (10) 美術に関する視聴覚教材、図書等を一般の利用に供すること。
- (11) 広報及び宣伝に関すること。
- (12) 学校及び社会教育施設との連絡調整に関すること。
- (13) 美術館の普及活動に関すること。

(平18規則72・追加)

第9款の10 立山博物館

(平18規則72・追加)

(所掌事務)

第111条の22 立山博物館は、立山の雄大な自然及び立山信仰の精神世界を紹介するとともに、文化財、遺構等の施設及び歴史的風致を総合的に活用し、県民の教育、芸術及び文化の向上に寄与するための事務をつかさどる。

(平18規則72・追加)

(名称及び位置)

第111条の23 立山博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県立山博物館	中新川郡立山町

(平18規則72・追加)

(内部組織)

第111条の24 立山博物館に学芸課を置く。

(平18規則72・追加)

(分掌事務)

第111条の25 学芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印及び文書に関すること。
- (2) 施設の管理に関すること。
- (3) 立山博物館運営委員会に関すること。
- (4) 博物館資料の受託に関すること。
- (5) 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (6) 展示会の企画及び開催に関すること。
- (7) 博物館資料に関する専門的な調査研究に関すること。
- (8) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成に関すること。
- (9) 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等の企画及び開催に関すること。
- (10) 広報及び宣伝に関すること。
- (11) 学校及び社会教育施設との連絡調整に関すること。
- (12) 博物館の普及活動に関すること。

(平18規則72・追加)

第10款 高志の国文学館

(平23規則27・全改)

(所掌事務)

第112条 高志の国文学館は、文学作品その他の文学関係資料を紹介し、文学に関する県民の知識を深め、教養の向上を図るとともに、文学を中心とする文化活動の場を提供し、教育、学術及び文化の振興並びに心豊かな地域社会の形成に寄与するための事務をつかさどる。

(平23規則27・全改)

(名称及び位置)

第113条 高志の国文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高志の国文学館	富山市

(平23規則27・全改)

(内部組織)

第114条 高志の国文学館に事務局を置き、事務局に事業課を置く。

(平23規則27・全改)

(分掌事務)

第114条の2 事業課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印及び文書に関すること。
- (2) 施設の管理に関すること。
- (3) 高志の国文学館運営委員会に関すること。
- (4) 文学資料の受託に関すること。
- (5) 文学資料の収集、保管、展示及び閲覧に関すること。
- (6) 展示会の企画及び開催に関すること。
- (7) 文学資料に関する専門的な調査研究に関すること。
- (8) 文学に関する講演会、講習会、研究会等の企画及び開催に関すること。
- (9) 文学資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成に関すること。
- (10) 広報及び宣伝に関すること。
- (11) 文学館の普及活動に関すること。

(平23規則27・全改)

第11款 総合体育センター

(令4規則22・全改)

(所掌事務)

第115条 総合体育センターは、体育・スポーツの普及振興及び県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に資するための事務をつかさどる。

(令4規則22・全改)

(名称及び位置)

第116条 総合体育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県総合体育センター	富山市

(令4規則22・全改)

第11款の2 県営体育施設

(令4規則22・追加)

(所掌事務)

第116条の2 県営体育施設は、県民の体育及びレクリエーションの振興に関する事務をつかさどる。

(令4規則22・追加)

(名称及び位置)

第116条の3 県営体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県高岡総合プール	高岡市
県営富山武道館	富山市
県営高岡武道館	高岡市
県営富山弓道場	富山市
富山県福光射撃場	南砺市
富山県スキージャンプ場	富山市
富山県漕艇場	富山市
富山県上市カヌー競技場	中新川郡上市町
富山県西部体育センター	砺波市

(令4規則22・追加)

第12款 環境科学センター

(所掌事務)

第117条 環境科学センターは、環境の保全及び公害防止に必要な監視、測定、検査、調査研究及び技術指導に関する事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第118条 環境科学センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県環境科学センター	射水市

(平17規則73・一部改正)

(内部組織)

第119条 環境科学センターに総務課、大気課、水質課及び生活環境課を置く。

(分掌事務)

第120条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、公印、文書物品、予算経理及び出納その他の会計並びに庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。
- (2) 他の主掌に属しないこと。
- 2 大気課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 大気汚染に係る監視、測定及び検査に関すること。
 - (2) 大気汚染に係る調査研究、技術指導及び環境教育に関すること。
 - (3) 大気環境に係る調査研究に関すること。
 - (4) 大気常時観測システムの運営に関すること。
 - (5) 気候変動適応に関すること。
- 3 水質課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 水質汚濁に係る監視、測定及び検査に関すること。
 - (2) 水質汚濁に係る調査研究、技術指導及び環境教育に関すること。

(3) 水質環境に係る調査研究に関すること。

4 生活環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 騒音、振動、悪臭、土壌汚染(農用地に係るものを除く。以下同じ。)、地下水障害及び産業廃棄物に係る監視、測定及び検査に関すること。

(2) 騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地下水障害その他の公害及び産業廃棄物に係る調査研究、技術指導及び環境教育に関すること。

(3) 地下水位観測井の運営に関すること。

(4) 環境放射能の測定に関すること。

(平20規則38・令2規則26・一部改正)

第13款 立山センター

(平12規則24・改称)

(所掌事務)

第121条 立山センターは、立山の自然環境及びそこに生息する動植物の紹介並びに自然を体験する活動への支援その他立山地域における自然環境の保護及び利用に関する事務をつかさどる。

(平12規則24・全改)

(名称及び位置)

第122条 立山センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県立山センター	中新川郡立山町

(平12規則24・一部改正)

第14款 厚生センター

(平14規則41・全改)

(所掌事務)

第123条 厚生センターは、保健、衛生及び福祉に関する事務をつかさどる。

(平14規則41・全改)

(名称、位置及び所管区域)

第124条 厚生センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
富山県新川厚生センター	黒部市	魚津市 黒部市 下新川郡
富山県中部厚生センター	中新川郡上市町	滑川市 中新川郡
富山県高岡厚生センター	高岡市	高岡市 氷見市 射水市
富山県砺波厚生センター	南砺市	砺波市 小矢部市 南砺市

(平14規則41・全改、平16規則68・平17規則21・平17規則73・一部改正)

第125条 富山県新川厚生センターに魚津支所、富山県高岡厚生センターに射水支所及び氷見支所、富山県砺波厚生センターに小矢部支所を置き、それぞれの名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

名称	位置	担当区域
富山県新川厚生センター 魚津支所	魚津市	魚津市
富山県高岡厚生センター 射水支所	射水市	射水市
富山県高岡厚生センター 氷見支所	氷見市	氷見市
富山県砺波厚生センター 小矢部支所	小矢部市	小矢部市

(平14規則41・全改、平16規則68・平17規則21・平17規則73・一部改正)

(内部組織)

第125条の2 厚生センターに次の課及び班を置く。

名称	課	班
富山県新川厚生センター	企画管理課 福祉課 保健予防課 衛生課	医務総務班 企画調整班 地域保健班 感染症疾病班

	試験検査課	
富山県中部厚生センター	企画管理課 福祉課 保健予防課 衛生検査課	医務総務班 企画調整班 地域保健班 感染症疾病班 食品衛生班 環境薬事検査班
富山県高岡厚生センター	企画管理課 保健予防課 衛生課 試験検査課	医務総務班 企画調整班 地域保健班 感染症疾病班 食品衛生班 環境衛生薬事班
富山県砺波厚生センター	企画管理課 保健予防課 衛生検査課	医務総務班 企画調整班 地域保健班 感染症疾病班 衛生班 試験検査班

2 厚生センターの支所に衛生予防課及び地域健康課を置く。

(平14規則41・追加、平17規則21・平17規則73・一部改正)

(分掌事務)

第126条 厚生センターの企画管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。
- (2) 厚生センター業務の総合調整に関すること。
- (3) 衛生思想の普及に関すること。
- (4) 人口動態調査その他保健統計に関すること。
- (5) 病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所及び衛生検査所に関すること。
- (6) 医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、栄養士、柔道整復師、保健師、助産師、看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関すること。
- (7) 死体の解剖及び保存並びに死因調査に関すること。
- (8) 採血及び献血に関すること。
- (9) 厚生センター運営協議会に関すること。
- (10) 地域保健に関する情報の収集、整理及び活用に関すること。
- (11) 地域保健に関する調査及び研究に関すること。
- (12) 地域保健医療計画に関すること。
- (13) 所管区域内の市町村相互間の連絡調整並びに市町村職員等の研修及び技術支援に関すること。
- (14) 他の主掌に属しないこと。

2 富山県新川厚生センター及び富山県中部厚生センターの福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉事業に関すること。
- (2) 生活保護に関すること。
- (3) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (4) 災害救助に関すること。
- (5) 戦没者遺族等の援護に関すること。
- (6) 高齢者福祉に関すること。
- (7) 児童福祉に関すること。
- (8) 助産施設、母子生活支援施設及び児童厚生施設の育成指導に関すること。
- (9) 母子福祉、寡婦福祉及び父子福祉に関すること。
- (10) 女性保護に関すること。
- (11) 身体障害者福祉に関すること。
- (12) 知的障害者福祉に関すること。
- (13) 法外援護に関すること。
- (14) 日本赤十字社に関すること。
- (15) 中国残留邦人等の支援に関すること。

3 厚生センターの保健予防課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 感染症に関すること。
- (2) 特定疾患その他疾病に関すること。
- (3) 生活習慣病及び老人保健に関すること。
- (4) 母子保健に関すること。
- (5) 母体保護に関すること。
- (6) 精神保健福祉に関すること。

- (7) 歯科保健に関すること。
 - (8) 栄養の改善に関すること。
 - (9) 保健師業務に関すること。
 - (10) 環境保健に関すること。
 - (11) 医療社会事業に関すること。
- 4 富山県新川厚生センター及び富山県高岡厚生センターの衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) そ族、衛生害虫の駆除その他環境衛生に関すること。
 - (2) 地区衛生組織の育成に関すること。
 - (3) 温泉に関すること。
 - (4) 理容、美容、クリーニング、興行場、旅館、公衆浴場及びプールに関すること。
 - (5) 墓地、火葬場等に関すること。
 - (6) 食品衛生に関すること。
 - (7) 食中毒に関すること。
 - (8) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
 - (9) 製菓衛生師及び調理師に関すること。
 - (10) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
 - (11) 化製場等に関すること。
 - (12) 狂犬病予防、犬の危害防止並びに動物の愛護及び管理に関すること。
 - (13) 水道施設の衛生管理に関すること。
 - (14) 飲料水の改善に関すること。
 - (15) 医薬品、医療機器、指定薬物等に関すること。
 - (16) 毒物及び劇物に関すること。
 - (17) 麻薬及び覚せい剤等の取締りに関すること。
 - (18) 浄化槽の設置、保守点検及び清掃に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
 - (19) 公害に関すること。
 - (20) 建築物の環境衛生に関すること。
- 5 富山県中部厚生センター及び富山県砺波厚生センターの衛生検査課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 細菌検査及び臨床検査に関すること。
 - (2) 環境衛生検査に関すること。
 - (3) その他試験検査に関すること。
 - (4) 前項各号に掲げる事務
- 6 富山県新川厚生センター及び富山県高岡厚生センターの試験検査課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 食品等の理化学検査に関すること。
 - (2) その他試験検査に関すること。
 - (3) 前項第1号及び第2号に掲げる事務
- 7 厚生センターの支所の衛生予防課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 公印、文書物品、出納その他の会計並びに庁舎の管理及び支所内の取締りに関すること。
 - (2) 母子保健、精神保健福祉、環境保健に関すること(保健師業務に係るものを除く。)
 - (3) 第1項第3号、第6号及び第14号、第3項第1号並びに第4項各号に掲げる事務
- 8 厚生センターの支所の地域健康課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 母子保健に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
 - (2) 精神保健福祉に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
 - (3) 第3項第2号、第3号、第5号、第7号及び第9号に掲げる事務
 (平14規則41・全改、平16規則62・平17規則21・平18規則72・平19規則30・平20規則38・一部改正)
 第14款の2 総合福祉会館
 (平11規則71・追加)
 (所掌事務)

第126条の2 総合福祉会館は、福祉を担う人材の育成、県民の福祉活動の支援及び福祉に関する情報の提供を行い、地域社会における福祉サービスの総合的な提供を推進する事務をつかさどる。

(平11規則71・追加)

(名称及び位置)

第126条の3 総合福祉会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県総合福祉会館	富山市

(平11規則71・追加)

第15款 削除

(平19規則30)

第127条から第130条まで 削除

(平19規則30)

第16款 児童相談所

(所掌事務)

第131条 児童相談所は、主として児童福祉についての相談、調査、判定及び指導並びに児童の一時保護に関する事務をつかさどる。

(名称、位置及び所管区域)

第132条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
富山県富山児童相談所	富山市	富山市 魚津市 滑川市 黒部市 中新川郡 下新川郡
富山県高岡児童相談所	高岡市	高岡市 氷見市 砺波市 小矢部市 南砺市 射水市

2 富山児童相談所は、中央児童相談所とする。

(平16規則68・平17規則21・平17規則73・一部改正)

(内部組織)

第133条 児童相談所に、次の課を置く。

名称	課
富山県富山児童相談所	保護課 相談支援第一課 相談支援第二課 心理相談課 地域支援・人材育成課
富山県高岡児童相談所	保護課 相談支援第一課 相談支援第二課 心理相談課 地域支援課

(令4規則22・一部改正)

(分掌事務)

第134条 保護課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。
- (2) 児童福祉施設に係る負担金の決定及び徴収に関すること。
- (3) 里親に対する委託料の支払に関すること。
- (4) 児童の一時保護に関すること。
- (5) 他の主掌に属しないこと。

2 相談支援第一課及び相談支援第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童及び保護者の相談、調査及び指導に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (2) 教育学的、社会学的及び精神保健上の判定に関すること。
- (3) 児童の措置に関すること。
- (4) 障害児の入所給付決定に関すること。
- (5) 里親に関すること。
- (6) 養子縁組に関する相談に関すること。
- (7) 市町村が行う介護給付費等の支給決定等の業務に関する援助等に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
- (8) 所管区域内の市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供及び市町村職員等の支援に関すること(他の所掌に係るものを除く。)

3 心理相談課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 心理学的見地からの児童及び保護者の相談、調査及び指導に関すること。
- (2) 医学的、心理学的及び精神保健上の判定に関すること。
- (3) 児童及び保護者等の心理治療及びカウンセリングに関すること。
- (4) 療育手帳の交付に関すること(18歳未満の者に係るものに限る。)
- (5) 所管区域内の市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供及び市町村職員等の支援に関すること(他の所掌に係るものを除く。)

4 地域支援・人材育成課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 所管区域内の児童相談に係る地域活動の支援、援助及び育成に関すること。

(2) 児童福祉に係る人材育成に関すること。

5 地域支援課の分掌事務は、所管区域内の児童相談に係る地域活動の支援、援助及び育成に関することとする。

(平18規則100・平24規則30・平29規則24・令4規則22・一部改正)

第17款 児童自立支援施設(富山学園)

(平10規則27・改称)

(所掌事務)

第135条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する事務をつかさどる。

(平10規則27・全改)

(名称及び位置)

第136条 児童自立支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県立富山学園	富山市

(平10規則27・一部改正)

(内部組織)

第137条 富山学園に管理課及び指導課を置く。

(分掌事務)

第138条 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 人事、公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。

(2) 給食に関すること。

(3) 保健衛生に関すること。

(4) 他の主掌に属しないこと。

2 指導課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学科指導、生活指導及び職業指導に関すること。

(2) 心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価に関すること。

(3) 教護記録簿の管理に関すること。

(4) 寮の運営に関すること。

(5) 退園児童の指導に関すること。

第18款 乳児院

(所掌事務)

第139条 乳児院は、乳児を入所させてこれを養育する事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第140条 乳児院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県立乳児院	富山市

第19款 婦人相談所(女性相談センター)

(平9規則10・改称)

(所掌事務)

第141条 婦人相談所は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第3項の規定による要保護女子の保護厚生に関すること。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項(同法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。

(平14規則18・平16規則62・平25規則42・平27規則20・一部改正)

(名称及び位置)

第142条 婦人相談所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県女性相談センター	富山市

(平9規則10・一部改正)

第20款 削除

(平28規則27)

第143条から第145条まで 削除

(平28規則27)

第21款 児童厚生施設(こどもみらい館)

(所掌事務)

第146条 児童厚生施設は、児童に健全な遊びの機会と場を提供して、その健康を増進し、及び情操を豊かにするとともに、地域の児童館その他の関係機関等との連携を図る事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第147条 児童厚生施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県子どもみらい館	射水市

(平17規則73・一部改正)

第22款 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所(障害者相談センター)

(平28規則49・改称)

(所掌事務)

第148条 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 障害者支援施設への入所措置に係る市町村相互間の連絡調整等に関すること。
- (2) 身体障害者及び知的障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導に関すること。
- (3) 身体障害者及び知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- (4) 身体障害者の補装具の処方及び適合判定に関すること。
- (5) 身体障害者手帳の交付に関すること。
- (6) 療育手帳の交付に関すること(児童相談所の所掌に係るものを除く。)

(平28規則49・全改)

(名称及び位置)

第149条 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県障害者相談センター	富山市

(平28規則49・一部改正)

第23款 削除

(平15規則11)

第150条及び第151条 削除

(平15規則11)

第24款 福祉型障害児入所施設(黒部学園及び砺波学園)

(平11規則8・平24規則30・改称)

(所掌事務)

第152条 福祉型障害児入所施設は、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う事務をつかさどる。

(平24規則30・全改)

(名称及び位置)

第153条 福祉型障害児入所施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県立黒部学園	黒部市
富山県立砺波学園	砺波市

(平11規則8・平24規則30・一部改正)

(内部組織)

第154条 福祉型障害児入所施設に、次の課及び班を置く。

名称	課	班
富山県立黒部学園及び富山県立砺波学園	管理課 指導課	育成班 療養班

(平7規則23・平11規則8・平20規則38・平24規則30・一部改正)

(分掌事務)

第155条 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。
- (2) 給食に関すること。
- (3) 保健衛生に関すること。
- (4) 他の主掌に属しないこと。

2 指導課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 入所児童の生活指導及び職業実習に関すること。
- (2) 退園児童の指導に関すること。
- (3) 就職開拓に関すること。
(平12規則24・平20規則38・一部改正)
第25款 リハビリテーション病院・こども支援センター
(平27規則53・全改)

(所掌事務)

第156条 リハビリテーション病院・こども支援センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県民に対する医療の提供に関すること。
- (2) 訪問看護及び訪問リハビリテーションに関すること。
- (3) 入所させた障害児の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療に関すること。
- (4) 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援に関すること。
- (5) 療養介護、生活介護及び短期入所に関すること。
(平27規則53・全改、平30規則37・一部改正)

(名称及び位置)

第157条 リハビリテーション病院・こども支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市

(平27規則53・全改)

第158条及び第159条 削除

(平27規則53)

第26款 削除

(平27規則53)

第160条及び第161条 削除

(平27規則53)

第27款 削除

(平28規則49)

第162条及び第163条 削除

(平28規則49)

第28款 削除

(平24規則30)

第164条から第167条まで 削除

(平24規則30)

第29款 削除

(平14規則41)

第168条から第171条まで 削除

(平14規則41)

第30款 衛生研究所

(所掌事務)

第172条 衛生研究所は、公衆衛生上必要な試験、検査、研究並びに技術指導に関する事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第173条 衛生研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県衛生研究所	射水市

(平17規則73・一部改正)

(内部組織)

第174条 衛生研究所に総務課、研究企画部、ウイルス部、細菌部及び化学部を置く。

(令2規則26・一部改正)

(分掌事務)

第175条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。
- (2) 他の主掌に属しないこと。

2 研究企画部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 研究、研修及び技術指導の企画調整に関すること。

- (2) 健康危機管理情報の収集、評価及び提供に関すること。
 - (3) 先天性代謝異常及び染色体異常の調査研究に関すること。
 - (4) 環境変化の人体に及ぼす影響の調査研究に関すること。
 - (5) がん及び生活習慣病予防のための調査研究に関すること。
- 3 ウイルス部の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) ウイルスその他病原微生物の調査研究及び指導に関すること。
 - (2) ウイルスによる病気の予防に関すること。
 - (3) 衛生動物の調査研究に関すること。
- 4 細菌部の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 細菌の調査研究に関すること。
 - (2) 感染症及び食中毒等の予防に関すること。
- 5 化学部の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 食品、食品添加物、容器、包装等の調査研究に関すること。
 - (2) 食品衛生法による製品検査に関すること。
 - (3) 有害物質を含有する家庭用品の調査研究に関すること。
 - (4) 温泉、飲料水の調査に関すること。

(平11規則8・平14規則18・令2規則26・一部改正)

第31款 削除

(令4規則22)

第176条から第179条まで 削除

(令4規則22)

第32款 病院(中央病院)

(平27規則53・改称)

(所掌事務)

第180条 病院は、県民に対する医療の提供に関する事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第181条 病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県立中央病院	富山市

(平27規則53・一部改正)

(内部組織)

第182条 中央病院に、次の局、部、室、課、科、センター、班及び係を置く。

局及び部	部	室、課、科及びセンター	班及び係
事務局		経営管理課 医事課	管理係 経営情報係 管財係 用度係 医事係 外来係 入院係
医療安全部		医療安全管理室 感染対策室	
医療局	診療部	内科 腎臓・高血圧内科 循環器内科 血液内科 呼吸器内科 消化器内科 内分泌・代謝内科 感染症内科 腫瘍内科 リウマチ・和漢診療科 精神科 脳神経内科 小児科 新生児科 外科 整形外科	

	手術部 医療情報部 研究研修センター部 救命救急センター部 集中治療部 がんセンター部 母子医療センター部 緩和ケアセンター部 遺伝診療部 総合地域連携部 臨床検査部 医療技術部 薬剤部	形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管外科 小児外科 産婦人科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻いんこう科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 外来化学療法科 リハビリテーション科 麻酔科 病理診断科 血液浄化療法科 手術管理科 物品管理科 医療情報科 病歴管理科 研究・研修室 臨床研修室 救急科 集中治療科 がん治療科 がん研究科 母子医療科 緩和ケア科 遺伝診療科 地域連携室 医療相談室 入退院支援センター 検査科 画像技術科 栄養管理科 臨床工学科	調剤指導班 薬剤管理班
看護部		病棟看護科 診療看護科 手術看護科 看護研修科	

(平7規則23・平8規則23・平8規則43・平12規則24・平14規則18・平16規則41・平17規則21・平19規則30・平20規則38・平22規則14・平24規則30・平25規則9・平27規則20・平28規則27・平29規則24・平31規則21・令2規則26・令4規則22・一部改正)

(分掌事務)

第183条 経営管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、公印、文書物品、予算経理及び出納その他の会計に関すること。
- (2) 電子計算組織の管理運営に関すること。
- (3) 県有財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (4) 防災に関すること。
- (5) 物品の購入、検収及び出納保管に関すること。
- (6) 他の主掌に属しないこと。

- 2 医事課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 医療業務の連絡調整に関すること。
 - (2) 患者の受付及び入退院に関すること。
 - (3) 診療報酬に関すること。
 - (4) 医療統計に関すること。
- 3 医療安全部医療安全管理室の分掌事務は、医療の安全に関することとする。
- 4 医療安全部感染対策室の分掌事務は、感染対策に関することとする。
- 5 診療部各科、救命救急センター一部救急科、集中治療部集中治療科、母子医療センター一部母子医療科、緩和ケアセンター一部緩和ケア科及び遺伝診療部遺伝診療科の分掌事務は、それぞれの科の所属する診療に関することとする。
- 6 手術部手術管理科の分掌事務は、手術室の運営管理に関することとする。
- 7 手術部物品管理科の分掌事務は、医療に係る物品の管理に関することとする。
- 8 医療情報部医療情報科の分掌事務は、医療情報システムに関することとする。
- 9 医療情報部病歴管理科の分掌事務は、診療情報の管理に関することとする。
- 10 研究研修センター一部研究・研修室の分掌事務は、医学の研究及び研修(医師の臨床研修に関するものを除く。)並びに図書の管理に関することとする。
- 11 研究研修センター一部臨床研修室の分掌事務は、医師の臨床研修に関することとする。
- 12 がんセンター一部がん治療科の分掌事務は、がんの治療に関することとする。
- 13 がんセンター一部がん研究科の分掌事務は、がんの臨床的研究に関することとする。
- 14 総合地域連携部地域連携室の分掌事務は、医療の地域連携に関することとする。
- 15 総合地域連携部医療相談室の分掌事務は、医療相談に関することとする。
- 16 総合地域連携部入退院支援センターの分掌事務は、入退院支援に関することとする。
- 17 臨床検査部検査科の分掌事務は、臨床検査に関することとする。
- 18 医療技術部画像技術科の分掌事務は、画像技術及び放射線技術に関することとする。
- 19 医療技術部栄養管理科の分掌事務は、給食計画、給食の献立、調理及び配膳、栄養指導並びに給食材料の管理に関することとする。
- 20 医療技術部臨床工学科の分掌事務は、臨床工学に関することとする。
- 21 薬剤部の分掌事務は、調剤、製剤及び薬品の管理に関することとする。
- 22 看護部病棟看護科の分掌事務は、病棟看護に関することとする。
- 23 看護部診療看護科の分掌事務は、外来診療看護に関することとする。
- 24 看護部手術看護科の分掌事務は、手術看護及び診療材料等の洗浄滅菌に関することとする。
- 25 看護部看護研修科の分掌事務は、看護研修に関することとする。

(平7規則23・平8規則43・平12規則24・平14規則18・平16規則41・平17規則21・平19規則30・平24規則30・平27規則20・平28規則27・平29規則24・令2規則26・一部改正)

第33款 精神保健福祉センター(心の健康センター)

(平7規則40・平9規則10・改称)

(所掌事務)

第184条 精神保健福祉センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに複雑又は困難な相談及び指導に関すること。
 - (2) 精神医療審査会に関すること。
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付申請に対する決定及び自立支援医療費(精神通院医療に係るものに限る。)の支給認定に関すること。
 - (4) 市町村が行う介護給付費等の支給決定等の業務に対する援助等に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
 - (5) 精神保健に関する診療に関すること。
- (平18規則72・全改)

(名称及び位置)

第185条 精神保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県心の健康センター	富山市

(平7規則40・平9規則10・一部改正)

第34款 イタイイタイ病資料館

(平24規則30・全改)

(所掌事務)

第186条 イタイイタイ病資料館は、貴重な資料や教訓を後世に継承するとともに、困難を克服した先人の英知を未来につなぎ、環境及び健康を大切に作る県づくりに資するための事務をつかさどる。

(平24規則30・全改)

(名称及び位置)

第187条 イタイイタイ病資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県立イタイイタイ病資料館	富山市

(平24規則30・全改)

(内部組織)

第187条の2 イタイイタイ病資料館に、普及課を置く。

(平24規則30・全改)

(分掌事務)

第187条の3 普及課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印及び文書に関すること。
- (2) 施設の管理に関すること。
- (3) イタイイタイ病に関する資料の受託に関すること。
- (4) イタイイタイ病に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (5) イタイイタイ病に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (6) イタイイタイ病に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (7) 広報及び宣伝に関すること。
- (8) 資料館の普及活動に関すること。

(平24規則30・全改)

第35款 食肉検査所

(平14規則18・全改)

(所掌事務)

第188条 食肉検査所は、食肉、魚肉及びこれらを原料とする加工品等の検査、研究及び技術指導に関する事務をつかさどる。

(平14規則18・全改)

(名称及び位置)

第189条 食肉検査所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県食肉検査所	射水市

(平14規則18・全改、平17規則73・一部改正)

(内部組織)

第190条 食肉検査所に、次の課及び班を置く。

課	班
試験課	
検査課	検査第一班 検査第二班

(平14規則18・全改)

(分掌事務)

第191条 試験課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。
- (2) 食肉、魚肉及びこれらを原料とする加工品の検査研究に関すること。
- (3) 人畜に共通する疾病及び病原物質の検査研究に関すること。
- (4) その他必要と認められる調査研究に関すること。
- (5) 他の主掌に属しないこと。

2 検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) と畜場及びと畜場関係施設の指導に関すること。
- (2) と畜検査及び食肉衛生の指導に関すること。
- (3) と畜場関係者の衛生指導に関すること。
- (4) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。

(平14規則18・全改)

第36款 薬事総合研究開発センター

(平30規則28・全改)

第1目 所掌事務等

(平30規則28・全改)

(所掌事務)

第192条 薬事総合研究開発センターは、薬事について必要な研究開発、試験、分析及び技術指導その他これらに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

(平30規則28・全改)

(名称及び位置)

第192条の2 薬事総合研究開発センターの名称は、富山県薬事総合研究開発センターとする。

2 薬事総合研究開発センターは、総務課、研究協力課及びセンターをもって構成し、その名称及び位置は次の表のとおりとする。

名称	位置
総務課	射水市
研究協力課	射水市
創薬研究開発センター	射水市
製剤開発支援センター	射水市
薬用植物指導センター	中新川郡上市町

(平30規則28・全改、平31規則21・一部改正)

第2目 総務課

(平30規則28・全改)

(分掌事務)

第193条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 人事、公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理及びセンター内の取締りに関すること。

(2) 他の主掌に属しないこと。

(平30規則28・全改)

第3目 研究協力課

(平31規則21・追加)

(分掌事務)

第193条の2 研究協力課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 研究、研修及び技術指導の企画調整及び評価に関すること。

(2) 設備機器の管理に関すること。

(3) 知的財産権に関すること。

(4) 広報等啓発活動に関すること。

(5) 関係機関等との連絡調整に関すること。

(平31規則21・追加)

第4目 創薬研究開発センター

(平30規則28・全改、平31規則21・旧第3目繰下)

(分掌事務)

第194条 創薬研究開発センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 創薬研究開発に関すること。

(2) バイオ医薬品、再生医療等に関する研究開発に関すること。

(3) 医薬品等の薬理学、毒性学及び病理学的試験研究に関すること。

(4) 実験動物の飼育管理に関すること。

(5) 研究、研修及び技術指導の企画に関すること。

(平30規則28・全改、平31規則21・一部改正)

第5目 製剤開発支援センター

(平30規則28・全改、平31規則21・旧第4目繰下)

(内部組織)

第195条 製剤開発支援センターに製剤研究課及び試験課を置く。

(平30規則28・全改)

(分掌事務)

第195条の2 製剤研究課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 育薬開発研究に関すること。

(2) 医薬品等の薬剤学的試験研究に関すること。

(3) 医薬品等の製剤学的試験研究及び技術指導に関すること。

(4) 人材育成に関すること。

2 試験課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 医薬品等の分析試験研究及び技術指導に関すること。

(2) 医薬品等の微生物学的試験研究に関すること。

(3) 医薬品等の規格及び試験方法の審査に関すること。

(平30規則28・全改、平31規則21・一部改正)

第6目 薬用植物指導センター

(平30規則28・全改、平31規則21・旧第5目繰下)

(分掌事務)

第196条 薬用植物指導センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 薬用植物の試験研究に関すること。

(2) 薬用植物の栽培及び調製加工並びにその指導及び研修に関すること。

(3) 薬用植物の種苗の確保及び供給に関すること。

(4) 薬用植物の知識の普及に関すること。

(平30規則28・全改、平31規則21・一部改正)

第37款 削除

(平20規則38)

第197条及び第198条 削除

(平20規則38)

第38款 大阪事務所及び名古屋事務所

(所掌事務)

第199条 大阪事務所及び名古屋事務所は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 官公庁並びにその他の関係機関及び関係団体との連絡及び折衝に関すること。

(2) 県政に関する情報及び資料の収集調査並びに県政に関する情報の発信に関すること。

(3) 企業誘致に関すること(サテライトオフィスの誘致を含む。)

(4) 農工水産物等の県の物産の販売促進に関すること。

(5) 県の観光宣伝に関すること。

(6) 県内における就職及び県外からの移住に関する情報の提供に関すること。

(平18規則72・平29規則24・令2規則26・一部改正)

(名称及び位置)

第200条 大阪事業所及び名古屋事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県大阪事務所	大阪市
富山県名古屋事務所	名古屋市

第39款 産業技術研究開発センター

(平30規則28・改称)

第1目 所掌事務等

(所掌事務)

第201条 産業技術研究開発センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 産業技術に関する研究開発、試験、分析、指導その他これらに附帯する業務に関すること。

(2) 前号の事項に関し、他の依頼に応ずること。

(3) 設備の使用の指導に関すること。

(4) 知的財産権(産業財産権に係るものに限る。)に関する情報の提供に関すること。

(平10規則27・平12規則24・平30規則28・一部改正)

(名称及び位置)

第202条 産業技術研究開発センターの名称は、富山県産業技術研究開発センターとする。

2 産業技術研究開発センターは、企画管理部及び研究所をもって構成し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
企画管理部	高岡市
ものづくり研究開発センター	高岡市
生活工学研究所	南砺市
機械電子研究所	富山市

(平9規則48・平16規則68・平23規則10・平30規則28・一部改正)

第2目 企画管理部

(内部組織)

第203条 企画管理部に総務課及び企画調整課を置く。

(平30規則28・一部改正)

(分掌事務)

第204条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、公印、文書物品、予算経理及び出納その他の会計並びに庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。
- (2) 他の主掌に属しないこと。
- 2 企画調整課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 研究、研修及び指導の企画調整に関すること。
 - (2) 広報等啓発事業に関すること。
 - (3) 情報ネットワークシステムの運営及び産業技術の情報に関すること。
 - (4) 知的所有権センターの運営に関すること。
 - (5) 各種補助事業に関すること。
 - (6) 関係機関等との連絡調整に関すること。
 - (7) その他産業技術開発事業の企画に関すること。

(平10規則27・平11規則8・平12規則24・平23規則10・平30規則28・一部改正)

第3目 ものづくり研究開発センター

(平30規則28・全改)

(内部組織)

第205条 ものづくり研究開発センターにものづくり基盤技術課、デジタルものづくり課、機能素材加工課及び製品・機能評価課を置く。

(平30規則28・全改)

(分掌事務)

第206条 ものづくり基盤技術課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 工業材料開発に係る試験研究及び指導に関すること。
- (2) 工業材料の分析、評価に係る試験研究及び指導に関すること。
- (3) 複合材料に係る試験研究及び指導に関すること。
- (4) その他工業材料に係る試験研究及び指導に関すること。
- 2 デジタルものづくり課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 三次元造形及びその周辺技術に係る試験研究及び指導に関すること。
 - (2) 三次元計測及びその周辺技術に係る試験研究及び指導に関すること。
 - (3) 金属工芸品及び漆工芸品に係る試験研究及び指導に関すること。
 - (4) その他先端的技術の活用に係る技術開発及び指導に関すること。
- 3 機能素材加工課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 材料の加工に係る試験研究及び指導に関すること。
 - (2) 素材のマルチマテリアル化に係る試験研究及び指導に関すること。
 - (3) 精密測定技術に係る試験研究及び指導に関すること。
 - (4) その他加工に係る試験研究及び指導に関すること。
- 4 製品・機能評価課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 工業製品の機械性能評価に係る試験研究及び指導に関すること。
 - (2) 工業製品の電磁性能評価に係る試験研究及び指導に関すること。
 - (3) 工業製品の耐久性性能評価に係る試験研究及び指導に関すること。
 - (4) その他工業製品の品質評価に係る試験研究及び指導に関すること。

(平30規則28・全改)

第4目 生活工学研究所

(平9規則48・改称)

(内部組織)

第207条 生活工学研究所に生活科学課及び生活資材開発課を置く。

(平9規則48・平30規則28・一部改正)

(分掌事務)

第208条 生活科学課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ヘルスケア関連製品に係る試験研究及び指導に関すること。
- (2) 感覚知覚等人間情報の解析に係る試験研究及び指導に関すること。
- (3) 人体生理の計測又は評価解析に係る試験研究及び指導に関すること。
- (4) 生活空間の評価解析に係る試験研究及び指導に関すること。
- (5) 人間行動の評価解析に係る試験研究及び指導に関すること。

- (6) その他生活関連製品の評価に係る試験研究及び指導に関すること。
- 2 生活資材開発課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 生活関連資材に係る試験研究及び指導に関すること。
- (2) 繊維高分子材料の高機能化に係る試験研究及び指導に関すること。
- (3) 環境対応関連製品の生産に係る試験研究及び指導に関すること。
- (4) 生活関連製品の消費科学に係る試験研究及び指導に関すること。
- (5) その他生活関連製品の生産に係る試験研究及び指導に関すること。
- (平30規則28・全改)

第5目 機械電子研究所

(内部組織)

第209条 機械電子研究所に機械情報システム課及び電子デバイス技術課を置く。
(平30規則28・一部改正)

(分掌事務)

第210条 機械情報システム課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) デジタルエンジニアリング技術に係る試験研究及び指導に関すること。
- (2) センシング・モニタリング技術に係る試験研究及び指導に関すること。
- (3) 機械情報技術の応用に係る試験研究及び指導に関すること。
- (4) 機械システムの要素技術に係る試験研究及び指導に関すること。
- (5) その他機械のシステム化技術に係る試験研究、技術開発及び指導に関すること。
- 2 電子デバイス技術課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 機能性電子デバイスに係る試験研究及び指導に関すること。
- (2) 電子デバイス材料に係る開発研究及び指導に関すること。
- (3) 電子デバイスの応用技術に係る試験研究及び指導に関すること。
- (4) 電子デバイスの信頼性評価技術等に係る試験研究及び指導に関すること。
- (5) その他電子技術に係る試験研究、技術開発及び指導に関すること。

(平30規則28・一部改正)

第39款の2 総合デザインセンター

(平11規則52・追加)

(所掌事務)

第210条の2 総合デザインセンターは、デザインに関する研究開発、技術指導、情報提供等を総合的に行い、産業の振興に関する事務をつかさどる。

(平11規則52・追加、平23規則10・旧第210条の2繰下、平30規則28・旧第210条の3繰上)

(名称及び位置)

第210条の3 総合デザインセンターの名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
富山県総合デザインセンター	高岡市

(平11規則52・追加、平23規則10・旧第210条の3繰下、平30規則28・旧第210条の4繰上)

第40款 計量検定所

(所掌事務)

第211条 計量検定所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 計量関係事業に関すること。
- (2) 計量器の検定及び検査に関すること。
- (3) 計量の立入検査及び指導に関すること。

(名称及び位置)

第212条 計量検定所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県計量検定所	富山市

第213条及び第214条 削除

(平17規則21)

第41款 削除

(平9規則10)

第215条及び第216条 削除

(平9規則10)

第42款 削除

(平10規則27)

第217条及び第218条 削除

(平10規則27)

第43款 職業能力開発校(技術専門学院)

(平11規則8・平19規則30・改称)

(所掌事務)

第219条 職業能力開発校は、県民の職業能力の開発及び向上に関する事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第220条 職業能力開発校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県技術専門学院	富山市

(平16規則68・平19規則30・一部改正)

(分校)

第220条の2 技術専門学院に分校を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県技術専門学院新川センター	黒部市
富山県技術専門学院砺波センター	南砺市

(平19規則30・追加)

(内部組織)

第221条 技術専門学院に、次の課及び班を置く。

課	班
企画管理課	管理班 企画調整班
普通訓練課	
短期訓練課	

(平19規則30・全改)

(分掌事務)

第222条 企画管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに校舎の管理及び校内の取締りに関すること。
 - (2) 職業訓練の企画及び調整の総括に関すること。
 - (3) 職業訓練技術の調査研究に関すること。
 - (4) 関係機関に対する職業訓練技術の援助及び交換に関すること。
 - (5) 技能の振興に関する事業の企画及び調整に関すること。
 - (6) 事業主が行う職業訓練その他の職業能力の開発及び向上の促進に関する事業に対する援助に関すること。
 - (7) 職業訓練の実施に関すること。
 - (8) 訓練生の募集及び選考に関すること。
 - (9) 訓練生の福利厚生に関すること。
 - (10) 訓練生の生活指導及び作業安全に関すること。
 - (11) 訓練用教材に関すること。
 - (12) 求人開拓、就職指導及び就業のあっせんに関すること。
 - (13) 技能検定の援助に関すること。
 - (14) 他の主掌に属しないこと。
- 2 普通訓練課の分掌事務は、[前項第7号](#)から[第14号](#)までに掲げる事務のうち普通課程に係るものとする。
- 3 短期訓練課の分掌事務は、[第1項第7号](#)から[第14号](#)までに掲げる事務のうち短期課程に係るもの(企画管理課の所掌に係るものを除く。)とする。
- 4 分校の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 公印、文書物品、出納その他の会計並びに分校舎の管理及び校内の取締りに関すること。
 - (2) 分校における職業訓練の企画及び調整に関すること。
 - (3) [第1項第6号](#)から[第14号](#)までに掲げる事務に関すること。

(平19規則30・全改、平24規則30・一部改正)

第44款 削除

(平14規則18)

第223条及び第224条 削除

(平14規則18)

第45款 削除

(平9規則10)

第225条及び第226条 削除

(平9規則10)

第46款 農林振興センター

(平8規則23・旧第45款繰下、平20規則38・改称)

(所掌事務)

第227条 農林振興センターは、農業、林業等に関する事務をつかさどる。

(平8規則23・旧第225条繰下、平20規則38・一部改正)

(名称、位置及び所管区域)

第228条 農林振興センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
富山県新川農林振興センター	魚津市及び黒部市	魚津市 滑川市 黒部市 下新川郡
富山県富山農林振興センター	富山市	富山市 中新川郡
富山県高岡農林振興センター	高岡市	高岡市 氷見市 小矢部市 射水市
富山県砺波農林振興センター	砺波市	砺波市 南砺市

2 前項の規定にかかわらず、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第12条第2項に規定する事務については、滑川市は、富山県富山農林振興センターの所管区域とする。

(平20規則38・全改)

(内部組織)

第229条 農林振興センターに、次の課及び班を置く。

名称	課	班
新川農林振興センター	総務課 企画振興課 管理検査課 担い手支援課 農業普及課 指導課 農村整備課 森林整備課	総務班 用地班 経営支援班 園芸振興班 入善・朝日班 魚津・黒部班 計画班 指導班 水利防災班 農地整備第一班 農地整備第二班 林政・普及班 治山班 林道班
富山農林振興センター	総務課 企画振興課 管理検査課 担い手支援課 農業普及課 指導課 農村整備課 森林整備課	総務班 用地班 経営支援班 園芸振興班 富山北部班 富山南部班 滑川・上市班 立山班 計画班 指導班 国営事業推進班 水利防災第一班 水利防災第二班 農地整備班 林政・普及班 治山班 自然公園班 林道班
高岡農林振興センター	総務課 企画振興課 管理検査課 担い手支援課 農業普及課 指導課 農村整備課 森林整備課	総務班 用地班 経営支援班 園芸振興班 高岡班 小矢部班 射水班 氷見班 計画班 指導班 水利防災第一班 水利防災第二班 農地整備班 林政・普及班 治山・林道班
砺波農林振興センター	総務課 企画振興課 管理検査課 担い手支援課 農業普及課 指導課	総務班 用地班 経営支援班 園芸振興班 砺波班 南砺班 計画班 指導班

- 2 所長は、事務処理又は特定事業の執行のため必要があると認めるときは、知事の承認を受けて現業所を設置することができる。
- (平7規則23・一部改正、平8規則23・旧第227条繰下・一部改正、平9規則10・平10規則27・平11規則8・平17規則21・平18規則72・平20規則38・平22規則14・平24規則30・平26規則30・平27規則20・平31規則21・一部改正)
- (分掌事務)
- 第230条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 人事、公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理及びセンター内の取締りに関すること。
- (2) 資材の保存に関すること。
- (3) 工事の請負その他契約に関すること。
- (4) 工事の用地取得、物件移転及び補償に関すること。
- (5) 県有土地改良財産に関すること。
- (6) 他の主掌に属しないこと。
- 2 企画振興課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 地域農林業施策の企画・調整に関すること。
- (2) 農林振興センター業務の企画調整に関すること。
- (3) 地域農林業振興に係る計画の策定等に関すること。
- (4) 広報等啓発事業に関すること。
- (5) 技術職員の研修のとりまとめに関すること。
- (6) 農林災害のとりまとめに関すること。
- (7) 野生鳥獣対策及び狩猟に関すること。
- (8) 中山間地域の振興に関すること。
- 3 管理検査課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 工事の検査及び監察に関すること。
- (2) 工事の設計積算業務の連絡調整に関すること。
- (3) 工事の技術指導に関すること。
- (4) 技術職員の研修に関すること。
- (5) 農地林務災害に関すること。
- 4 担い手支援課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 公印、文書物品、庁舎の管理及びセンター内の取締りに関すること(新川農林振興センター、富山農林振興センターに限る。)
- (2) 普及指導計画の樹立及び推進に関すること。
- (3) 農業生産の担い手の育成及び指導に関すること。
- (4) 園芸の普及指導に関すること。
- (5) 農山漁村生活の改善に関する普及指導に関すること。
- 5 農業普及課の分掌事務は、水稻、麦その他の作物に関する普及指導に関すること(担い手支援課の所掌に係るものを除く。)
- 6 指導課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 土地改良区等の検査及び指導に関すること。
- (2) 土地改良事業の金融に関すること。
- (3) 換地事務に関すること。
- (4) 農業水利に関すること。
- (5) 土地改良事業の調査及び計画に関すること。
- (6) 農村総合整備計画に関すること。
- (7) 公害防除特別土地改良事業に関すること。
- (8) 団体営土地改良事業に関すること。
- (9) 農地保全に係る地すべり防止区域の指定に関すること。
- (10) 災害復旧事業、防災事業等(県営を除く。)
- 7 農村整備課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 県営農業用排水事業の設計及び施行に関すること。
- (2) 県営災害復旧事業、県営防災事業等に関すること。
- (3) 公害防除特別土地改良事業の調査設計及び施行に関すること。
- (4) 県営ほ場整備事業の設計及び施行に関すること。
- (5) 農用地の開発事業等に関すること。

- (6) 県営農業用道路事業の設計及び施行に関すること。
- 8 森林整備課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 林業経営の指導及び監督に関すること。
 - (2) 民有林の造林の指導及び監督に関すること。
 - (3) 森林病虫害の駆除予防に関すること。
 - (4) 森林組合その他林業団体に関すること。
 - (5) 県有林及び県行造林の造成及び維持管理に関すること。
 - (6) 県営の採穂園及び採種園の造成及び維持管理並びに民営苗畑の育成指導に関すること。
 - (7) 林産物生産の指導奨励に関すること。
 - (8) 入会林野等整備促進に関すること。
 - (9) 保安林に関すること(有峰県有森林に係るものを除く。)
 - (10) 林地開発許可に関すること。
 - (11) 水と緑の森づくり事業に関すること。
 - (12) 治山事業に関すること。
 - (13) 林道事業に関すること(林道有峰線及び真川線の維持管理に係るものを除く。)
 - (14) 自然環境の整備に関すること。

9 第6項の規定にかかわらず、富山農林振興センターの指導課の分掌事務は、同項の指導課の分掌事務に国営土地改良事業(水橋地区)に関する事務を加えた事務とする。

10 第7項の規定にかかわらず、富山農林振興センターの農村整備課の分掌事務は、同項の農村整備課の分掌事務に湯谷川ダム(附属施設を含む。)及び貯水池の維持及び管理に関する事務を加えた事務とする。

(平8規則23・旧第228条繰下、平12規則24・平13規則11・平14規則50・平15規則11・平17規則21・平18規則72・平19規則30・平20規則38・平22規則14・平27規則20・平31規則21・令3規則26・一部改正)

第47款 農林水産総合技術センター

(平20規則38・全改)

第1目 所掌事務等

(平20規則38・全改)

(所掌事務)

第231条 農林水産総合技術センターは、農林水産業に関する試験研究、技術指導その他これらに附帯する事務をつかさどる。

(平20規則38・全改)

(名称及び位置)

第232条 農林水産総合技術センターの名称は、富山県農林水産総合技術センターとする。

2 農林水産総合技術センターは、企画管理部及び研究所をもって構成し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
企画管理部	富山市
農業研究所	富山市
園芸研究所	砺波市及び魚津市
畜産研究所	富山市
食品研究所	富山市
森林研究所	中新川郡立山町
木材研究所	射水市
水産研究所	滑川市

(平20規則38・全改)

第2目 企画管理部

(平20規則38・全改)

(内部組織)

第233条 企画管理部に総務課及び企画情報課を置く。

(平20規則38・全改)

(分掌事務)

第234条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。
- (2) 他の主掌に属しないこと。

2 企画情報課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 研究、調査及び指導並びに研修の企画調整に関すること。

- (2) 広報等啓発事業に関すること。
- (3) 農林水産業の技術情報及び知的所有権に関すること。
- (4) 農林水産業の経営研究に関すること。

(平20規則38・全改)

第3目 農業研究所

(平20規則38・全改)

(内部組織)

第234条の2 農業研究所に育種課、栽培課、土壌・環境保全課及び病理昆虫課を置く。

(平20規則38・全改)

(分掌事務)

第234条の3 育種課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 水稲、畑作物等の新品種の育成及び選定に関すること。

(2) 水稲、畑作物原種の増殖に関すること。

2 栽培課の分掌事務は、水稲、畑作物の栽培等に係る試験研究に関することとする。

3 土壌・環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 土壌保全及び施肥法の改善に関すること。

(2) 環境保全対策に係る調査研究に関すること。

(3) 土壌汚染防止対策の調査研究に関すること。

(4) 肥料の分析及び検査に関すること。

(5) 農薬残留対策に関すること。

4 病理昆虫課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 病害虫の発生生態及び防除法に係る試験研究に関すること。

(2) 植物防疫法(昭和25年法律第151号)第32条第4項の規定による植物の検疫、発生予察事業等防除に関すること。

(平20規則38・全改)

(附属施設)

第234条の4 農業研究所に附属施設として農業バイオセンターを置く。

(平20規則38・全改)

(附属施設の分掌事務)

第234条の5 農業バイオセンターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 農業分野における先端的バイオテクノロジー研究に関すること。

(2) 作物育種及び病害虫分野等の共同研究の推進に関すること。

(平20規則38・全改)

第4目 園芸研究所

(平20規則38・全改)

(内部組織)

第234条の6 園芸研究所に野菜課、花き課及び果樹研究センターを置く。

(平20規則38・全改)

(分掌事務)

第234条の7 野菜課の分掌事務は、野菜の栽培に係る試験研究に関することとする。

2 花き課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 花きの育種及び栽培に係る試験研究に関すること。

(2) 花き球根類の病害虫に係る試験研究に関すること。

3 果樹研究センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 果樹の品種及び栽培の試験研究に関すること。

(2) 果樹園管理の省力化に係る試験研究に関すること。

(平20規則38・全改)

(附属施設)

第234条の8 園芸研究所に附属施設としてチューリップ遺伝資源センターを置く。

(平20規則38・全改)

(附属施設の分掌事務)

第234条の9 チューリップ遺伝資源センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) チューリップ遺伝資源の収集及び保存に関すること。

(2) チューリップの品種育成及び増殖に係る支援業務に関すること。

(3) チューリップ生産農家に対する生産支援に関すること。

(4) チューリップに関する情報の収集、管理及び提供に関すること。

(平20規則38・全改)

第5目 畜産研究所

(平20規則38・全改)

(内部組織)

第234条の10 畜産研究所に酪農肉牛課、養豚課及び飼料環境課を置く。

(平20規則38・全改)

(分掌事務)

第234条の11 酪農肉牛課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 乳牛及び肉用牛の育種改良の試験研究に関すること。
- (2) 乳牛及び肉用牛の繁殖技術の試験研究に関すること。
- (3) 乳牛及び肉用牛の飼養技術の試験研究に関すること。
- (4) 畜産物の品質向上の試験研究に関すること。

2 養豚課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 種豚の育種改良の試験研究に関すること。
- (2) 豚の繁殖技術の試験研究に関すること。
- (3) 豚の飼養技術の試験研究に関すること。
- (4) 畜産物の品質向上の試験研究に関すること。

3 飼料環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 飼料作物の栽培、貯蔵及び加工の試験研究に関すること。
- (2) 草地等の利用管理の試験研究に関すること。
- (3) 飼料の品質及び栄養性の試験研究に関すること。
- (4) 畜産環境保全の試験研究に関すること。

(平20規則38・全改)

(附属施設)

第234条の12 畜産研究所に附属施設として種畜供給センターを置く。

(平20規則38・全改)

(附属施設の分掌事務)

第234条の13 種畜供給センターの分掌事務は、種畜の増殖、育成及び譲渡に関することとする。

(平20規則38・全改、平24規則30・一部改正)

第6目 食品研究所

(平20規則38・全改)

(内部組織)

第234条の14 食品研究所に食品化学課及び食品加工課を置く。

(平20規則38・全改)

(分掌事務)

第234条の15 食品化学課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 食品研究所の公印、文書物品、庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。
- (2) 開放試験室等の利用及び分析検定に関すること。
- (3) 食品及び原料の品質、栄養等の試験研究及び指導に関すること。
- (4) 食品及び原料の保蔵、包装及び流通技術の試験研究及び指導に関すること。
- (5) 食品の製造における工程、機械及び品質管理の試験研究及び指導に関すること。
- (6) 未利用資源の利用及び素材化資源技術の試験研究及び指導に関すること。

2 食品加工課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農畜産食品の加工技術の試験研究及び指導に関すること。
- (2) 水産食品の加工技術の試験研究及び指導に関すること。
- (3) 林産食品の加工技術の試験研究及び指導に関すること。
- (4) 特産食品の加工技術の試験研究及び指導に関すること。
- (5) 食品原料の加工適性の評価に関すること。

(平20規則38・全改)

第7目 森林研究所

(平20規則38・全改)

(内部組織)

第234条の16 森林研究所に森林環境課及び森林資源課を置く。

(平20規則38・全改)

(分掌事務)

第234条の17 森林環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 森林研究所の公印、文書物品、庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。
- (2) 森林の環境保全に係る試験研究に関すること。
- (3) 森林の公益的機能に係る試験研究に関すること。
- (4) 樹木園の管理に関すること。

- 2 森林資源課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 林木の育種と育苗に係る試験研究に関すること。
 - (2) 森林の育成と更新に係る試験研究に関すること。
 - (3) 森林の病虫獣害に係る試験研究に関すること。
 - (4) 山村特産物及び特用林産物に係る試験研究に関すること。
 - (5) 試験林の管理に関すること。

(平20規則38・全改)

第8目 木材研究所

(平20規則38・全改)

(内部組織)

第234条の18 木材研究所に木質構造課、木質製品課を置く。

(平20規則38・全改)

(分掌事務)

第234条の19 木質構造課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 木材研究所の公印、文書物品、庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。
- (2) 木材の機械加工技術の高度化に係る試験研究及び指導に関すること。
- (3) 木材並びに木質材料の材質及び強度特性に係る試験研究及び指導に関すること。
- (4) 木質材料の適正利用技術に係る試験研究及び指導に関すること。

2 木質製品課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 木質材料の性能の向上及び製品開発に係る試験研究及び指導に関すること。
- (2) 木質材料の生産及び利用技術に係る試験研究及び指導に関すること。
- (3) 生物・化学加工による製品開発に係る試験研究及び指導に関すること。
- (4) 生物・化学加工製品の生産及び利用技術に係る試験研究及び指導に関すること。

(平20規則38・全改)

第9目 水産研究所

(平20規則38・全改)

(内部組織)

第234条の20 水産研究所に海洋資源課、栽培・深層水課及び内水面課を置く。

(平20規則38・全改)

(分掌事務)

第234条の21 海洋資源課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 水産研究所の公印、文書物品、庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。
- (2) 海面における漁業資源に関する試験研究及び調査に関すること。
- (3) 海面における漁業技術に関する試験研究及び普及指導に関すること。
- (4) 漁業調査船の運航保全に関すること。

2 栽培・深層水課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 栽培漁業に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 栽培漁業技術の普及指導に関すること。
- (3) 深層水利用に関する試験研究及び調査に関すること。
- (4) 海面における漁場環境に関する試験研究及び調査に関すること。
- (5) 沿岸漁業調査船の運航保全に関すること。

3 内水面課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 内水面漁業に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 内水面における漁場環境に関する試験研究及び調査に関すること。
- (3) 内水面における増養殖技術の普及指導に関すること。

(平20規則38・全改、令4規則22・一部改正)

第10目 スマート農業普及センター及び林業普及センター

(平20規則38・全改、令3規則26・改称)

(名称及び位置)

第234条の22 農林水産総合技術センターに次の表の左欄に掲げる機関を附置し、その位置は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	位置
スマート農業普及センター	富山市
林業普及センター	中新川郡立山町

(平20規則38・全改、令3規則26・一部改正)

(分掌事務)

第234条の23 スマート農業普及センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) スマート農業の普及促進並びに体験及び研修に関すること。
- (2) 農業機械の研修に関すること。
(令3規則26・追加)

第234条の24 林業普及センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 林業従事者の資質向上のための技術研修に関すること。
- (2) 林業の普及のための相談、展示会等に関すること。
(平20規則38・全改、令3規則26・旧第234条の23線下・一部改正)
第48款 削除
(平15規則11)

第235条及び第236条 削除

(平15規則11)

第48款の2 花総合センター

(平14規則18・追加)

(所掌事務)

第236条の2 花総合センターは、県民に花の栽培技術及び活用方法その他花に関する情報を総合的に提供する事務をつかさどる。

(平14規則18・追加)

(名称及び位置)

第236条の3 花総合センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県花総合センター	砺波市

(平14規則18・追加)

第49款 削除

(平20規則38)

第237条から第248条まで 削除

(平20規則38)

第50款 削除

(平20規則38)

第249条から第252条まで 削除

(平20規則38)

第51款 削除

(平14規則18)

第253条から第254条の3まで 削除

(平14規則18)

第52款 削除

(平14規則18)

第255条及び第256条 削除

(平14規則18)

第53款 削除

(平14規則18)

第257条及び第258条 削除

(平14規則18)

第54款 削除

(平15規則11)

第259条から第262条まで 削除

(平15規則11)

第55款 家畜保健衛生所

(所掌事務)

第263条 家畜保健衛生所は、家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第3条の規定による家畜の伝染病の予防、家畜の試験及び検査等に関する事務をつかさどる。

(名称、位置及び所管区域)

第264条 家畜保健衛生所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
富山県東部家畜保健衛生所	富山市	富山市 魚津市 滑川市 黒部市 中新川郡 下新川郡

(平16規則68・平17規則21・平17規則73・一部改正)

(内部組織)

第265条 家畜保健衛生所に指導課、防疫課、検査課及び環境課を置く。

(分掌事務)

第266条 指導課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。
- (2) 家畜保健衛生に関する思想の普及及び向上に関すること。
- (3) 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精に関すること。
- (4) 家畜の寄生虫病の予防に関すること。
- (5) 家畜の地方的特殊疾病に関すること。
- (6) 家畜の応急診療に関すること。
- (7) 動物用薬事に関すること。
- (8) 他の主掌に属しないこと。

2 防疫課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 家畜の伝染病の防疫に関すること。
- (2) 家畜の伝染病疾病の防疫に関すること。

3 検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 家畜疾病の病性鑑定に関すること。
- (2) 家畜の保健衛生に必要な試験及び検査に関すること。
- (3) 飼料の分析及び検査に関すること。

4 環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 畜産環境改善の技術指導に関すること。
- (2) 畜産環境の苦情処理及び施設の点検に関すること。

(平8規則23・一部改正)

第56款 削除

(平13規則11)

第267条から第270条まで 削除

(平13規則11)

第57款 小矢部川ダム管理事務所

(所掌事務)

第271条 小矢部川ダム管理事務所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 刀利ダム及び臼中ダム並びにこれらの附属施設、貯水池、取水施設、放流施設その他財産の維持管理に関すること。
 - (2) 施設の状況、調査、観測及び報告に関すること。
 - (3) 気象及び水象の定時観測並びに警報及び連絡に関すること。
 - (4) 刀利ダム及び臼中ダム並びにこれらの附属施設、貯水池、取水施設並びに放流施設の工事に関すること。
- (名称及び位置)

第272条 小矢部川ダム管理事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県小矢部川ダム管理事務所	南砺市

(平16規則68・一部改正)

第57款の2 中央植物園

(平9規則10・追加)

(所掌事務)

第272条の2 中央植物園は、県民に対し植物に関する総合的な知識の普及等を行うとともに、県内の植物に関する展示等を行う施設と連携を図る事務をつかさどる。

(平9規則10・追加)

(名称及び位置)

第272条の3 中央植物園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県中央植物園	富山市

(平9規則10・追加、平17規則21・一部改正)

第58款 削除

(平20規則38)

第273条から第282条まで 削除

(平20規則38)

第59款 削除

(平20規則38)

第283条及び第284条 削除

(平20規則38)

第60款 削除

(平18規則72)

第285条及び第286条 削除

(平18規則72)

第61款 削除

(平20規則38)

第287条から第290条まで 削除

(平20規則38)

第62款 栽培漁業センター

(所掌事務)

第291条 栽培漁業センターは、水産動植物の種苗生産、種苗放流(試験研究及び調査を含む。)及びこれらに附帯する事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第292条 栽培漁業センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県栽培漁業センター	氷見市

第63款 土木センター

(平14規則50・全改)

(所掌事務)

第293条 土木センターは、土木に関する事務をつかさどる。

(平14規則50・全改)

(名称、位置及び所管区域)

第294条 土木センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
富山県新川土木センター	魚津市	魚津市 滑川市 黒部市 下新川郡
富山県富山土木センター	富山市	富山市 中新川郡
富山県高岡土木センター	高岡市	高岡市 氷見市 小矢部市 射水市
富山県砺波土木センター	南砺市	砺波市 南砺市

2 2以上の土木センターの所管区域にわたる道路、河川等(以下この項において「道路等」という。)を一体的に管理する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、一の土木センターをして他の土木センターの所管区域に係る当該道路等を区域を定めて管理させる。

(平14規則50・全改、平16規則68・平17規則21・平17規則73・一部改正)

(土木事務所)

第294条の2 富山県新川土木センターに入善土木事務所、富山県富山土木センターに立山土木事務所、富山県高岡土木センターに氷見土木事務所及び小矢部土木事務所を置き、それぞれの名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

名称	位置	担当区域
富山県新川土木センター入善土木事務所	下新川郡入善町	黒部市 下新川郡
富山県富山土木センター立山土木事務所	中新川郡立山町	富山市(旧中新川郡水橋町の区域に限る。) 中新川郡
富山県高岡土木センター氷見土木事務所	氷見市	氷見市
富山県高岡土木センター小矢部土木事務所	小矢部市	小矢部市

(平14規則50・全改、平16規則68・平17規則73・一部改正)

(内部組織)

第295条 土木センターに次の課及び班を置く。

名称	課	班
新川土木センター	企画管理課 用地課 管理検査課 建築課 工務第一課 工務第二課	総務班 業務班 用地班 道路改良班 道路維持班 河川班 河川管理班 砂防班 海岸港湾班
富山土木センター	企画管理課 用地課 管理検査課 建築課 施設管理課 工務第一課 工務第二課 工務第三課	総務班 業務班 用地第一班 用地第二班 富山環状線班 道路維持第一班 道路維持第二班 道路施設班 道路改良第一班 道路改良第二班 河川班 河川管理班 砂防班 都市計画班 環状線整備班
高岡土木センター	企画管理課 用地課 管理検査課 建築課 施設管理課 工務第一課 工務第二課 下水道課	総務班 業務班 用地第一班 用地第二班 用地第三班 道路維持班 道路施設班 道路改良班 都市計画班 河川砂防班 海岸班
砺波土木センター	企画管理課 用地課 管理検査課 建築課 施設管理課 工務第一課 工務第二課	総務班 業務班 用地班 道路維持班 道路施設班 道路改良班 河川班 砂防班

2 土木センターの土木事務所(次条において「土木事務所」という。)に次の課及び班を置く。

名称	課	班
新川土木センター入善土木事務所	業務課 工務課	道路班 河川海岸班 河川管理班 砂防班
富山土木センター立山土木事務所及び高岡土木センター氷見土木事務所	業務課 工務課	道路班 河川班 砂防班
高岡土木センター小矢部土木事務所	業務課 工務課	道路班 河川砂防班

3 土木センターの所長は、事務処理又は特定事業の執行のため、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて現業所を設置することができる。

4 土木センターの所長は、事務処理のため必要があると認めるときは、知事の承認を受けて前項の現業所に係を置くことができる。

(平14規則50・全改、平16規則41・平17規則21・平20規則38・平25規則9・令3規則26・一部改正)

(分掌事務)

第296条 土木センターの企画管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 人事、公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理(砺波土木センターに限る。)及び所内の取締りに関すること。

(2) 資材の保存に関すること。

- (3) 入札及び契約に関すること。
 - (4) 道路、橋りょう、河川、砂防、港湾、海岸、都市公園(富岩運河環水公園を除く。)、下水道等の占用及び使用並びにその生産物の採取及び処分に関すること。
 - (5) 建設業者に関すること。
 - (6) 解体工事業者の登録に関すること。
 - (7) 浄化槽工事業者に関すること。
 - (8) 火薬類の取締りに関すること。
 - (9) 土採取の規制に関すること。
 - (10) 屋外広告物に関すること。
 - (11) 景観づくり(砂利及び土の採取に係るものに限る。)の指導及び助言に関すること。
 - (12) 他の主掌に属しないこと。
- 2 土木センターの用地課の分掌事務は、工事の用地取得、物件移転及び補償に関することとする。
 - 3 土木センターの管理検査課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 工事の検査及び監察に関すること。
 - (2) 工事の設計積算業務の運用及び指導に関すること。
 - (3) 工事の技術管理に関すること。
 - (4) プロジェクト事業の推進に関すること。
 - (5) 災害のとりまとめに関すること。
 - (6) 市町村補助事業に関すること。
 - (7) 所管区域内の土木行政の企画及び調整に関すること。
 - 4 土木センターの建築課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 住宅及び宅地に関すること。
 - (2) 建築の基準に関すること。
 - (3) 都市計画による開発行為の規制に関すること。
 - (4) 景観づくり(建築物及び工作物の新築等並びに土地の区画形質の変更に係るものに限る。)の指導及び助言に関すること。
 - 5 土木センターの施設管理課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 道路の維持、修繕及び管理に関すること。
 - (2) 道路の舗装に関すること。
 - (3) 道路の災害復旧に関すること。
 - (4) 交通安全施設の整備に関すること。
 - (5) 雪寒対策施設整備に関すること。
 - (6) 軌道に関すること。
 - 6 土木センターの工務第一課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 道路の新設及び改築に関すること。
 - (2) 都市公園の維持、修繕及び災害復旧に関すること(工務第三課を設置する土木センターの場合を除く。)
 - (3) 都市計画事業に関すること(工務第三課を設置する土木センターの場合を除く。)
 - (4) 前項に掲げる事務(施設管理課を設置する土木センターの場合を除く。)
 - 7 土木センターの工務第二課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 河川、砂防、港湾、海岸等の土木施設の維持、修繕及び管理に関すること。
 - (2) 漁港の工事に関すること。
 - (3) 水防等非常災害措置に関すること。
 - (4) 雨量及び水位の調査に関すること。
 - (5) 急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべり並びに雪崩による災害の防止に関すること。
 - (6) 流域下水道の新設、更新、維持、修繕及び災害復旧に関すること(工務第三課又は下水道課を設置する土木センターの場合を除く。)
 - 8 土木センターの工務第三課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 道路の新設及び改築に関すること。
 - (2) 都市公園の維持、修繕及び災害復旧に関すること。
 - (3) 都市計画事業に関すること。
 - (4) 流域下水道の更新、維持、修繕及び災害復旧に関すること。
 - 9 土木センターの下水道課の分掌事務は、流域下水道の新設、更新、維持、修繕及び災害復旧に関することとする。
 - 10 土木事務所の業務課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。
 - (2) 入札及び契約に関すること(他の所掌に係るものを除く。)
 - (3) 第1項第2号、第4号及び第9号から第12号までに掲げる事務
 - 11 土木事務所の工務課の分掌事務は、第6項及び第7項に掲げる事務とする。

12 第7項及び第11項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる土木センター及び土木事務所の工務第二課及び工務課の分掌事務は、それぞれ同項の工務第二課及び工務課の分掌事務のうち同表の右欄に定める事務を除いた事務とする。

土木センター及び土木事務所	事務
新川土木センター	流域下水道の新設、更新、維持、修繕及び災害復旧に関すること。
新川土木センター入善土木事務所及び高岡土木センター氷見土木事務所	港湾の土木施設の維持、修繕及び管理並びに流域下水道の新設、更新、維持、修繕及び災害復旧に関すること。
富山土木センター	港湾の土木施設の維持、修繕及び管理並びに漁港の工事に関すること。
富山土木センター立山土木事務所	港湾の土木施設の維持、修繕及び管理、漁港の工事並びに流域下水道の新設、更新、維持、修繕及び災害復旧に関すること。
砺波土木センター及び高岡土木センター小矢部土木事務所	港湾及び海岸の土木施設の維持、修繕及び管理並びに漁港の工事に関すること。

13 第7項及び第11項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる土木センター及び土木事務所の工務第二課及び工務課の分掌事務は、それぞれ同項の工務第二課及び工務課の分掌事務に同表の右欄に定める事務を加えた事務とする。

土木センター及び土木事務所	事務
新川土木センター	角川ダム及び布施川ダム(それぞれの附属施設を含む。)並びにそれぞれの貯水池の維持及び管理に関すること。
新川土木センター入善土木事務所	朝日小川ダム、大谷ダム及び舟川ダム(それぞれの附属施設を含む。)並びにそれぞれの貯水池の維持及び管理に関すること。
富山土木センター	熊野川ダム及び久婦須川ダム(それぞれの附属施設を含む。)並びに貯水池の維持及び管理に関すること。
砺波土木センター	城端ダム(附属施設を含む。)並びに貯水池の維持及び管理に関すること。

(平14規則50・全改、平16規則41・平17規則21・平18規則72・平19規則30・平20規則38・平24規則30・平25規則9・平29規則24・一部改正)

第64款 ダム管理事務所

(所掌事務)

第297条 ダム管理事務所は、ダム(附属施設を含む。)、貯水池及びダム下流河川の維持及び管理に関する事務をつかさどる。

(名称、位置及び管理区域)

第298条 ダム管理事務所の名称、位置及び管理区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管理区域
富山県室牧ダム管理事務所	富山市	貯水池 ダム下流河川200メートル
富山県上市川ダム管理事務所	中新川郡上市町	貯水池 ダム下流河川200メートル(上市川第二ダムに係るものを含む。)
富山県和田川ダム管理事務所	砺波市	貯水池 ダム下流河川200メートル
富山県利賀川ダム管理事務所	南砺市	貯水池 ダム下流河川200メートル
富山県白岩川ダム管理事務所	中新川郡立山町	貯水池 ダム下流河川200メートル
富山県子撫川統合ダム管理事務所	小矢部市	貯水池 ダム下流河川200メートル(五位ダムに係るものを含む。)
富山県境川ダム管理事務所	南砺市	貯水池 ダム下流河川200メートル

(平7規則23・平16規則68・平17規則21・一部改正)

第65款 削除

(平15規則11)

第299条から第302条まで 削除

(平15規則11)

第65款の2 立山カルデラ砂防博物館

(平13規則11・追加)

(所掌事務)

第302条の2 立山カルデラ砂防博物館は、立山カルデラの大自然と砂防事業を紹介し、災害を克服してきた人間の努力と英知について県民の理解を深めるための事務をつかさどる。

(平13規則11・追加)

(名称及び位置)

第302条の3 立山カルデラ砂防博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県立山カルデラ砂防博物館	中新川郡立山町

(平13規則11・追加)

第66款 富山新港管理局

(所掌事務)

第303条 富山新港管理局は、富山新港建設事業、臨海工業用地造成事業及びその必要な事業の実施に関する調査、設計及び施行並びに伏木富山港の維持管理及び運営に関する事務をつかさどる。

(名称、位置及び管理区域)

第304条 富山新港管理局の名称、位置及び管理区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管理区域
富山県富山新港管理局	射水市	富山市と射水市との境界線と海岸線との交点から0度に引いた線、内川河口右岸先端の防波突堤の東側と海岸防波護岸との交点から東30度に引いた線、港湾区域の北側境界線及び陸岸に囲まれた区域(漁港区域を除く。)、同区域に接する港湾隣接地域(海岸保全区域の基点596と補助点ンを結んだ線以東の区域を除く。)並びに伏木富山港新湊地区

(平13規則2・平17規則73・平27規則20・一部改正)

(内部組織)

第305条 富山新港管理局に、次の課及び班を置く。

課	班
企画管理課	
船舶課	船舶班
工務課	工務班

(平9規則10・平10規則27・平17規則21・平21規則24・一部改正)

(分掌事務)

第306条 企画管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。
 - (2) 資材の保存に関すること。
 - (3) 工事の請負その他契約に関すること。
 - (4) 港湾施設における行為並びに港湾施設の使用及び占用の許可、港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区内における行為の許可その他港湾の管理に関すること。
 - (5) 港湾統計に関すること。
 - (6) 工事の施行に伴う他の機関との連絡調整に関すること。
 - (7) 工事の施行に伴う用地取得、物件移転及び補償に関すること。
 - (8) 他の主掌に属しないこと。
- 2 船舶課の分掌事務は、引船及び渡船の管理運営に関することとする。
- 3 工務課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 港湾及び海岸の土木施設並びに産業廃棄物処理施設の維持管理に関すること。
 - (2) 工事の調査、設計及び施行に関すること。
 - (3) 防災等非常災害措置に関すること。

(平13規則11・平14規則18・平15規則11・平17規則21・一部改正)

第67款 削除

(平15規則11)

第307条及び第308条 削除

(平15規則11)

第68款 港事務所

(平14規則18・改称)

(所掌事務)

第309条 港事務所は、伏木富山港の維持管理及び運営並びに富岩運河環水公園の占用及び使用に関する事務をつかさどる。

(平14規則18・平14規則50・一部改正)

(名称、位置及び所管区域)

第310条 港事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
富山県伏木港事務所	高岡市	内川河口右岸先端の防波突堤の東側と海岸防波護岸との交点から東30度に引いた線以西の港湾区域、港湾隣接地域及び港湾事業で造成した埋立地並びに伏木富山港伏木地区臨港地区
富山県富山港事務所	富山市	富山市と射水市との境界線と海岸線との交点から0度に引いた線以東の港湾区域及び港湾隣接地域、伏木富山港富山地区臨港地区並びに富岩運河環水公園

(平14規則18・平14規則50・平17規則73・一部改正)

(内部組織)

第311条 港事務所に管理課及び工務課を置く。

(平14規則18・平17規則21・一部改正)

(分掌事務)

第312条 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理及び所内の取締りに関すること。
 - (2) 資材の保存に関すること。
 - (3) 工事の請負その他契約に関すること。
 - (4) 港湾施設における行為並びに港湾施設の使用及び占用の許可、港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区内における行為の許可その他港湾の管理に関すること。
 - (5) 港湾統計に関すること。
 - (6) 工事の施行に伴う用地の取得及び補償に関すること。
 - (7) 他の主掌に属しないこと。
- 2 富山港事務所の管理課の分掌事務は、[前項各号](#)に掲げる事務のほか、富岩運河環水公園の占用及び使用に関する事務とする。
- 3 工務課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 港湾及び海岸の土木施設の維持管理に関すること。
 - (2) 工事の調査、設計及び施行に関すること。
 - (3) 防災等非常災害措置に関すること。

(平13規則11・平14規則50・平17規則21・一部改正)

第69款 削除

(平21規則24)

第313条から第316条まで 削除

(平21規則24)

第70款 削除

(平10規則27)

第317条及び第318条 削除

(平10規則27)

第71款 削除

(平12規則24)

第319条から第322条まで 削除

(平12規則24)

第72款 出納室

(所掌事務)

第323条 出納室は、出先機関の会計に関する次の事務をつかさどる。

- (1) 支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関すること。
- (2) 歳入の調定の通知並びに歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納の通知の確認に関すること。
- (3) 会計事務の検査及び指導に関すること。

(名称、位置及び所管する出先機関)

第324条 出納室の名称、位置及び所管する出先機関は、次のとおりとする。

名称	位置	所管する出先機関
富山県富山出納室	富山市	富山市及び中新川郡立山町に所在する出先機関(上市川ダム管理事務所を含む。)
富山県高岡出納室	高岡市	高岡市、氷見市及び射水市に所在する出先機関(子撫川統合ダム管理事務所を含む。)

富山県魚津出納室	魚津市	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡(立山町を除く。)及び下新川郡に所在する出先機関(上市川ダム管理事務所を除く。)
富山県砺波出納室	砺波市	砺波市、小矢部市及び南砺市に所在する出先機関(子撫川統合ダム管理事務所を除く。)

(平12規則24・平14規則50・平16規則68・平17規則21・平17規則73・一部改正)

第5章 職制

(知事の職務代理)

第325条 地方自治法第152条第3項の規定による知事の職務代理者は、経営管理部長とする。

(平13規則11・平17規則21・一部改正)

(職及びその職務)

第326条 本庁に、必要に応じ、[次の表](#)の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受け、[同表](#)の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
知事政策局長	知事政策局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
危機管理局長	危機管理局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
地方創生局長	地方創生局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
交通政策局長	交通政策局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
部長	部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
会計管理者	会計事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。
局長	局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
危機管理監	危機管理に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。
(局又は部)次長	局長又は部長を補佐し、局長又は部長に事故があるときは、その職務を代行する。
成長戦略室長	成長戦略室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
デジタル化推進室長	デジタル化推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
働き方改革・女性活躍推進室長	働き方改革・女性活躍推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
ワンチームとやま推進室長	ワンチームとやま推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
観光振興室長	観光振興室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
行政経営室長	行政経営室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
こども家庭室長	こども家庭室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
健康対策室長	健康対策室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
デジタル化推進監	デジタル化の推進に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。
情報企画監	情報企画に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。
地域交通政策監	地域交通政策に関する事務を担当する。
公民連携推進監	公民連携の推進に関する事務を担当する。
こども家庭支援監	子ども及び家庭の支援に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。
新型コロナウイルス対策監	新型コロナウイルス対策に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。
企業誘致専門監	企業誘致に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。
危機管理監代理	危機管理監を補佐し、危機管理監に事故があるときは、その職務を代行する。
室長	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
(室)次長及び室長補佐	室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。
課長	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する(特定事項を担当する課長にあっては、特定事項を掌理し、部局長が指定する職員を指揮監督する。)
課長補佐	課長を補佐し、課長に事故があるときは、その職務を代行する。
班長	班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。
係長	係の事務を掌理し、係員を指揮監督する。
副係長	係長を補佐するとともに、担当事務を処理する。

守衛長	庁舎施設等の警備業務を掌理し、守衛を指揮監督する。
理事、参事、主幹、副主幹及び主査	特命事項をつかさどる。
総括工事検査員	工事の検査に関する事務を総括する。
主任工事検査員	工事の検査に関する事務を統轄する。
工事検査員	工事の検査に関する事務を処理する。
上席専門員、主任専門員及び主任	担当の事務を処理する。
技能主任専門員及び技能主任	担当の事務及び技能労務を処理する。
主事	事務に従事する。
技能主事	事務及び技能労務に従事する。
技師	技術に従事する。
副主幹普及指導員、主任普及指導員及び普及指導員	農業に関する科学的技術及び知識の普及指導並びに調査研究に従事する。
副主幹林業普及指導員、主任林業普及指導員及び林業普及指導員	林業に関する技術及び知識の普及指導並びに調査研究に従事する。

- 2 [第1項](#)に定めるもののほか、国及び他の地方公共団体並びに公共的団体の事務に専ら従事させるため、本庁に、必要に応じ、理事、参事、主幹その他必要な職を置く。
- 3 [第1項](#)に定めるもののほか、分室に、必要に応じ、[次の表](#)の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受け、[同表](#)の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
所長	分室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
所長代理	所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代行する。
支所長	支所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
隊長	消防防災航空隊の事務を掌理し、消防防災航空隊の職員を指揮監督する。
副隊長	隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代行する。
隊員	消防防災航空隊の事務に従事する。

(平8規則23・平9規則10・平10規則27・平11規則8・平13規則11・平14規則18・平16規則41・平17規則21・平18規則86・平19規則30・平20規則38・平21規則24・平26規則30・平27規則20・平29規則24・平29規則43・平30規則28・平31規則21・令2規則26・令3規則26・令4規則22・令4規則32・一部改正)

- 第327条 出先機関(中央病院を除く。)に、必要に応じ、[次の表](#)の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受け、[同表](#)の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
所長(支所に置かれる所長を除く。)、本部長、館長、校長、園長、院長、局長、室長(支所に置かれる室長を除く。)及びセンター長(以下「出先機関の長等」という。)	出先機関又は出先機関の内部組織である研究所、センター等の事務を統轄し、所属職員を指揮監督する。
次長、副所長、本部長代理、副本部長、副館長、副校長、副園長、副院長、教頭、所長代理(支所に置かれる所長代理を除く。)、園長代理及び室長代理	出先機関の長等を補佐し、出先機関の長等に事故があるときは、その職務を代行する。
支所長、所長(支所に置かれる所長に限る。)及び室長(支所に置かれる室長に限る。)	支所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
支所長代理及び所長代理(支所に置かれる所長代理に限る。)	支所長又は所長(支所に置かれる所長に限る。以下この項において同じ。)を補佐し、支所長又は所長に事故があるときは、その職務を代行する。

部長	部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
科長	科の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長補佐	課長を補佐し、課長に事故があるときは、その職務を代行する。
班長	班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。
係長	所属長の指定する事務を掌理し、当該事務に関し、所属長の指定する職員を指揮監督する。
主幹及び副主幹	特命事項をつかさどる。
工事検査員	工事の検査に関する事務を処理する。
上席専門員、主任専門員及び主任	担当の事務を処理する。
技能主任専門員及び技能主任	担当の事務及び技能労務を処理する。
主事	事務に従事する。
技能主事	事務及び技能労務に従事する。
技師	技術に従事する。
社会福祉主事	社会福祉業務に従事する。
身体障害者福祉司	身体障害者福祉業務に従事する。
知的障害者福祉司	知的障害者福祉業務に従事する。
児童福祉司	児童福祉業務に従事する。
児童自立支援専門員	児童自立支援業務に従事する。
児童生活支援員	児童生活支援業務に従事する。
福祉指導員	入所者の生活又は職業の指導に従事する。
保育士	児童の保育業務に従事する。
福祉職員	福祉業務に従事する。
司書	図書の整理、保存、閲覧等の業務に従事する。
主任教授、教授、助教授、特任教授及び講師	職員の教授及び指導並びに研修成績の評定等に関する事務に従事する。
船長	船舶の運航に関する事務を掌理し、乗組員を指揮監督する。
機関長	船舶の機関に関する事務を掌理し、機関員を指揮監督する。
医長、副医長及び医員	医療業務に従事する。
獣医師	家畜の保健衛生業務に従事する。
薬剤師	薬剤業務に従事する。
保健師	保健指導業務に従事する。
助産師	助産業務、妊婦、じょく婦及び新生児の保健業務又は看護業務に従事する。
看護師長	所属の看護単位等の看護業務を掌理し、所属の看護単位等の看護職員を指揮監督する。
看護師	看護業務に従事する。
上席主任	所属長の指定する看護業務を掌理し、当該業務に関し、所属長の指定する看護職員を指揮監督する。
栄養士	栄養指導業務に従事する。
心理判定員	心理判定業務に従事する。
計量検定員	計量検定業務に従事する。
職業訓練指導員	職業訓練指導業務に従事する。
統括研究員、主幹研究員、副主幹研究員、主任研究員及び研究員	試験研究に関する事務その他担当の事務に従事する。
副主幹普及指導員、主任普及指導員及び普及指導員	農業に関する科学的技術及び知識の普及指導並びに調査研究に従事する。

副主幹林業普及指導員、主任林業普及指導員及び林業普及指導員	林業に関する技術及び知識の普及指導並びに調査研究に従事する。
学芸員	学芸事務に従事する。

2 前項に掲げる職のほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる出先機関に同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に掲げるとおりとする。

出先機関	職	職務
首都圏本部	本部長補佐	特命事項をつかさどる。
高志の国文学館	事務局長	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
児童相談所	児童心理司	心理判定業務に従事する。

(平7規則23・平10規則27・平11規則8・平12規則24・平14規則18・平14規則50・平17規則21・平17規則73・平18規則72・平19規則30・平20規則38・平21規則24・平23規則27・平24規則30・平26規則30・平27規則20・平27規則53・平30規則28・令2規則26・一部改正)

第328条 削除

(平27規則20)

第329条 中央病院に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
院長	病院の事務を統轄し、所属職員を指揮監督する。
副院長	院長を補佐し、院長に事故があるときは、その職務を代行する。
医療局長	医療局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
医療安全部長	医療安全部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
看護部長	看護部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
部長及び医長	医療業務に従事し、院長の指定する者にあつては、部、科又は班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副部長	部長(看護部長を含む。以下この項において同じ。)を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。
科長	科の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副科長	科長を補佐し、科長に事故があるときは、その職務を代行する。
センター長	センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
上席看護師長	担当の看護単位等の看護業務を掌理し、担当の看護単位等の看護師長及び看護職員を指揮監督する。
看護師長	所属の看護単位等の看護業務を掌理し、所属の看護単位等の看護職員を指揮監督する。
副医長及び医員	医療業務に従事する。
薬剤師	薬剤業務に従事する。
保健師	保健指導業務に従事する。
助産師	助産業務、妊婦、じょく婦及び新生児の保健業務又は看護業務に従事する。
看護師	看護業務に従事する。
事務局長	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
次長	事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。
室長	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長補佐	課長を補佐し、課長に事故があるときは、その職務を代行する。
班長	班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。
係長	係の事務を掌理し、係員を指揮監督する。
副係長	係長を補佐するとともに、担当事務を処理する。
主幹及び副主幹	特命事項をつかさどる。
上席主任	所属長の指定する看護業務を掌理し、当該業務に関し、所属長の指定する看護職員を指揮監督する。

上席専門員、主任専門員及び主任	担当の事務を処理する。
技能主任専門員及び技能主任	担当の事務及び技能労務を処理する。
主事	事務に従事する。
技能主事	事務及び技能労務に従事する。
技師	技術に従事する。
社会福祉主事	社会福祉業務に従事する。
保育士	児童の保育業務に従事する。
栄養士	栄養指導業務に従事する。
心理判定員	心理判定業務に従事する。

2 係長のうち知事が指定する者は、**前項**の規定にかかわらず、所属長の指定する事務を掌理し、当該事務に関し、所属長の指定する職員を指揮監督する。

(平7規則23・平9規則10・平11規則8・平12規則24・平14規則18・平16規則41・平21規則24・平26規則30・平29規則24・令4規則22・一部改正)

第330条 **第327条**から**前条**までに定めるもののほか、本庁及び出先機関に、必要に応じ、次の職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受け、担任の技能労務に従事する。

車庫長
副車庫長
副守衛長
主任業務技師
業務技師
再任用業務技師
技術員

2 **前項**に掲げる技術員の種類は、自動車運転士、車両整備士、ボイラー技士、電気技士、電話交換員、甲板員、調理師、守衛、巡視、道路整備員、用務員、農業作業員、牧場作業員、看護助手、動物飼育員、洗たく員及び調理員とする。

(平7規則23・平15規則11・平16規則41・平21規則24・一部改正)

第6章 雑則

第331条 この規則に定めるものを除くほか、組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、**第79条**の規定(富山県障害者施策推進協議会に係る部分に限る。)は、富山県心身障害者対策協議会条例の一部を改正する条例(平成6年富山県条例第4号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において**次の表**の左欄に掲げる課、室又は出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、**同表**の右欄に掲げる課又は出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の課、室又は出先機関の名称	この規則の施行後の課又は出先機関の名称
企画県民部企画調整室	企画部企画調整課
企画県民部新幹線交通対策室	企画部新幹線交通政策課
企画県民部水雪対策室	生活環境部水雪土地対策課
企画県民部秘書課	企画部秘書課
企画県民部県民生活課	生活環境部県民生活課
企画県民部広報課	企画部広報課
企画県民部婦人青少年課	生活環境部女性青少年課
企画県民部環境整備課	生活環境部環境政策課
企画県民部公害対策課	生活環境部環境保全課
総務部情報企画課	企画部情報企画課
総務部統計課	企画部統計課
厚生部環境衛生課	生活環境部環境衛生課
厚生部薬務課	厚生部薬務食品課

農業水産部農政課農地林務部農林管理課	農林水産部農林総務課
農業水産部農業経済課	農林水産部流通経済課
農業水産部普及指導課	農林水産部普及技術課
農業水産部農産園芸課	農林水産部生産振興課
農業水産部畜産課	農林水産部畜産課
農業水産部水産漁港課	農林水産部水産漁港課
農地林務部耕地課	農林水産部耕地課
農地林務部農村整備課	農林水産部農村環境課
農地林務部林政課	農林水産部林政課
農地林務部治山課	農林水産部治山課
農地林務部自然保護課	生活環境部自然保護課
公害センター	環境科学センター
有峰森林管理事務所	有峰管理事務所

- 3 施行日の前日において前項の左欄に掲げる課、室又は出先機関の主幹、副主幹、主任、主任専門技術員、専門技術員、主任林業専門技術員、林業専門技術員、主幹研究員、副主幹研究員又は主任研究員の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課の主幹、副主幹、主任、主任専門技術員、専門技術員、主任林業専門技術員、林業専門技術員、主幹研究員、副主幹研究員又は主任研究員の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
企画県民部秘書課長	企画部秘書課長
企画県民部秘書課長代理	企画部秘書課長代理
企画県民部秘書課秘書第一係長	企画部秘書課秘書第一係長
企画県民部秘書課秘書第二係長	企画部秘書課秘書第二係長
企画県民部秘書課賞勲係長	企画部秘書課賞勲係長
企画県民部県民生活課長	生活環境部県民生活課長
企画県民部県民生活課長代理	生活環境部県民生活課長代理
企画県民部県民生活課管理係長	生活環境部県民生活課管理係長
企画県民部県民生活課消費生活係長	生活環境部県民生活課消費生活係長
企画県民部県民生活課交通安全係長	生活環境部県民生活課交通安全係長
企画県民部広報課長	企画部広報課長
企画県民部広報課長代理	企画部広報課長代理
企画県民部広報課公聴係長	企画部広報課公聴係長
企画県民部広報課広報係長	企画部広報課広報係長
企画県民部婦人青少年課長	生活環境部女性青少年課長
企画県民部婦人青少年課長代理	生活環境部女性青少年課長代理
企画県民部婦人青少年課企画係長	生活環境部女性青少年課企画係長
企画県民部婦人青少年課婦人係長	生活環境部女性青少年課女性係長
企画県民部婦人青少年課青少年係長	生活環境部女性青少年課青少年係長
企画県民部環境整備課長	生活環境部環境政策課長
企画県民部環境整備課長代理	生活環境部環境政策課長代理
企画県民部環境整備課環境企画係長	生活環境部環境政策課企画係長
企画県民部公害対策課長	生活環境部環境保全課長
企画県民部公害対策課長代理	生活環境部環境保全課長代理
企画県民部公害対策課指導係長	生活環境部環境保全課指導係長
企画県民部公害対策課大気保全係長	生活環境部環境保全課大気保全係長
企画県民部公害対策課水質保全係長	生活環境部環境保全課水質保全係長

総務部情報企画課長	企画部情報企画課長
総務部情報企画課長代理	企画部情報企画課長代理
総務部情報企画課地域情報係長	企画部情報企画課地域情報係長
総務部情報企画課情報企画係長	企画部情報企画課情報企画係長
総務部情報企画課情報システム係長	企画部情報企画課情報システム係長
総務部統計課長	企画部統計課長
総務部統計課長代理	企画部統計課長代理
総務部統計課普及係長	企画部統計課普及係長
総務部統計課経済動態係長	企画部統計課経済動態係長
総務部統計課人口労働係長	企画部統計課人口労働係長
総務部統計課商工係長	企画部統計課商工係長
総務部統計課生計農林係長	企画部統計課生計農林係長
厚生部社会福祉課地域福祉係長	厚生部社会福祉課地域福祉・人材係長
厚生部高齢福祉課保健福祉係長	厚生部社会福祉課保健医療係長
厚生部環境衛生課長	生活環境部環境衛生課長
厚生部環境衛生課長代理	生活環境部環境衛生課長代理
厚生部環境衛生課環境衛生係長	生活環境部環境衛生課環境衛生係長
厚生部環境衛生課水道係長	生活環境部環境衛生課水道係長
厚生部薬務課長	厚生部薬務食品課長
厚生部薬務課長代理	厚生部薬務食品課長代理
厚生部薬務課薬務係長	厚生部薬務食品課薬務係長
厚生部薬務課監視麻薬係長	厚生部薬務食品課監視麻薬係長
商工労働部商業振興課商業振興係長	商工労働部商業振興課流通サービス産業係長
農業水産部参事 農地林務部参事	農林水産部参事
農業水産部農政課企画係長	農林水産部総合企画室企画調整係長
農業水産部農政課構造改善係長	農林水産部総合企画室構造改善係長
農業水産部農政課農業協同組合指導係長	農林水産部農林総務課農業協同組合指導係長
農業水産部農政課農業協同組合検査係長	農林水産部農林総務課農業協同組合検査係長
農業水産部農政課農地調整係長	農林水産部総合企画室農地利用係長
農業水産部農業経済課長	農林水産部流通経済課長
農業水産部農業経済課長代理	農林水産部流通経済課長代理
農業水産部農業経済課金融係長	農林水産部流通経済課金融係長
農業水産部農業経済課食品流通係長	農林水産部流通経済課流通消費係長
農業水産部農業経済課食糧係長	農林水産部流通経済課食糧係長
農業水産部農業経済課農業共済係長	農林水産部流通経済課農業共済係長
農業水産部普及指導課長	農林水産部普及技術課長
農業水産部普及指導課長代理	農林水産部普及技術課長代理
農業水産部普及指導課業務係長	農林水産部普及技術課業務係長
農業水産部普及指導課普及教育係長	農林水産部普及技術課普及教育係長
農業水産部普及指導課専門技術員班長	農林水産部普及技術課専門技術員班長
農業水産部農産園芸課長	農林水産部生産振興課長
農業水産部農産園芸課長代理	農林水産部生産振興課長代理
農業水産部農産園芸課企画特産係長	農林水産部生産振興課企画特産係長
農業水産部農産園芸課農産係長	農林水産部生産振興課農産係長
農業水産部農産園芸課園芸係長	農林水産部生産振興課園芸係長
農業水産部畜産課長	農林水産部畜産課長

農業水産部畜産課長代理	農林水産部畜産課長代理
農業水産部畜産課畜政係長	農林水産部畜産課畜政係長
農業水産部畜産課経営係長	農林水産部畜産課経営係長
農業水産部畜産課飼料係長	農林水産部畜産課飼料係長
農業水産部畜産課衛生係長	農林水産部畜産課衛生係長
農業水産部水産漁港課長	農林水産部水産漁港課長
農業水産部水産漁港課長代理	農林水産部水産漁港課長代理
農業水産部水産漁港課業務係長	農林水産部水産漁港課業務係長
農業水産部水産漁港課経営係長	農林水産部水産漁港課経営係長
農業水産部水産漁港課漁政係長	農林水産部水産漁港課漁政係長
農業水産部水産漁港課振興係長	農林水産部水産漁港課振興係長
農業水産部水産漁港課漁港管理係長	農林水産部水産漁港課漁港管理係長
農業水産部水産漁港課漁港整備係長	農林水産部水産漁港課漁港整備係長
農地林務部農林管理課経理係長	農林水産部農林総務課経理係長
農地林務部農林管理課緑花推進係長	農林水産部総合企画室緑花推進係長
農地林務部耕地課長	農林水産部耕地課長
農地林務部耕地課長代理	農林水産部耕地課長代理
農地林務部耕地課計画係長	農林水産部耕地課計画係長
農地林務部耕地課水利係長	農林水産部耕地課水利係長
農地林務部耕地課防災係長	農林水産部耕地課防災係長
農地林務部農村整備課長	農林水産部農村環境課長
農地林務部農村整備課長代理	農林水産部農村環境課長代理
農地林務部農村整備課農村整備係長	農林水産部農村環境課農村環境整備係長
農地林務部農村整備課農道農用地係長	農林水産部農村環境課農道整備係長
農地林務部林政課長	農林水産部林政課長
農地林務部林政課長代理	農林水産部林政課長代理
農地林務部林政課業務係長	農林水産部林政課業務係長
農地林務部林政課計画係長	農林水産部林政課計画係長
農地林務部林政課造林係長	農林水産部林政課造林係長
農地林務部林政課森林組合普及指導係長	農林水産部林政課森林組合普及指導係長
農地林務部林政課木材振興係長	農林水産部林政課木材振興係長
農地林務部林政課林業専門技術員班長	農林水産部林政課林業専門技術員班長
農地林務部治山課長	農林水産部治山課長
農地林務部治山課長代理	農林水産部治山課長代理
農地林務部治山課管理係長	農林水産部治山課管理係長
農地林務部治山課林道係長	農林水産部治山課林道係長
農地林務部治山課保安林係長	農林水産部治山課保安林係長
農地林務部治山課治山係長	農林水産部治山課治山係長
農地林務部自然保護課長	生活環境部自然保護課長
農地林務部自然保護課長代理	生活環境部自然保護課長代理
農地林務部自然保護課自然保護係長	生活環境部自然保護課自然保護係長
農地林務部自然保護課鳥獣保護係長	生活環境部自然保護課鳥獣保護係長
農地林務部自然保護課公園管理係長	生活環境部自然保護課公園管理係長
農地林務部自然保護課公園施設係長	生活環境部自然保護課公園施設係長
公害センター所長	環境科学センター所長
公害センター総務課長	環境科学センター総務課長
公害センター大気課長	環境科学センター大気課長

公害センター水質課長	環境科学センター水質課長
公害センター特殊公害課長	環境科学センター生活環境課長
有峰森林管理事務所長	有峰管理事務所長
富山県税事務所総務課総務係長	富山県税事務所総務課総務班長
富山県税事務所直税課事業税係長	富山県税事務所直税課事業税班長
富山県税事務所直税課不動産取得税係長	富山県税事務所直税課不動産取得税班長
富山県税事務所納税課納税貯蓄組合係長	富山県税事務所納税課納税貯蓄組合班長
富山県税事務所納税課納税係長	富山県税事務所納税課納税班長
高岡県税事務所総務課総務係長	高岡県税事務所総務課総務班長
高岡県税事務所直税課事業税係長	高岡県税事務所直税課事業税班長
高岡県税事務所直税課不動産取得税係長	高岡県税事務所直税課不動産取得税班長
高岡県税事務所納税課納税貯蓄組合係長	高岡県税事務所納税課納税貯蓄組合班長
高岡県税事務所納税課納税係長	高岡県税事務所納税課納税班長
魚津県税事務所総務課総務係長	魚津県税事務所総務課総務班長
魚津県税事務所課税課直税係長	魚津県税事務所課税課直税班長
魚津県税事務所課税課間税係長	魚津県税事務所課税課間税班長
砺波県税事務所総務課総務係長	砺波県税事務所総務課総務班長
砺波県税事務所課税課直税係長	砺波県税事務所課税課直税班長
砺波県税事務所課税課間税係長	砺波県税事務所課税課間税班長
富山保健所保健予防課予防係長	富山保健所保健予防課予防班長
富山保健所保健予防課保健係長	富山保健所保健予防課保健班長
富山保健所衛生課監視係長	富山保健所衛生課監視班長
富山保健所衛生課指導係長	富山保健所衛生課指導班長
高岡保健所保健予防課予防係長	高岡保健所保健予防課予防班長
高岡保健所保健予防課保健係長	高岡保健所保健予防課保健班長
高岡保健所衛生課監視係長	高岡保健所衛生課監視班長
高岡保健所衛生課指導係長	高岡保健所衛生課指導班長
上市保健所保健予防課予防係長	上市保健所保健予防課予防班長
上市保健所保健予防課保健係長	上市保健所保健予防課保健班長
黒部保健所保健予防課予防係長	黒部保健所保健予防課予防班長
黒部保健所保健予防課保健係長	黒部保健所保健予防課保健班長
魚津保健所保健予防課予防係長	魚津保健所保健予防課予防班長
魚津保健所保健予防課保健係長	魚津保健所保健予防課保健班長
八尾保健所保健予防課予防係長	八尾保健所保健予防課予防班長
八尾保健所保健予防課保健係長	八尾保健所保健予防課保健班長
小杉保健所保健予防課予防係長	小杉保健所保健予防課予防班長
小杉保健所保健予防課保健係長	小杉保健所保健予防課保健班長
氷見保健所保健予防課予防係長	氷見保健所保健予防課予防班長
氷見保健所保健予防課保健係長	氷見保健所保健予防課保健班長
福野保健所保健予防課予防係長	福野保健所保健予防課予防班長
福野保健所保健予防課保健係長	福野保健所保健予防課保健班長
小矢部保健所保健予防課予防係長	小矢部保健所保健予防課予防班長
小矢部保健所保健予防課保健係長	小矢部保健所保健予防課保健班長
久婦須川ダム建設事務所工務課工務第一係長	久婦須川ダム建設事務所工務課工務第一班長
久婦須川ダム建設事務所工務課工務第二係長	久婦須川ダム建設事務所工務課工務第二班長
山田川水系ダム建設事務所工務課工務第一係長	山田川水系ダム建設事務所工務課工務第一班長
山田川水系ダム建設事務所工務課工務第二係長	山田川水系ダム建設事務所工務課工務第二班長

(富山県総合雪対策推進会議規則の一部改正)

- 5 富山県総合雪対策推進会議規則(昭和60年富山県規則第36号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(富山県消費生活審議会規則の一部改正)

- 6 富山県消費生活審議会規則(昭和56年富山県規則第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(富山県消費者苦情処理委員会規則の一部改正)

- 7 富山県消費者苦情処理委員会規則(昭和56年富山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(富山県林道管理規則の一部改正)

- 8 富山県林道管理規則(昭和39年富山県規則第26号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(富山県分収造林指導規則の一部改正)

- 9 富山県分収造林指導規則(昭和35年富山県規則第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成6年規則第61号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。ただし、第1条中富山県行政組織規則目次の改正規定(「農業改良普及所」を「地域農業改良普及センター」に改める部分に限る。)、同規則第54条第9号及び第80条第50号の改正規定、同規則第4章第2節第50款の款名の改正規定並びに同規則第250条から第253条までの改正規定は、同年10月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の出先機関の名称	この規則の施行後の出先機関の名称
入善農業改良普及所	入善農業改良普及センター
黒部農業改良普及所	黒部農業改良普及センター
上市農業改良普及所	上市農業改良普及センター
富山農業改良普及所	富山農業改良普及センター
婦中農業改良普及所	婦中農業改良普及センター
小杉農業改良普及所	小杉農業改良普及センター
高岡農業改良普及所	高岡農業改良普及センター
氷見農業改良普及所	氷見農業改良普及センター
砺波農業改良普及所	砺波農業改良普及センター
小矢部農業改良普及所	小矢部農業改良普及センター
城端農業改良普及所	城端農業改良普及センター

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる出先機関の所長、次長、普及調整課長、副主幹、主任又は改良普及員の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の所長、次長、普及調整課長、副主幹、主任又は改良普及員の職を命ぜられたものとする。

- 4 施行日の前日において第2項の表の左欄に掲げる出先機関におけるそれぞれの担当地域名を冠する普及課長の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関における従前と同じ地域名を冠する普及課長の職を命ぜられたものとする。

附 則(平成7年規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
生活環境部県民生活課国民文化祭準備班長	生活環境部県民生活課国民文化祭推進班長
厚生部児童家庭課母子福祉係長	厚生部児童家庭課家庭福祉係長
土木部都市計画課緑化フェア準備班長	土木部都市計画課緑化フェア推進班長
黒部学園指導第一課育成第一係長	黒部学園指導第一課育成第一班長

黒部学園指導第一課育成第二係長	黒部学園指導第一課育成第二班長
新生園更生授産課更生係長	新生園更生授産課更生班長
新生園更生授産課授産係長	新生園更生授産課授産班長
中央病院医療局薬剤部調剤係長	中央病院医療局薬剤部調剤指導班長
中央病院医療局薬剤部補給係長	中央病院医療局薬剤部薬剤管理班長
食肉検査所検査課検査第一係長	食肉検査所検査課検査第一班長
食肉検査所検査課検査第二係長	食肉検査所検査課検査第二班長
農地林務事務所の総務課総務係長	農地林務事務所の総務課総務班長
農地林務事務所の総務課用地係長	農地林務事務所の総務課用地班長
土木事務所の総務課総務係長	土木事務所の総務課総務班長
土木事務所の総務課業務係長	土木事務所の総務課業務班長

- 3 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる中央病院の部、室及び科の部長、医長、副医長、科長、副科長、主幹、副主幹又は係長の職にあった者は、別に辞令を發せられない限り、同表の右欄に掲げる中央病院の部、課及び科の部長、医長、副医長、科長、副科長、主幹、副主幹又は係長の職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の中央病院の部、室及び科の名称	この規則の施行後の中央病院の部、課及び科の名称
中央病院事務局建設室	中央病院事務局管財課
中央病院医療局診療部泌尿器科	中央病院医療局診療部泌尿器科
中央病院医療局診療部歯科	中央病院医療局診療部歯科口腔外科
中央病院医療局がんセンター部がん研究情報科	中央病院医療局がんセンター部がん研究科
中央病院医療局中央検査部	中央病院医療局臨床検査部
中央病院医療局中央検査部検査科	中央病院医療局臨床検査部検査科
中央病院医療局中央放射線部	中央病院医療局医療技術部
中央病院医療局中央放射線部放射線技術科	中央病院医療局医療技術部画像技術科

附 則(平成7年規則第40号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において精神保健センターの職員であった者は、別に辞令を發せられない限り、精神保健福祉センターの職員となるものとする。
- 3 施行日の前日において精神保健センターの所長、所長代理、主任又は心理判定員の職にあった者は、別に辞令を發せられない限り、精神保健福祉センターの所長、所長代理、主任又は心理判定員の職を命ぜられたものとする。

附 則(平成8年規則第3号)

この規則は、平成8年2月27日から施行する。

附 則(平成8年規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる室又は出先機関の職員であった者は、別に辞令を發せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の室又は出先機関の名称	この規則の施行後の室又は出先機関の名称
厚生部健康村建設室	厚生部国際健康プラザ建設室
入善農業改良普及センター 黒部農業改良普及センター	新川農業改良普及センター
上市農業改良普及センター	富山農業改良普及センター上市支所
婦中農業改良普及センター	富山農業改良普及センター
小杉農業改良普及センター 小矢部農業改良普及センター	高岡農業改良普及センター
氷見農業改良普及センター	高岡農業改良普及センター氷見支所
城端農業改良普及センター	砺波農業改良普及センター城端支所

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる室又は出先機関の主幹、副主幹、主任、改良普及員の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は出先機関の主幹、副主幹、主任、改良普及員の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
厚生部健康村建設室長	厚生部国際健康プラザ建設室長
厚生部健康村建設室次長	厚生部国際健康プラザ建設室次長
食品研究所総務課長	食品研究所企画情報課長
富山県税事務所納税課納税貯蓄組合班長	富山県税事務所納税課収納班長
富山県税事務所納税課納税貯蓄組合班係長	富山県税事務所納税課収納班係長
富山県税事務所納税課納税班長	富山県税事務所納税課整理班長
富山県税事務所納税課納税班係長	富山県税事務所納税課整理班係長
高岡県税事務所納税課納税貯蓄組合班長	高岡県税事務所納税課収納班長
高岡県税事務所納税課納税貯蓄組合班係長	高岡県税事務所納税課収納班係長
高岡県税事務所納税課納税班長	高岡県税事務所納税課整理班長
高岡県税事務所納税課納税班係長	高岡県税事務所納税課整理班係長

附 則(平成8年規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年9月26日から施行する。ただし、第1条中富山県行政組織規則第182条及び第183条第5項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日の前日において中央病院医療局診療部理学診療科医長の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、中央病院医療局診療部リハビリテーション科医長の職を命ぜられたものとする。

附 則(平成9年規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、女性総合センターに係る改正規定は、同年4月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる課又は出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の課又は出先機関の名称	この規則の施行後の課又は出先機関の名称
農林総務課	企画管理課
流通経済課	農業経済課
生産振興課	生産流通課
2000年国体準備局総務課	2000年国体局総務課
2000年国体準備局施設調整課	2000年国体局施設調整課
2000年国体準備局競技式典課	2000年国体局競技式典課
婦人相談所	女性相談センター
精神保健福祉センター	心の健康センター
婦人就業援助センター	女性職業サービスセンター

- 3 この施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹又は主任の職を命ぜられたものとする。

- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
生活環境部自然保護課自然保護係長	生活環境部自然保護課自然環境係長
生活環境部自然保護課鳥獣保護係長	生活環境部自然保護課野生生物係長

農林水産部治山課管理係長	農林水産部治山課業務係長
2000年国体準備局長	2000年国体局長
2000年国体準備局次長	2000年国体局次長
2000年国体準備局参事	2000年国体局参事
2000年国体準備局総務課長	2000年国体局総務課長
2000年国体準備局総務課長代理	2000年国体局総務課長代理
2000年国体準備局総務課管理係長	2000年国体局総務課管理係長
2000年国体準備局総務課企画係長	2000年国体局総務課企画係長
2000年国体準備局総務課広報係長	2000年国体局総務課広報係長
2000年国体準備局施設調整課長	2000年国体局施設調整課長
2000年国体準備局施設調整課長代理	2000年国体局施設調整課長代理
2000年国体準備局施設調整課施設係長	2000年国体局施設調整課施設係長
2000年国体準備局競技式典課長	2000年国体局競技式典課長
2000年国体準備局競技式典課長代理	2000年国体局競技式典課長代理
2000年国体準備局競技式典課競技係長	2000年国体局競技式典課競技係長
2000年国体準備局競技式典課式典係長	2000年国体局競技式典課式典係長
婦人相談所長	女性相談センター所長
精神保健福祉センター所長	心の健康センター所長
精神保健福祉センター所長代理	心の健康センター所長代理
婦人就業援助センター所長	女性職業サービスセンター所長
富山土木事務所工事管理課長	富山土木事務所管理検査課長
高岡土木事務所工事管理課長	高岡土木事務所管理検査課長
立山土木事務所工事管理課長	立山土木事務所管理検査課長
魚津土木事務所工事管理課長	魚津土木事務所管理検査課長
入善土木事務所工事管理課長	入善土木事務所管理検査課長
氷見土木事務所工事管理課長	氷見土木事務所管理検査課長
福野土木事務所工事管理課長	福野土木事務所管理検査課長
福野土木事務所用地課用地係長	福野土木事務所用地課用地班長
小矢部土木事務所工事管理課長	小矢部土木事務所管理検査課長
富山新港管理局船舶課船舶係長	富山新港管理局船舶課船舶班長
富山新港管理局工務課工務第一係長	富山新港管理局工務課工務第一班長
富山新港管理局工務課工務第二係長	富山新港管理局工務課工務第二班長

附 則(平成9年規則第48号)

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の出先機関の名称	この規則の施行後の出先機関の名称
富山農業改良普及センター上市支所	富山農業改良普及センター
高岡農業改良普及センター氷見支所	高岡農業改良普及センター

3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる出先機関の副主幹、主任又は改良普及員の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の副主幹、主任又は改良普及員の職を命ぜられたものとする。

4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
土木部建築住宅課業務係長	土木部建築住宅課管理係長
2000年国体局施設調整課会場輸送係長	2000年国体局施設調整課会場係長
富山農業改良普及センター上市支所滑川・上市班長	富山農業改良普及センター上市普及課滑川・上市班長
富山農業改良普及センター上市支所滑川・上市班係長	富山農業改良普及センター上市普及課滑川・上市班係長
富山農業改良普及センター上市支所立山班長	富山農業改良普及センター上市普及課立山班長
富山農業改良普及センター上市支所立山班係長	富山農業改良普及センター上市普及課立山班係長
高岡農業改良普及センター氷見支所氷見北部班長	高岡農業改良普及センター氷見普及課氷見北部班長
高岡農業改良普及センター氷見支所氷見南部班長	高岡農業改良普及センター氷見普及課氷見南部班長

附 則(平成10年規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。ただし、立山カルデラ砂防博物館に係る改正規定は、同年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、次の表の左欄に掲げる出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の出先機関の名称	この規則の施行後の出先機関の名称
黒部保健所	新川保健所
魚津保健所	新川保健所魚津支所
上市保健所	中部保健所
八尾保健所	中部保健所八尾支所
小杉保健所	高岡保健所小杉支所
氷見保健所	高岡保健所氷見支所
福野保健所	砺波保健所
小矢部保健所	砺波保健所小矢部支所

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる出先機関の副主幹又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の副主幹又は主任の職を命ぜられたものとする。

附 則(平成10年規則第58号)

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる課又は出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の課又は出先機関の名称	この規則の施行後の課又は出先機関の名称
県民生活課	生活文化課
精神薄弱者更生相談所	知的障害者相談センター

- 3 施行日の前日において前項の左欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹又は主任の職を命ぜられたものとする。

- 4 施行日の前日において本庁、県立大学又は中央病院の課長代理の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、本庁、県立大学又は中央病院の課長補佐の職を命ぜられたものとする。

- 5 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
生活環境部県民生活課長	生活環境部生活文化課長
生活環境部県民生活課管理係長	生活環境部生活文化課管理係長
生活環境部県民生活課消費生活係長	生活環境部生活文化課消費生活係長

生活環境部県民生活課文化URUOI係長	生活環境部生活文化課文化URUOI係長
生活環境部県民生活課交通安全係長	生活環境部生活文化課交通安全係長
2000年国体局身体障害者スポーツ大会室長代理	2000年国体局身体障害者スポーツ大会室長補佐
精神薄弱者更生相談所長	知的障害者相談センター所長
精神薄弱者更生相談所係長	知的障害者相談センター係長
保母	保育士

(富山県消費生活審議会規則の一部改正)

- 6 富山県消費生活審議会規則(昭和56年富山県規則第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(富山県消費者苦情処理委員会規則の一部改正)

- 7 富山県消費者苦情処理委員会規則(昭和56年富山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(富山県文化審議会規則の一部改正)

- 8 富山県文化審議会規則(平成9年富山県規則第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(富山県特定非営利活動促進法施行規則の一部改正)

- 9 富山県特定非営利活動促進法施行規則(平成10年富山県規則第57号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成11年規則第52号)

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第68号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。ただし、第79条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年規則第71号)

この規則は、平成11年11月11日から施行する。

附 則(平成12年規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 立山センターに係る改正規定 富山県立山センター条例(平成12年富山県条例第8号)の施行期日を定める規則で定める日

(2) 第79条の表に富山県大規模小売店舗立地審議会の項を加える改正規定 平成12年6月1日

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる課又は出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の課又は出先機関の名称	この規則の施行後の課又は出先機関の名称
労政課	労働雇用課
砺波農業改良普及センター城端支所	砺波農業改良普及センター

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課又は出先機関の副主幹、主任又は改良普及員の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の副主幹、主任又は改良普及員の職を命ぜられたものとする。

- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
企画部統計課普及係長	企画部統計課統計情報係長
商工労働部労政課長	商工労働部労働雇用課長
商工労働部労政課課長補佐	商工労働部労働雇用課課長補佐
商工労働部労政課労政係長	商工労働部労働雇用課労政係長
商工労働部労政課教育福祉係長	商工労働部労働雇用課教育福祉係長
商工労働部労政課係長	商工労働部労働雇用課係長
富山県税事務所直税課事業税班長	富山県税事務所課税課事業税班長
富山県税事務所直税課事業税班係長	富山県税事務所課税課事業税班係長
富山県税事務所直税課不動産取得税班長	富山県税事務所課税課不動産取得税班長

富山県税事務所直税課不動産取得税班係長	富山県税事務所課税課不動産取得税班係長
高岡県税事務所直税課事業税班長	高岡県税事務所課税課事業税班長
高岡県税事務所直税課事業税班係長	高岡県税事務所課税課事業税班係長
高岡県税事務所直税課不動産取得税班長	高岡県税事務所課税課不動産取得税班長
高岡県税事務所直税課不動産取得税班係長	高岡県税事務所課税課不動産取得税班係長
砺波農業改良普及センター城端支所城端班長	砺波農業改良普及センター南礪普及課城端班長
砺波農業改良普及センター城端支所福光班長	砺波農業改良普及センター南礪普及課福光班長
砺波農業改良普及センター城端支所福光班係長	砺波農業改良普及センター南礪普及課福光班係長
寮母	介護職員

附 則(平成12年規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年規則第2号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる課の職員であった者は、別に辞令を發せられない限り、同表の右欄に掲げる課の職員となるものとする。

この規則の施行前の課の名称	この規則の施行後の課の名称
総務部人事課	経営企画部人事課
総務部文書学術課	経営企画部文書学術課
総務部財政課	経営企画部財政課
総務部管財課	経営企画部管財課
総務部税務課	経営企画部税務課
総務部地方課	経営企画部市町村課
総務部消防防災課	経営企画部消防防災課
企画部秘書課	経営企画部秘書課
企画部広報課	経営企画部広報課
企画部情報企画課	経営企画部情報政策課
企画部統計課	経営企画部統計調査課

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課の主幹、副主幹又は主任の職にあった者は、別に辞令を發せられないかぎり、同表の右欄に掲げる課の主幹、副主幹又は主任の職を命ぜられたものとする。

- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を發せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
総務部参事	経営企画部参事
総務部人事課長	経営企画部人事課長
総務部人事課課長補佐	経営企画部人事課課長補佐
総務部人事課人事係長	経営企画部人事課人事係長
総務部人事課給与係長	経営企画部人事課給与係長
総務部人事課厚生係長	経営企画部人事課厚生係長
総務部人事課厚生係副係長	経営企画部人事課厚生係副係長
総務部文書学術課長	経営企画部文書学術課長
総務部文書学術課課長補佐	経営企画部文書学術課課長補佐
総務部文書学術課企画管理係長	経営企画部文書学術課企画管理係長
総務部文書学術課法規係長	経営企画部文書学術課法規係長
総務部文書学術課文書管理係長	経営企画部文書学術課文書管理係長

総務部文書学術課情報公開係長	経営企画部文書学術課情報公開係長
総務部文書学術課私学振興係長	経営企画部文書学術課私学振興係長
総務部財政課長	経営企画部財政課長
総務部財政課課長補佐	経営企画部財政課課長補佐
総務部財政課予算第一係長	経営企画部財政課予算第一係長
総務部財政課予算第二係長	経営企画部財政課予算第二係長
総務部財政課調査係長	経営企画部財政課調査係長
総務部財政課資金係長	経営企画部財政課資金係長
総務部管財課長	経営企画部管財課長
総務部管財課課長補佐	経営企画部管財課課長補佐
総務部管財課管理係長	経営企画部管財課管理係長
総務部管財課財産係長	経営企画部管財課財産係長
総務部管財課庁舎係長	経営企画部管財課庁舎係長
総務部管財課通信係長	経営企画部管財課通信係長
総務部税務課長	経営企画部税務課長
総務部税務課課長補佐	経営企画部税務課課長補佐
総務部税務課企画係長	経営企画部税務課企画係長
総務部税務課管理係長	経営企画部税務課管理係長
総務部税務課課税係長	経営企画部税務課課税係長
総務部税務課管理係副係長	経営企画部税務課管理係副係長
総務部地方課長	経営企画部市町村課長
総務部地方課課長補佐	経営企画部市町村課課長補佐
総務部地方課振興係長	経営企画部市町村課振興係長
総務部地方課行政係長	経営企画部市町村課行政係長
総務部地方課財政係長	経営企画部市町村課財政係長
総務部地方課税政係長	経営企画部市町村課税政係長
総務部消防防災課長	経営企画部消防防災課長
総務部消防防災課課長補佐	経営企画部消防防災課課長補佐
総務部消防防災課防災係長	経営企画部消防防災課防災係長
総務部消防防災課消防係長	経営企画部消防防災課消防係長
総務部消防防災課予防係長	経営企画部消防防災課予防係長
総務部消防防災課防災センター所長	経営企画部消防防災課防災センター所長
総務部消防防災課防災センター所長代理	経営企画部消防防災課防災センター所長代理
企画部参事	経営企画部参事
企画部秘書課長	経営企画部秘書課長
企画部秘書課課長補佐	経営企画部秘書課課長補佐
企画部秘書課秘書第一係長	経営企画部秘書課秘書第一係長
企画部秘書課秘書第二係長	経営企画部秘書課秘書第二係長
企画部秘書課賞勲係長	経営企画部秘書課賞勲係長
企画部広報課長	経営企画部広報課長
企画部広報課課長補佐	経営企画部広報課課長補佐
企画部広報課公聴係長	経営企画部広報課公聴係長
企画部広報課広報係長	経営企画部広報課広報係長
企画部情報企画課長	経営企画部情報政策課長
企画部情報企画課課長補佐	経営企画部情報政策課課長補佐
企画部情報企画課地域情報係長	経営企画部情報政策課IT推進係長
企画部情報企画課情報システム係長	経営企画部情報政策課情報システム係長

企画部情報企画課情報システム係副係長	経営企画部情報政策課情報システム係副係長
企画部統計課長	経営企画部統計調査課長
企画部統計課課長補佐	経営企画部統計調査課課長補佐
企画部統計課統計情報係長	経営企画部統計調査課統計情報係長
企画部統計課経済動態係長	経営企画部統計調査課経済動態係長
企画部統計課人口労働係長	経営企画部統計調査課人口労働係長
企画部統計課商工係長	経営企画部統計調査課商工係長
企画部統計課生計農林係長	経営企画部統計調査課生計農林係長

(富山県公文書開示審議会規則の一部改正)

- 5 富山県公文書開示審議会規則(昭和62年富山県規則第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(富山県高度情報通信ネットワーク運用規則の一部改正)

- 6 富山県高度情報通信ネットワーク運用規則(平成4年富山県規則第74号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(富山県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則の一部改正)

- 7 富山県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則(平成11年富山県規則第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(富山県財産管理規則の一部改正)

- 8 富山県財産管理規則(昭和40年富山県規則第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成13年規則第42号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる室、課又は出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の室、課又は出先機関の名称	この規則の施行後の課又は出先機関の名称
生活環境部女性青少年課	生活環境部男女参画・ボランティア課
厚生部社会福祉課	厚生部厚生企画課
厚生部児童家庭課	厚生部児童青年家庭課
厚生部薬務食品課	厚生部食品生活衛生課
厚生部薬業振興課	厚生部くすり政策課
商工労働部中小企業課	商工労働部経営支援課
商工労働部商業振興課	商工労働部商業流通課
商工労働部観光通商課	商工労働部観光課
農林水産部企画管理課	農林水産部農林水産企画課
農林水産部農業経済課	農林水産部経営課
農林水産部普及技術課	農林水産部技術推進課
農林水産部生産流通課	農林水産部食料政策課
土木部航空対策室	土木部航空対策課
富山県税事務所総務課	富山県税事務所企画管理課
高岡県税事務所総務課	高岡県税事務所企画管理課
魚津県税事務所総務課	魚津県税事務所企画管理課
砺波県税事務所総務課	砺波県税事務所企画管理課
伏木港管理事務所	伏木港事務所
富山港管理事務所	富山港事務所

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる室、課又は出先機関の主幹、副主幹又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹又は主任の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
経営企画部文書学術課企画管理係長	経営企画部文書学術課高等教育振興係長
生活環境部女性青少年課長	生活環境部男女参画・ボランティア課長
生活環境部女性青少年課課長補佐	生活環境部男女参画・ボランティア課課長補佐
生活環境部女性青少年課県民ボランティア係長	生活環境部男女参画・ボランティア課ボランティア係長
生活環境部国際・日本海政策課海洋係長	生活環境部国際・日本海政策課国際協力係長
厚生部社会福祉課長	厚生部厚生企画課長
厚生部社会福祉課課長補佐	厚生部厚生企画課課長補佐
厚生部社会福祉課管理係長	厚生部厚生企画課管理課長
厚生部社会福祉課福祉の人・まちづくり係長	厚生部厚生企画課福祉の人・まちづくり係長
厚生部社会福祉課保護係長	厚生部厚生企画課保護係長
厚生部社会福祉課恩給援護係長	厚生部厚生企画課恩給援護係長
厚生部社会福祉課国保指導係長	厚生部厚生企画課国保指導係長
厚生部社会福祉課国保医療係長	厚生部厚生企画課国保医療係長
厚生部児童家庭課長	厚生部児童青年家庭課長
厚生部児童家庭課課長補佐	厚生部児童青年家庭課課長補佐
厚生部児童家庭課管理係長	厚生部児童青年家庭課管理係長
厚生部児童家庭課児童福祉係長	厚生部児童青年家庭課児童福祉係長
厚生部児童家庭課家庭福祉係長	厚生部児童青年家庭課家庭係長
厚生部薬務食品課長	厚生部食品生活衛生課長
厚生部薬務食品課課長補佐	厚生部食品生活衛生課課長補佐
厚生部薬務食品課食品乳肉係長	厚生部食品生活衛生課食品乳肉係長
厚生部薬務食品課動物管理センター所長	厚生部食品生活衛生課動物管理センター所長
厚生部薬業振興課長	厚生部くすり政策課長
厚生部薬業振興課課長補佐	厚生部くすり政策課課長補佐
厚生部薬業振興課指導係長	厚生部くすり政策課指導係長
厚生部薬業振興課指導係副係長	厚生部くすり政策課指導係副係長
商工労働部中小企業課長	商工労働部経営支援課長
商工労働部中小企業課課長補佐	商工労働部経営支援課課長補佐
商工労働部中小企業課金融係長	商工労働部経営支援課金融係長
商工労働部中小企業課工業振興係長	商工労働部経営支援課工業振興係長
商工労働部商業振興課長	商工労働部商業流通課長
商工労働部商業振興課課長補佐	商工労働部商業流通課課長補佐
商工労働部商業振興課指導係長	商工労働部商業流通課団体指導係長
商工労働部商業振興課流通サービス産業係長	商工労働部商業流通課振興係長
商工労働部観光通商課長	商工労働部観光課長
商工労働部観光通商課課長補佐	商工労働部観光課課長補佐
商工労働部観光通商課観光係長	商工労働部観光課観光企画係長
商工労働部観光通商課特産振興係長	商工労働部観光課特産振興係長
農林水産部企画管理課長	農林水産部農林水産企画課長
農林水産部企画管理課課長補佐	農林水産部農林水産企画課課長補佐
農林水産部企画管理課総務係長	農林水産部農林水産企画課管理係長

農林水産部企画管理課經理係長	農林水産部農林水産企画課經理係長
農林水産部企画管理課企画班長	農林水産部農林水産企画課企画班長
農林水産部農業經濟課長	農林水産部經營課長
農林水産部農業經濟課課長補佐	農林水産部經營課課長補佐
農林水産部農業經濟課金融係長	農林水産部經營課金融助成係長
農林水産部農業經濟課農地利用係長	農林水産部經營課農地利用係長
農林水産部普及技術課長	農林水産部技術推進課長
農林水産部普及技術課課長補佐	農林水産部技術推進課課長補佐
農林水産部普及技術課業務係長	農林水産部技術推進課企画調整係長
農林水産部普及技術課普及教育係長	農林水産部技術推進課普及教育係長
農林水産部普及技術課技術開発係長	農林水産部技術推進課技術開発係長
農林水産部普及技術課専門技術員班長	農林水産部技術推進課専門技術員班長
農林水産部生産流通課長	農林水産部食料政策課長
農林水産部生産流通課課長補佐	農林水産部食料政策課課長補佐
農林水産部生産流通課企画流通係長	農林水産部食料政策課企画流通係長
農林水産部生産流通課農産食糧係長	農林水産部食料政策課農産食糧係長
農林水産部生産流通課園芸特産係長	農林水産部食料政策課園芸特産係長
農林水産部生産流通課食品振興係長	農林水産部食料政策課食品産業係長
土木部航空対策室総務班長	土木部航空対策課総務班長
土木部航空対策室空港整備班長	土木部航空対策課空港整備班長
富山県税事務所総務課長	富山県税事務所企画管理課長
富山県税事務所総務課総務班長	富山県税事務所企画管理課総務班長
高岡県税事務所総務課長	高岡県税事務所企画管理課長
高岡県税事務所総務課総務班長	高岡県税事務所企画管理課総務班長
高岡県税事務所課税課事業税班長	高岡県税事務所課税課事業税・軽油引取税班長
魚津県税事務所総務課長	魚津県税事務所企画管理課長
魚津県税事務所総務課総務班長	魚津県税事務所企画管理課総務班長
魚津県税事務所課税課事業税班長	魚津県税事務所課税課事業税・軽油引取税班長
砺波県税事務所総務課長	砺波県税事務所企画管理課長
砺波県税事務所総務課総務班長	砺波県税事務所企画管理課総務班長
砺波県税事務所課税課事業税班長	砺波県税事務所課税課事業税・軽油引取税班長
伏木港管理事務所長	伏木港事務所長
伏木港管理事務所総務課長	伏木港事務所総務課長
伏木港管理事務所工務課長	伏木港事務所工務課長
富山港管理事務所長	富山港事務所長
富山港管理事務所総務課長	富山港事務所総務課長
富山港管理事務所工務課長	富山港事務所工務課長
中央病院事務局総務課長	中央病院事務局經營管理課長
中央病院事務局総務課課長補佐	中央病院事務局經營管理課課長補佐
中央病院事務局総務課管理係長	中央病院事務局經營管理課管理係長
中央病院事務局管財課管財係長	中央病院事務局經營管理課管財係長
中央病院事務局管財課用度係長	中央病院事務局經營管理課用度係長
保健婦	保健師
助産婦	助産師
総看護婦長	総看護師長
副総看護婦長	副総看護師長
上席看護婦長	上席看護師長

看護婦長	看護師長
看護婦 看護師	看護師

(富山県特定非営利活動促進法施行規則の一部改正)

- 5 富山県特定非営利活動促進法施行規則(平成10年富山県規則第57号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(富山県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

- 6 富山県男女共同参画推進条例施行規則(平成13年富山県規則第8号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

- 7 富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則(昭和42年富山県規則第21号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(富山県中小企業高度化資金等助成規則の一部改正)

- 8 富山県中小企業高度化資金等助成規則(昭和42年富山県規則第55号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(富山県貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部改正)

- 9 富山県貸金業の規制等に関する法律施行規則(昭和58年富山県規則第51号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成14年規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1) 第79条の表に富山県事業認定審議会の項を加える改正規定 平成14年7月10日
(2) 第79条の表に富山県本人確認情報保護審議会の項を加える改正規定 平成14年8月5日
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の出先機関の名称	この規則の施行後の出先機関の名称
新川保健所	新川厚生センター
新川保健所魚津支所	新川厚生センター魚津支所
中部保健所	中部厚生センター
中部保健所八尾支所	中部厚生センター八尾支所
高岡保健所	高岡厚生センター
高岡保健所小杉支所	高岡厚生センター小杉支所
高岡保健所氷見支所	高岡厚生センター氷見支所
砺波保健所	砺波厚生センター
砺波保健所小矢部支所	砺波厚生センター小矢部支所

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる出先機関の副主幹又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の副主幹又は主任の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
新川保健所企画管理課長	新川厚生センター企画管理課長
新川保健所企画管理課医務総務班長	新川厚生センター企画管理課医務総務班長
新川保健所企画管理課企画調整班長	新川厚生センター企画管理課企画調整班長
新川保健所企画管理課企画調整班係長	新川厚生センター企画管理課企画調整班係長
新川保健所保健予防課長	新川厚生センター保健予防課長
新川保健所保健予防課地域保健班長	新川厚生センター保健予防課地域保健班長
新川保健所保健予防課感染症疾病班長	新川厚生センター保健予防課感染症疾病班長
新川保健所衛生課長	新川厚生センター衛生課長
新川保健所衛生課係長	新川厚生センター衛生課係長

新川保健所試験検査課長	新川厚生センター試験検査課長
新川保健所魚津支所長	新川厚生センター魚津支所長
新川保健所魚津支所長代理	新川厚生センター魚津支所長代理
新川保健所魚津支所衛生予防課長	新川厚生センター魚津支所衛生予防課長
新川保健所魚津支所衛生予防課係長	新川厚生センター魚津支所衛生予防課係長
新川保健所魚津支所地域健康課長	新川厚生センター魚津支所地域健康課長
新川保健所魚津支所地域健康課係長	新川厚生センター魚津支所地域健康課係長
中部保健所企画管理課長	中部厚生センター企画管理課長
中部保健所企画管理課医務総務班長	中部厚生センター企画管理課医務総務班長
中部保健所企画管理課企画調整班長	中部厚生センター企画管理課企画調整班長
中部保健所保健予防課長	中部厚生センター保健予防課長
中部保健所保健予防課地域保健班長	中部厚生センター保健予防課地域保健班長
中部保健所保健予防課感染症疾病班長	中部厚生センター保健予防課感染症疾病班長
中部保健所衛生検査課長	中部厚生センター衛生検査課長
中部保健所衛生検査課食品衛生班長	中部厚生センター衛生検査課食品衛生班長
中部保健所衛生検査課食品衛生班係長	中部厚生センター衛生検査課食品衛生班係長
中部保健所衛生検査課環境衛生薬事班長	中部厚生センター衛生検査課環境衛生薬事班長
中部保健所衛生検査課試験検査班長	中部厚生センター衛生検査課試験検査班長
中部保健所衛生検査課試験検査班係長	中部厚生センター衛生検査課試験検査班係長
中部保健所八尾支所長	中部厚生センター八尾支所長
中部保健所八尾支所長代理	中部厚生センター八尾支所長代理
中部保健所八尾支所衛生予防課長	中部厚生センター八尾支所衛生予防課長
中部保健所八尾支所衛生予防課係長	中部厚生センター八尾支所衛生予防課係長
中部保健所八尾支所地域健康課長	中部厚生センター八尾支所地域健康課長
中部保健所八尾支所地域健康課係長	中部厚生センター八尾支所地域健康課係長
高岡保健所企画管理課長	高岡厚生センター企画管理課長
高岡保健所企画管理課医務総務班長	高岡厚生センター企画管理課医務総務班長
高岡保健所企画管理課企画調整班長	高岡厚生センター企画管理課企画調整班長
高岡保健所企画管理課企画調整班係長	高岡厚生センター企画管理課企画調整班係長
高岡保健所保健予防課長	高岡厚生センター保健予防課長
高岡保健所保健予防課地域保健班長	高岡厚生センター保健予防課地域保健班長
高岡保健所保健予防課地域保健班係長	高岡厚生センター保健予防課地域保健班係長
高岡保健所保健予防課感染症疾病班長	高岡厚生センター保健予防課感染症疾病班長
高岡保健所保健予防課感染症疾病班係長	高岡厚生センター保健予防課感染症疾病班係長
高岡保健所衛生課長	高岡厚生センター衛生課長
高岡保健所衛生課食品衛生班長	高岡厚生センター衛生課食品衛生班長
高岡保健所衛生課環境衛生薬事班長	高岡厚生センター衛生課環境衛生薬事班長
高岡保健所衛生課環境衛生薬事班係長	高岡厚生センター衛生課環境衛生薬事班係長
高岡保健所試験検査課長	高岡厚生センター試験検査課長
高岡保健所小杉支所長	高岡厚生センター小杉支所長
高岡保健所小杉支所長代理	高岡厚生センター小杉支所長代理
高岡保健所小杉支所衛生予防課長	高岡厚生センター小杉支所衛生予防課長
高岡保健所小杉支所地域健康課長	高岡厚生センター小杉支所地域健康課長
高岡保健所氷見支所長	高岡厚生センター氷見支所長
高岡保健所氷見支所長代理	高岡厚生センター氷見支所長代理
高岡保健所氷見支所衛生予防課長	高岡厚生センター氷見支所衛生予防課長
高岡保健所氷見支所衛生予防課係長	高岡厚生センター氷見支所衛生予防課係長

高岡保健所氷見支所地域健康課長	高岡厚生センター氷見支所地域健康課長
砺波保健所企画管理課長	砺波厚生センター企画管理課長
砺波保健所企画管理課医務総務班長	砺波厚生センター企画管理課医務総務班長
砺波保健所企画管理課企画調整班長	砺波厚生センター企画管理課企画調整班長
砺波保健所保健予防課長	砺波厚生センター保健予防課長
砺波保健所保健予防課地域保健班長	砺波厚生センター保健予防課地域保健班長
砺波保健所保健予防課地域保健班係長	砺波厚生センター保健予防課地域保健班係長
砺波保健所保健予防課感染症疾病班長	砺波厚生センター保健予防課感染症疾病班長
砺波保健所保健予防課感染症疾病班係長	砺波厚生センター保健予防課感染症疾病班係長
砺波保健所衛生検査課長	砺波厚生センター衛生検査課長
砺波保健所衛生検査課衛生班長	砺波厚生センター衛生検査課衛生班長
砺波保健所衛生検査課衛生班係長	砺波厚生センター衛生検査課衛生班係長
砺波保健所衛生検査課試験検査班長	砺波厚生センター衛生検査課試験検査班長
砺波保健所小矢部支所長	砺波厚生センター小矢部支所長
砺波保健所小矢部支所長代理	砺波厚生センター小矢部支所長代理
砺波保健所小矢部支所衛生予防課長	砺波厚生センター小矢部支所衛生予防課長
砺波保健所小矢部支所地域健康課長	砺波厚生センター小矢部支所地域健康課長
砺波保健所小矢部支所地域健康課係長	砺波厚生センター小矢部支所地域健康課係長

附 則(平成14年規則第50号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる課又は出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の課又は出先機関の名称	この規則の施行後の課又は出先機関の名称
林政課 治山課	森林政策課
富山土木事務所	富山土木センター
高岡土木事務所	高岡土木センター
立山土木事務所	富山土木センター立山土木事務所
魚津土木事務所	新川土木センター
入善土木事務所	新川土木センター入善土木事務所
氷見土木事務所	高岡土木センター氷見土木事務所
福野土木事務所	砺波土木センター
小矢部土木事務所	高岡土木センター小矢部土木事務所

3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹又は主任の職を命ぜられたものとする。

4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
林政課林業専門技術員班長	森林政策課林業専門技術員班長
富山土木事務所長	富山土木センター所長
富山土木事務所次長	富山土木センター次長
富山土木事務所総務課長	富山土木センター企画管理課長
富山土木事務所総務課総務班長	富山土木センター企画管理課総務班長
富山土木事務所総務課業務班長	富山土木センター企画管理課業務班長
富山土木事務所総務課業務班係長	富山土木センター企画管理課業務班係長

富山土木事務所用地課長	富山土木センター用地課長
富山土木事務所用地課用地第一班長	富山土木センター用地課用地第一班長
富山土木事務所用地課用地第一班係長	富山土木センター用地課用地第一班係長
富山土木事務所用地課用地第二班長	富山土木センター用地課用地第二班長
富山土木事務所用地課用地第二班係長	富山土木センター用地課用地第二班係長
富山土木事務所用地課富山環状線班長	富山土木センター用地課富山環状線班長
富山土木事務所用地課富山環状線班係長	富山土木センター用地課富山環状線班係長
富山土木事務所管理検査課長	富山土木センター管理検査課長
富山土木事務所建築課長	富山土木センター建築課長
富山土木事務所建築課係長	富山土木センター建築課係長
富山土木事務所施設管理課長	富山土木センター施設管理課長
富山土木事務所施設管理課道路維持班長	富山土木センター施設管理課道路維持班長
富山土木事務所施設管理課道路維持班係長	富山土木センター施設管理課道路維持班係長
富山土木事務所施設管理課道路施設班長	富山土木センター施設管理課道路施設班長
富山土木事務所施設管理課道路施設班係長	富山土木センター施設管理課道路施設班係長
富山土木事務所工務第一課長	富山土木センター工務第一課長
富山土木事務所工務第一課道路改良第一班長	富山土木センター工務第一課道路改良第一班長
富山土木事務所工務第一課道路改良第一班係長	富山土木センター工務第一課道路改良第一班係長
富山土木事務所工務第一課道路改良第二班長	富山土木センター工務第一課道路改良第二班長
富山土木事務所工務第一課道路改良第二班係長	富山土木センター工務第一課道路改良第二班係長
富山土木事務所工務第二課長	富山土木センター工務第二課長
富山土木事務所工務第二課河川班長	富山土木センター工務第二課河川班長
富山土木事務所工務第二課河川班係長	富山土木センター工務第二課河川班係長
富山土木事務所工務第二課河川管理班長	富山土木センター工務第二課河川管理班長
富山土木事務所工務第二課砂防班長	富山土木センター工務第二課砂防班長
富山土木事務所工務第二課砂防班係長	富山土木センター工務第二課砂防班係長
富山土木事務所工務第三課長	富山土木センター工務第三課長
富山土木事務所工務第三課都市計画班長	富山土木センター工務第三課都市計画班長
富山土木事務所工務第三課都市計画班係長	富山土木センター工務第三課都市計画班係長
富山土木事務所工務第三課環状線整備班長	富山土木センター工務第三課環状線整備班長
富山土木事務所工務第三課環状線整備班係長	富山土木センター工務第三課環状線整備班係長
富山土木事務所工務第三課下水道班長	富山土木センター工務第三課下水道班長
富山土木事務所工務第三課下水道班係長	富山土木センター工務第三課下水道班係長
高岡土木事務所長	高岡土木センター所長
高岡土木事務所次長	高岡土木センター次長
高岡土木事務所総務課長	高岡土木センター企画管理課長
高岡土木事務所総務課総務班長	高岡土木センター企画管理課総務班長
高岡土木事務所総務課業務班長	高岡土木センター企画管理課業務班長
高岡土木事務所用地課長	高岡土木センター用地課長
高岡土木事務所用地課用地第一班長	高岡土木センター用地課用地第一班長
高岡土木事務所用地課用地第二班長	高岡土木センター用地課用地第二班長
高岡土木事務所管理検査課長	高岡土木センター管理検査課長
高岡土木事務所建築課長	高岡土木センター建築課長
高岡土木事務所建築課係長	高岡土木センター建築課係長
高岡土木事務所施設管理課長	高岡土木センター施設管理課長
高岡土木事務所施設管理課道路維持班長	高岡土木センター施設管理課道路維持班長
高岡土木事務所施設管理課道路維持班係長	高岡土木センター施設管理課道路維持班係長

高岡土木事務所施設管理課道路施設班長	高岡土木センター施設管理課道路施設班長
高岡土木事務所施設管理課道路施設班係長	高岡土木センター施設管理課道路施設班係長
高岡土木事務所工務第一課長	高岡土木センター工務第一課長
高岡土木事務所工務第一課道路改良班長	高岡土木センター工務第一課道路改良班長
高岡土木事務所工務第一課道路改良班係長	高岡土木センター工務第一課道路改良班係長
高岡土木事務所工務第一課都市計画班長	高岡土木センター工務第一課都市計画班長
高岡土木事務所工務第二課長	高岡土木センター工務第二課長
高岡土木事務所工務第二課河川砂防班長	高岡土木センター工務第二課河川砂防班長
高岡土木事務所工務第二課河川砂防班係長	高岡土木センター工務第二課河川砂防班係長
高岡土木事務所工務第二課海岸班長	高岡土木センター工務第二課海岸班長
高岡土木事務所下水道課長	高岡土木センター下水道課長
高岡土木事務所下水道課係長	高岡土木センター下水道課係長
立山土木事務所長	富山土木センター立山土木事務所長
立山土木事務所次長	富山土木センター立山土木事務所長代理
立山土木事務所用地課長	富山土木センター立山土木事務所用地課長
立山土木事務所工務第一課長	富山土木センター立山土木事務所工務第一課長
立山土木事務所工務第一課道路改良班長	富山土木センター立山土木事務所工務第一課道路改良班長
立山土木事務所工務第一課道路改良班係長	富山土木センター立山土木事務所工務第一課道路改良班係長
立山土木事務所工務第一課道路維持班長	富山土木センター立山土木事務所工務第一課道路維持班長
立山土木事務所工務第一課道路維持班係長	富山土木センター立山土木事務所工務第一課道路維持班係長
立山土木事務所工務第二課長	富山土木センター立山土木事務所工務第二課長
立山土木事務所工務第二課河川班長	富山土木センター立山土木事務所工務第二課河川班長
立山土木事務所工務第二課河川班係長	富山土木センター立山土木事務所工務第二課河川班係長
立山土木事務所工務第二課砂防班長	富山土木センター立山土木事務所工務第二課砂防班長
立山土木事務所工務第二課砂防班係長	富山土木センター立山土木事務所工務第二課砂防班係長
魚津土木事務所長	新川土木センター所長
魚津土木事務所次長	新川土木センター次長
魚津土木事務所総務課長	新川土木センター企画管理課長
魚津土木事務所総務課総務班長	新川土木センター企画管理課総務班長
魚津土木事務所総務課総務班係長	新川土木センター企画管理課総務班係長
魚津土木事務所総務課業務班長	新川土木センター企画管理課業務班長
魚津土木事務所総務課業務班係長	新川土木センター企画管理課業務班係長
魚津土木事務所用地課長	新川土木センター用地課長
魚津土木事務所用地課係長	新川土木センター用地課係長
魚津土木事務所管理検査課長	新川土木センター管理検査課長
魚津土木事務所建築課長	新川土木センター建築課長
魚津土木事務所建築課係長	新川土木センター建築課係長
魚津土木事務所工務第一課長	新川土木センター工務第一課長
魚津土木事務所工務第一課道路改良班長	新川土木センター工務第一課道路改良班長
魚津土木事務所工務第一課道路改良班係長	新川土木センター工務第一課道路改良班係長
魚津土木事務所工務第一課道路維持班長	新川土木センター工務第一課道路維持班長
魚津土木事務所工務第一課道路維持班係長	新川土木センター工務第一課道路維持班係長
魚津土木事務所工務第二課長	新川土木センター工務第二課長

魚津土木事務所工務第二課河川班長	新川土木センター工務第二課河川班長
魚津土木事務所工務第二課河川班係長	新川土木センター工務第二課河川班係長
魚津土木事務所工務第二課河川管理班長	新川土木センター工務第二課河川管理班長
魚津土木事務所工務第二課河川管理班係長	新川土木センター工務第二課河川管理班係長
魚津土木事務所工務第二課砂防班長	新川土木センター工務第二課砂防班長
魚津土木事務所工務第二課砂防班係長	新川土木センター工務第二課砂防班係長
魚津土木事務所工務第二課海岸港湾班長	新川土木センター工務第二課海岸港湾班長
魚津土木事務所工務第二課海岸港湾班係長	新川土木センター工務第二課海岸港湾班係長
入善土木事務所長	新川土木センター入善土木事務所長
入善土木事務所次長	新川土木センター入善土木事務所長代理
入善土木事務所用地課長	新川土木センター入善土木事務所用地課長
入善土木事務所用地課係長	新川土木センター入善土木事務所用地課係長
入善土木事務所工務第一課長	新川土木センター入善土木事務所工務第一課長
入善土木事務所工務第一課道路改良班長	新川土木センター入善土木事務所工務第一課道路改良班長
入善土木事務所工務第一課道路改良班係長	新川土木センター入善土木事務所工務第一課道路改良班係長
入善土木事務所工務第一課道路維持班長	新川土木センター入善土木事務所工務第一課道路維持班長
入善土木事務所工務第一課道路維持班係長	新川土木センター入善土木事務所工務第一課道路維持班係長
入善土木事務所工務第二課長	新川土木センター入善土木事務所工務第二課長
入善土木事務所工務第二課河川班長	新川土木センター入善土木事務所工務第二課河川班長
入善土木事務所工務第二課河川班係長	新川土木センター入善土木事務所工務第二課河川班係長
入善土木事務所工務第二課河川管理班長	新川土木センター入善土木事務所工務第二課河川管理班長
入善土木事務所工務第二課河川管理班係長	新川土木センター入善土木事務所工務第二課河川管理班係長
入善土木事務所工務第二課砂防班長	新川土木センター入善土木事務所工務第二課砂防班長
入善土木事務所工務第二課砂防班係長	新川土木センター入善土木事務所工務第二課砂防班係長
入善土木事務所ダム建設課長	新川土木センター入善土木事務所ダム建設課長
入善土木事務所ダム建設課係長	新川土木センター入善土木事務所ダム建設課係長
氷見土木事務所長	高岡土木センター氷見土木事務所長
氷見土木事務所次長	高岡土木センター氷見土木事務所長代理
氷見土木事務所用地課長	高岡土木センター氷見土木事務所用地課長
氷見土木事務所用地課係長	高岡土木センター氷見土木事務所用地課係長
氷見土木事務所工務第一課長	高岡土木センター氷見土木事務所工務第一課長
氷見土木事務所工務第一課道路改良班長	高岡土木センター氷見土木事務所工務第一課道路改良班長
氷見土木事務所工務第一課道路改良班係長	高岡土木センター氷見土木事務所工務第一課道路改良班係長
氷見土木事務所工務第一課道路維持班長	高岡土木センター氷見土木事務所工務第一課道路維持班長
氷見土木事務所工務第一課道路維持班係長	高岡土木センター氷見土木事務所工務第一課道路維持班係長
氷見土木事務所工務第二課長	高岡土木センター氷見土木事務所工務第二課長
氷見土木事務所工務第二課河川班長	高岡土木センター氷見土木事務所工務第二課河川班長
氷見土木事務所工務第二課河川班係長	高岡土木センター氷見土木事務所工務第二課河川班係長
氷見土木事務所工務第二課砂防班長	高岡土木センター氷見土木事務所工務第二課砂防班長

氷見土木事務所工務第二課砂防班係長	高岡土木センター氷見土木事務所工務第二課砂防班係長
福野土木事務所長	砺波土木センター所長
福野土木事務所次長	砺波土木センター次長
福野土木事務所総務課長	砺波土木センター企画管理課長
福野土木事務所総務課総務班長	砺波土木センター企画管理課総務班長
福野土木事務所総務課総務班係長	砺波土木センター企画管理課総務班係長
福野土木事務所総務課業務班長	砺波土木センター企画管理課業務班長
福野土木事務所総務課業務班係長	砺波土木センター企画管理課業務班係長
福野土木事務所用地課長	砺波土木センター用地課長
福野土木事務所用地課用地班長	砺波土木センター用地課用地班長
福野土木事務所用地課用地班係長	砺波土木センター用地課用地班係長
福野土木事務所管理検査課長	砺波土木センター管理検査課長
福野土木事務所建築課長	砺波土木センター建築課長
福野土木事務所工務第一課長	砺波土木センター工務第一課長
福野土木事務所工務第一課道路改良班長	砺波土木センター工務第一課道路改良班長
福野土木事務所工務第一課道路改良班係長	砺波土木センター工務第一課道路改良班係長
福野土木事務所工務第一課道路維持班長	砺波土木センター工務第一課道路維持班長
福野土木事務所工務第一課道路維持班係長	砺波土木センター工務第一課道路維持班係長
福野土木事務所工務第一課道路施設班長	砺波土木センター工務第一課道路施設班長
福野土木事務所工務第一課道路施設班係長	砺波土木センター工務第一課道路施設班係長
福野土木事務所工務第二課長	砺波土木センター工務第二課長
福野土木事務所工務第二課河川班長	砺波土木センター工務第二課河川班長
福野土木事務所工務第二課河川班係長	砺波土木センター工務第二課河川班係長
福野土木事務所工務第二課河川管理班長	砺波土木センター工務第二課河川管理班長
福野土木事務所工務第二課砂防班長	砺波土木センター工務第二課砂防班長
福野土木事務所工務第二課砂防班係長	砺波土木センター工務第二課砂防班係長
小矢部土木事務所長	高岡土木センター小矢部土木事務所長
小矢部土木事務所次長	高岡土木センター小矢部土木事務所長代理
小矢部土木事務所用地課長	高岡土木センター小矢部土木事務所用地課長
小矢部土木事務所工務第一課長	高岡土木センター小矢部土木事務所工務第一課長
小矢部土木事務所工務第一課道路改良班長	高岡土木センター小矢部土木事務所工務第一課道路改良班長
小矢部土木事務所工務第一課道路改良班係長	高岡土木センター小矢部土木事務所工務第一課道路改良班係長
小矢部土木事務所工務第一課道路維持班長	高岡土木センター小矢部土木事務所工務第一課道路維持班長
小矢部土木事務所工務第一課道路維持班係長	高岡土木センター小矢部土木事務所工務第一課道路維持班係長
小矢部土木事務所工務第二課長	高岡土木センター小矢部土木事務所工務第二課長
小矢部土木事務所工務第二課河川班長	高岡土木センター小矢部土木事務所工務第二課河川班長
小矢部土木事務所工務第二課河川班係長	高岡土木センター小矢部土木事務所工務第二課河川班係長
小矢部土木事務所工務第二課砂防班長	高岡土木センター小矢部土木事務所工務第二課砂防班長
小矢部土木事務所工務第二課砂防班係長	高岡土木センター小矢部土木事務所工務第二課砂防班係長

附 則(平成15年規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において病虫害防除所又は畜産試験場の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、農業技術センターの職員となるものとする。
- 施行日の前日において病虫害防除所又は畜産試験場の副主幹、主幹研究員、副主幹研究員又は主任研究員の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、農業技術センターの副主幹、主幹研究員、副主幹研究員又は主任研究員の職を命ぜられたものとする。
- 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
病虫害防除所長	農業技術センター企画管理部病虫害防除所長
畜産試験場長	農業技術センター畜産試験場長
畜産試験場次長	農業技術センター畜産試験場長代理
畜産試験場養豚課長	農業技術センター畜産試験場養豚課長
畜産試験場酪農肉牛課長	農業技術センター畜産試験場酪農肉牛課長
畜産試験場飼料環境課長	農業技術センター畜産試験場飼料環境課長

(富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

- 富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則(昭和42年富山県規則第21号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成16年規則第41号)

(施行期日)

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
高岡県税事務所課税課事業税・軽油引取税班長	高岡県税事務所課税課事業税班長
高岡県税事務所課税課事業税・軽油引取税班係長	高岡県税事務所課税課事業税班係長
魚津県税事務所課税課事業税・軽油引取税班長	魚津県税事務所課税課事業税班長
魚津県税事務所課税課事業税・軽油引取税班係長	魚津県税事務所課税課事業税班係長
砺波県税事務所課税課事業税・軽油引取税班長	砺波県税事務所課税課事業税班長
中央病院医療局看護部長	中央病院看護部長
中央病院医療局看護部副部長	中央病院看護部副部長
中央病院医療局看護部病棟看護科長	中央病院看護部病棟看護科長
中央病院医療局看護部診療看護科長	中央病院看護部診療看護科長
中央病院医療局看護部手術看護科長	中央病院看護部手術看護科長
中央病院医療局看護部看護研修科長	中央病院看護部看護研修科長
中央病院医療局看護部主幹	中央病院看護部主幹
中央病院医療局看護部上席看護師長	中央病院看護部上席看護師長
中央病院医療局看護部看護師長	中央病院看護部看護師長
中央病院医療局看護部上席主任	中央病院看護部上席主任

附 則(平成16年規則第52号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第62号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第141条第2号の改正規定 平成16年12月2日

(2) 第2条の規定 障害者基本法の一部を改正する法律(平成16年法律第80号)第2条の規定の施行の日

(施行の日=平成17年4月18日)

附 則(平成16年規則第68号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第79号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第61条第10号の改正規定は、同月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる課又は出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室、課又は出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の課又は出先機関の名称	この規則の施行後の室、課又は出先機関の名称
経営企画部人事課	経営管理部人事課
経営企画部総合政策課	知事政策室
経営企画部情報政策課	経営管理部情報政策課
経営企画部統計調査課	経営管理部統計調査課
経営企画部広報課	知事政策室広報課
経営企画部秘書課	知事政策室秘書課
経営企画部文書学術課	経営管理部文書学術課
経営企画部財政課	経営管理部財政課
経営企画部管財課	経営管理部管財課
経営企画部税務課	経営管理部税務課
経営企画部市町村課	経営管理部市町村課
経営企画部消防防災課	経営管理部消防防災課
生活環境部交通政策課	知事政策室総合交通政策課
新川農業改良普及センター	新川農業普及指導センター
富山農業改良普及センター	富山農業普及指導センター
高岡農業改良普及センター	高岡農業普及指導センター
砺波農業改良普及センター	砺波農業普及指導センター

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹、主査又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室、課又は出先機関の主幹、副主幹、主査又は主任の職を命ぜられたものとする。

- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
経営企画部参事	経営管理部参事
経営企画部人事課長	経営管理部人事課長
経営企画部人事課課長補佐	経営管理部人事課課長補佐
経営企画部人事課人事係長	経営管理部人事課人事係長
経営企画部人事課給与係長	経営管理部人事課給与係長
経営企画部人事課厚生係長	経営管理部人事課厚生係長
経営企画部人事課厚生係副係長	経営管理部人事課厚生係副係長
経営企画部人事課行政システム改革班長	経営管理部人事課行政システム改革班長
経営企画部情報政策課長	経営管理部情報政策課長
経営企画部情報政策課課長補佐	経営管理部情報政策課課長補佐
経営企画部情報政策課IT推進係長	経営管理部情報政策課IT推進係長
経営企画部情報政策課情報システム係長	経営管理部情報政策課情報システム係長
経営企画部情報政策課電腦県庁推進班長	経営管理部情報政策課電腦県庁推進班長
経営企画部統計調査課長	経営管理部統計調査課長
経営企画部統計調査課課長補佐	経営管理部統計調査課課長補佐
経営企画部統計調査課統計情報係長	経営管理部統計調査課統計情報係長

経営企画部統計調査課経済動態係長	経営管理部統計調査課経済動態係長
経営企画部統計調査課経済動態係副係長	経営管理部統計調査課経済動態係副係長
経営企画部統計調査課人口労働係長	経営管理部統計調査課人口労働係長
経営企画部統計調査課人口労働係副係長	経営管理部統計調査課人口労働係副係長
経営企画部統計調査課商工係長	経営管理部統計調査課商工係長
経営企画部統計調査課生計農林係長	経営管理部統計調査課生計農林係長
経営企画部統計調査課生計農林係副係長	経営管理部統計調査課生計農林係副係長
経営企画部広報課長	知事政策室広報課長
経営企画部広報課課長補佐	知事政策室広報課課長補佐
経営企画部広報課イメージアップ係長	知事政策室広報課イメージアップ係長
経営企画部広報課県民の声係長	知事政策室広報課県民の声係長
経営企画部広報課広報係長	知事政策室広報課広報係長
経営企画部秘書課長	知事政策室秘書課長
経営企画部秘書課課長補佐	知事政策室秘書課課長補佐
経営企画部秘書課秘書第一係長	知事政策室秘書課秘書第一係長
経営企画部秘書課秘書第二係長	知事政策室秘書課秘書第二係長
経営企画部秘書課賞勲係長	知事政策室秘書課賞勲係長
経営企画部文書学術課長	経営管理部文書学術課長
経営企画部文書学術課課長補佐	経営管理部文書学術課課長補佐
経営企画部文書学術課高等教育振興係長	経営管理部文書学術課高等教育振興係長
経営企画部文書学術課法規係長	経営管理部文書学術課法規係長
経営企画部文書学術課文書管理係長	経営管理部文書学術課文書管理係長
経営企画部文書学術課情報公開係長	経営管理部文書学術課情報公開係長
経営企画部文書学術課私学振興係長	経営管理部文書学術課私学振興係長
経営企画部文書学術課政策法務班長	経営管理部文書学術課政策法務班長
経営企画部財政課長	経営管理部財政課長
経営企画部財政課課長補佐	経営管理部財政課課長補佐
経営企画部財政課予算第一係長	経営管理部財政課予算第一係長
経営企画部財政課予算第二係長	経営管理部財政課予算第二係長
経営企画部財政課調査係長	経営管理部財政課調査係長
経営企画部財政課資金係長	経営管理部財政課資金係長
経営企画部管財課長	経営管理部管財課長
経営企画部管財課課長補佐	経営管理部管財課課長補佐
経営企画部管財課管理係長	経営管理部管財課管理係長
経営企画部管財課財産係長	経営管理部管財課財産係長
経営企画部管財課庁舎係長	経営管理部管財課庁舎係長
経営企画部管財課通信係長	経営管理部管財課通信係長
経営企画部税務課長	経営管理部税務課長
経営企画部税務課課長補佐	経営管理部税務課課長補佐
経営企画部税務課企画係長	経営管理部税務課企画係長
経営企画部税務課管理係長	経営管理部税務課管理係長
経営企画部税務課管理係副係長	経営管理部税務課管理係副係長
経営企画部税務課課税係長	経営管理部税務課課税係長
経営企画部市町村課長	経営管理部市町村課長
経営企画部市町村課課長補佐	経営管理部市町村課課長補佐
経営企画部市町村課振興係長	経営管理部市町村課振興係長
経営企画部市町村課行政係長	経営管理部市町村課行政係長

経営企画部市町村課財政係長	経営管理部市町村課財政係長
経営企画部市町村課税政係長	経営管理部市町村課税政係長
経営企画部市町村課市町村合併支援班長	経営管理部市町村課市町村合併支援班長
経営企画部消防防災課長	経営管理部消防防災課長
経営企画部消防防災課課長補佐	経営管理部消防防災課課長補佐
経営企画部消防防災課消防係長	経営管理部消防防災課消防係長
経営企画部消防防災課予防係長	経営管理部消防防災課予防係長
経営企画部消防防災課防災航空センター所長	経営管理部消防防災課防災航空センター所長
経営企画部消防防災課防災航空センター所長代理	経営管理部消防防災課防災航空センター所長代理
生活環境部交通政策課長	知事政策室総合交通政策課長
生活環境部交通政策課課長補佐	知事政策室総合交通政策課課長補佐
生活環境部交通政策課企画係長	知事政策室総合交通政策課企画係長
生活環境部交通政策課地域交通係長	知事政策室総合交通政策課地域交通係長
生活環境部交通政策課交通安全係長	知事政策室総合交通政策課交通安全係長
農林水産部技術推進課専門技術員班長	農林水産部技術推進課普及指導班長
農林水産部森林政策課林業専門技術員班長	農林水産部森林政策課林業普及指導班長
砺波農地林務事務所治山課治山第一班長	砺波農地林務事務所林務課治山第一班長
砺波農地林務事務所治山課治山第一班係長	砺波農地林務事務所林務課治山第一班係長
砺波農地林務事務所治山課治山第二班長	砺波農地林務事務所林務課治山第二班長
砺波農地林務事務所治山課治山第二班係長	砺波農地林務事務所林務課治山第二班係長
砺波農地林務事務所治山課林道班長	砺波農地林務事務所林務課林道班長
砺波農地林務事務所治山課林道班係長	砺波農地林務事務所林務課林道班係長
新川農業改良普及センター所長	新川農業普及指導センター所長
新川農業改良普及センター次長	新川農業普及指導センター次長
新川農業改良普及センター企画調整課長	新川農業普及指導センター企画調整課長
新川農業改良普及センター企画調整課総務班長	新川農業普及指導センター企画調整課総務班長
新川農業改良普及センター企画調整課企画班長	新川農業普及指導センター企画調整課企画班長
新川農業改良普及センター園芸畜産課長	新川農業普及指導センター園芸畜産課長
新川農業改良普及センター園芸畜産課園芸班長	新川農業普及指導センター園芸畜産課園芸班長
新川農業改良普及センター園芸畜産課園芸班係長	新川農業普及指導センター園芸畜産課園芸班係長
新川農業改良普及センター園芸畜産課畜産班長	新川農業普及指導センター園芸畜産課畜産班長
富山農業改良普及センター所長	富山農業普及指導センター所長
富山農業改良普及センター次長	富山農業普及指導センター次長
富山農業改良普及センター企画調整課長	富山農業普及指導センター企画調整課長
富山農業改良普及センター企画調整課総務班長	富山農業普及指導センター企画調整課総務班長
富山農業改良普及センター企画調整課企画班長	富山農業普及指導センター企画調整課企画班長
富山農業改良普及センター園芸畜産課長	富山農業普及指導センター園芸畜産課長
富山農業改良普及センター園芸畜産課園芸班長	富山農業普及指導センター園芸畜産課園芸班長
富山農業改良普及センター園芸畜産課畜産班長	富山農業普及指導センター園芸畜産課畜産班長
富山農業改良普及センター富山普及課長	富山農業普及指導センター富山普及課長
富山農業改良普及センター富山普及課富山北部班長	富山農業普及指導センター富山普及課富山北部班長
富山農業改良普及センター富山普及課富山南部班長	富山農業普及指導センター富山普及課富山中部班長
富山農業改良普及センター富山普及課富山南部班係長	富山農業普及指導センター富山普及課富山中部班係長
高岡農業改良普及センター所長	高岡農業普及指導センター所長
高岡農業改良普及センター次長	高岡農業普及指導センター次長
高岡農業改良普及センター企画調整課長	高岡農業普及指導センター企画調整課長
高岡農業改良普及センター企画調整課総務班長	高岡農業普及指導センター企画調整課総務班長

高岡農業改良普及センター企画調整課企画班長	高岡農業普及指導センター企画調整課企画班長
高岡農業改良普及センター園芸畜産課長	高岡農業普及指導センター園芸畜産課長
高岡農業改良普及センター園芸畜産課園芸班長	高岡農業普及指導センター園芸畜産課園芸班長
高岡農業改良普及センター園芸畜産課畜産班長	高岡農業普及指導センター園芸畜産課畜産班長
高岡農業改良普及センター高岡普及課長	高岡農業普及指導センター高岡普及課長
高岡農業改良普及センター小杉普及課長	高岡農業普及指導センター射水普及課長
高岡農業改良普及センター氷見普及課長	高岡農業普及指導センター氷見普及課長
砺波農業改良普及センター所長	砺波農業普及指導センター所長
砺波農業改良普及センター次長	砺波農業普及指導センター次長
砺波農業改良普及センター企画調整課長	砺波農業普及指導センター企画調整課長
砺波農業改良普及センター企画調整課総務班長	砺波農業普及指導センター企画調整課総務班長
砺波農業改良普及センター企画調整課企画班長	砺波農業普及指導センター企画調整課企画班長
砺波農業改良普及センター園芸畜産課長	砺波農業普及指導センター園芸畜産課長
砺波農業改良普及センター園芸畜産課園芸班長	砺波農業普及指導センター園芸畜産課園芸班長
砺波農業改良普及センター園芸畜産課園芸班係長	砺波農業普及指導センター園芸畜産課園芸班係長
砺波農業改良普及センター園芸畜産課畜産班長	砺波農業普及指導センター園芸畜産課畜産班長
富山新港管理局管理課長	富山新港管理局企画管理課長
伏木港事務所総務課長	伏木港事務所管理課長
富山港事務所総務課長	富山港事務所管理課長
主任専門技術員	副主幹普及指導員
専門技術員	主任普及指導員
主任林業専門技術員	副主幹林業普及指導員
林業専門技術員	主任林業普及指導員
改良普及員	普及指導員

- 5 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において第2項の表の左欄に掲げる出先機関の主任専門技術員又は専門技術員の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の副主幹普及指導員又は主任普及指導員の職を命ぜられたものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、施行日の前日において第2項の表の左欄に掲げる出先機関の副主幹の職にあった者のうち改良普及員の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の副主幹普及指導員の職を命ぜられたものとする。
- 7 第3項及び第4項の規定にかかわらず、施行日の前日において第2項の表の左欄に掲げる出先機関の主任の職にあった者のうち改良普及員の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の主任普及指導員の職を命ぜられたものとする。
(富山県住民基本台帳法施行規則の一部改正)
- 8 富山県住民基本台帳法施行規則(平成14年富山県規則第49号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(富山県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則の一部改正)
- 9 富山県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則(平成11年富山県規則第7号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(富山県財産管理規則の一部改正)
- 10 富山県財産管理規則(昭和40年富山県規則第10号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(富山県庁舎等管理規則の一部改正)
- 11 富山県庁舎等管理規則(昭和41年富山県規則第46号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附 則(平成17年規則第58号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成17年規則第73号)
この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1) 目次の改正規定及び第79条の表に富山県食育推進会議の項を加える改正規定 公布の日

(2) 第88条第1項の表、第96条の表、第118条の表、第124条の表、第125条、第125条の2第1項の表、第132条第1項の表、第147条の表、第173条の表、第189条の表、第193条の表、第228条の表、第250条の表、第264条の表、第274条第2項の表、第284条の表、第294条第1項の表、第294条の2の表、第304条の表、第310条の表及び第324条の表の改正規定 平成17年11月1日

附 則(平成18年規則第72号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる課の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課の職員となるものとする。

この規則の施行前の課の名称	この規則の施行後の課の名称
経営管理部市町村課	経営管理部市町村支援課
経営管理部消防防災課	知事政策室消防・危機管理課
生活環境部生活文化課	生活環境文化部県民生活課
生活環境部男女参画・ボランティア課	生活環境文化部男女参画・ボランティア課
生活環境部国際・日本海政策課	知事政策室国際・日本海政策課
生活環境部環境政策課	生活環境文化部環境政策課
生活環境部自然保護課	生活環境文化部自然保護課
生活環境部環境保全課	生活環境文化部環境保全課
厚生部食品生活衛生課	厚生部生活衛生課
農林水産部食料政策課	農林水産部農産食品課
農林水産部経営課	農林水産部農業経営課
農林水産部技術推進課	農林水産部農業技術課
土木部企画用地課	土木部建設技術企画課
土木部港湾課	土木部港湾空港課
土木部航空対策課	土木部港湾空港課
土木部新幹線建設課	土木部新幹線・駅周辺整備課
土木部駅周辺拠点整備課	土木部新幹線・駅周辺整備課
土木部下水道課	土木部都市計画課

3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課の主幹、副主幹、主査又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課の主幹、副主幹、主査又は主任の職を命ぜられたものとする。

4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
経営管理部市町村課長	経営管理部市町村支援課長
経営管理部市町村課課長補佐	経営管理部市町村支援課課長補佐
経営管理部市町村課行政係長	経営管理部市町村支援課行政係長
経営管理部市町村課財政係長	経営管理部市町村支援課財政係長
経営管理部市町村課税政係長	経営管理部市町村支援課税政係長
経営管理部消防防災課長	知事政策室消防・危機管理課長
経営管理部消防防災課課長補佐	知事政策室消防・危機管理課課長補佐
経営管理部消防防災課消防係長	知事政策室消防・危機管理課消防係長
経営管理部消防防災課予防係長	知事政策室消防・危機管理課予防係長
経営管理部消防防災課国民保護・地域防災班長	知事政策室消防・危機管理課国民保護・地域防災班長
経営管理部消防防災課防災航空センター所長	知事政策室消防・危機管理課航空センター所長
経営管理部消防防災課防災航空センター所長代理	知事政策室消防・危機管理課航空センター所長代理
生活環境部生活文化課長	生活環境文化部県民生活課長
生活環境部生活文化課課長補佐	生活環境文化部県民生活課課長補佐
生活環境部生活文化課管理係長	生活環境文化部県民生活課管理係長

生活環境部生活文化課管理係副係長	生活環境文化部県民生活課管理係副係長
生活環境部生活文化課消費生活係長	生活環境文化部県民生活課消費生活係長
生活環境部男女参画・ボランティア課長	生活環境文化部男女参画・ボランティア課長
生活環境部男女参画・ボランティア課課長補佐	生活環境文化部男女参画・ボランティア課課長補佐
生活環境部男女参画・ボランティア課男女共同参画係長	生活環境文化部男女参画・ボランティア課男女共同参画係長
生活環境部男女参画・ボランティア課ボランティア係長	生活環境文化部男女参画・ボランティア課ボランティア係長
生活環境部国際・日本海政策課長	知事政策室国際・日本海政策課長
生活環境部国際・日本海政策課課長補佐	知事政策室国際・日本海政策課課長補佐
生活環境部国際・日本海政策課企画係長	知事政策室国際・日本海政策課企画係長
生活環境部国際・日本海政策課国際交流係長	知事政策室国際・日本海政策課国際交流係長
生活環境部国際・日本海政策課国際協力係長	知事政策室国際・日本海政策課国際協力係長
生活環境部国際・日本海政策課日本海学班長	知事政策室国際・日本海政策課日本海学班長
生活環境部国際・日本海政策課旅券センター所長	知事政策室国際・日本海政策課旅券センター所長
生活環境部国際・日本海政策課旅券センター所長代理	知事政策室国際・日本海政策課旅券センター所長代理
生活環境部国際・日本海政策課旅券センター高岡支所長	知事政策室国際・日本海政策課旅券センター高岡支所長
生活環境部環境政策課長	生活環境文化部環境政策課長
生活環境部環境政策課課長補佐	生活環境文化部環境政策課課長補佐
生活環境部環境政策課企画係長	生活環境文化部環境政策課企画係長
生活環境部環境政策課地球環境係長	生活環境文化部環境政策課地球環境係長
生活環境部環境政策課廃棄物対策班長	生活環境文化部環境政策課廃棄物対策班長
生活環境部自然保護課長	生活環境文化部自然保護課長
生活環境部自然保護課課長補佐	生活環境文化部自然保護課課長補佐
生活環境部自然保護課自然環境係長	生活環境文化部自然保護課自然環境係長
生活環境部自然保護課野生生物係長	生活環境文化部自然保護課野生生物係長
生活環境部環境保全課長	生活環境文化部環境保全課長
生活環境部環境保全課課長補佐	生活環境文化部環境保全課課長補佐
生活環境部環境保全課指導係長	生活環境文化部環境保全課指導係長
生活環境部環境保全課大気保全係長	生活環境文化部環境保全課大気保全係長
生活環境部環境保全課水質保全係長	生活環境文化部環境保全課水質保全係長
生活環境部環境保全課ガス火薬保安係長	生活環境文化部環境保全課ガス火薬保安係長
厚生部食品生活衛生課長	厚生部生活衛生課長
厚生部食品生活衛生課課長補佐	厚生部生活衛生課課長補佐
厚生部食品生活衛生課生活衛生係長	厚生部生活衛生課生活衛生係長
厚生部食品生活衛生課水道係長	厚生部生活衛生課水道係長
厚生部食品生活衛生課食品乳肉係長	厚生部生活衛生課食品乳肉係長
厚生部食品生活衛生課動物管理センター所長	厚生部生活衛生課動物管理センター所長
農林水産部食料政策課長	農林水産部農産食品課長
農林水産部食料政策課課長補佐	農林水産部農産食品課課長補佐
農林水産部食料政策課農産食糧係長	農林水産部農産食品課農産食糧係長
農林水産部食料政策課食品安全係長	農林水産部農産食品課食品安全係長
農林水産部経営課長	農林水産部農業経営課長
農林水産部経営課課長補佐	農林水産部農業経営課課長補佐
農林水産部経営課経営体支援係長	農林水産部農業経営課経営体支援係長
農林水産部経営課農業施設係長	農林水産部農業経営課農業施設係長
農林水産部経営課金融助成係長	農林水産部農業経営課金融助成係長

農林水産部経営課農地利用係長	農林水産部農業経営課農地利用係長
農林水産部経営課団体指導検査班長	農林水産部農業経営課団体指導検査班長
農林水産部技術推進課長	農林水産部農業技術課長
農林水産部技術推進課課長補佐	農林水産部農業技術課課長補佐
農林水産部技術推進課企画調整係長	農林水産部農業技術課企画調整係長
農林水産部技術推進課技術開発係長	農林水産部農業技術課技術開発係長
農林水産部技術推進課普及指導班長	農林水産部農業技術課普及指導班長
農林水産部技術推進課畜産振興班長	農林水産部農業技術課畜産振興班長
土木部管理課業務係長	土木部管理課入札・契約係長
土木部企画用地課長	土木部建設技術企画課長
土木部企画用地課課長補佐	土木部建設技術企画課課長補佐
土木部企画用地課用地指導係長	土木部建設技術企画課業務係長
土木部企画用地課技術管理係長	土木部建設技術企画課技術指導係長
土木部企画用地課技術管理係副係長	土木部建設技術企画課技術指導係副係長
土木部企画用地課企画調整係長	土木部建設技術企画課企画調整係長
土木部港湾課業務係長	土木部港湾空港課業務係長
土木部港湾課管理係長	土木部港湾空港課管理係長
土木部港湾課計画係長	土木部港湾空港課計画係長
土木部港湾課建設係長	土木部港湾空港課建設係長
土木部港湾課建設係副係長	土木部港湾空港課建設係副係長
土木部新幹線建設課業務係長	土木部新幹線・駅周辺整備課業務係長
土木部新幹線建設課建設班長	土木部新幹線・駅周辺整備課新幹線建設班長
児童相談所心理判定員	児童相談所児童心理司

(富山県消費生活審議会規則の一部改正)

- 5 富山県消費生活審議会規則(昭和56年富山県規則第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県消費者苦情処理委員会規則の一部改正)

- 6 富山県消費者苦情処理委員会規則(昭和56年富山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県文化審議会規則の一部改正)

- 7 富山県文化審議会規則(平成9年富山県規則第3号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県総合雪対策推進会議規則の一部改正)

- 8 富山県総合雪対策推進会議規則(昭和60年富山県規則第36号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

- 9 富山県男女共同参画推進条例施行規則(平成13年富山県規則第8号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

- 10 富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成15年富山県規則第43号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

- 11 富山県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則(平成14年富山県規則第34号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正)

- 12 富山県使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成16年富山県規則第56号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県浄化槽法施行規則の一部改正)

- 13 富山県浄化槽法施行規則(昭和60年富山県規則第45号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県建設業法施行規則の一部改正)

14 富山県建設業法施行規則(昭和40年富山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正)

15 富山県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成13年富山県規則第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県景観条例施行規則の一部改正)

16 富山県景観条例施行規則(平成15年富山県規則第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

17 富山県屋外広告物条例施行規則(昭和49年富山県規則第36号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成18年規則第86号)

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第100号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる課又は出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の課の名称	この規則の施行後の課の名称
出納事務局検査室	出納局検査室
出納事務局出納課	出納局出納課
富山職業能力開発センター	技術専門学院
黒部職業能力開発センター	技術専門学院新川センター
福野職業能力開発センター	技術専門学院砺波センター

3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹、主査又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹、主査又は主任の職を命ぜられたものとする。

4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
商工労働部観光課広域国際観光係長	商工労働部観光課国際観光係長
出納事務局参事	出納局参事
出納事務局検査室長	出納局検査室長
出納事務局検査室次長	出納局検査室次長
出納事務局検査室会計検査班長	出納局検査室会計検査班長
出納事務局検査室工事検査班長	出納局検査室工事検査班長
出納事務局出納課長	出納局出納課長
出納事務局出納課課長補佐	出納局出納課課長補佐
出納事務局出納課総務支払係長	出納局出納課総務支払係長
出納事務局出納課審査係長	出納局出納課審査係長
出納事務局出納課資金決算係長	出納局出納課資金決算係長
県立大学工学部助教授	県立大学工学部准教授
県立大学工学部助手	県立大学工学部助教
県立大学短期大学部助教授	県立大学短期大学部准教授
技術専門学院訓練課係長	技術専門学院普通訓練課係長

附 則(平成20年規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる課又は出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の課又は出先機関の名称	この規則の施行後の課又は出先機関の名称
知事政策室地域振興課	知事政策室観光・地域振興局地域振興課
知事政策室国際・日本海政策課	知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課
商工労働部商業流通課	商工労働部商業まちづくり課
商工労働部観光課	知事政策室観光・地域振興局観光課
魚津農地林務事務所	新川農林振興センター
富山農地林務事務所	富山農林振興センター
高岡農地林務事務所	高岡農林振興センター
砺波農地林務事務所	砺波農林振興センター
食品研究所	農林水産総合技術センター
農業技術センター	農林水産総合技術センター
新川農業普及指導センター	新川農林振興センター
富山農業普及指導センター	富山農林振興センター
高岡農業普及指導センター	高岡農林振興センター
砺波農業普及指導センター	砺波農林振興センター
林業技術センター	農林水産総合技術センター
水産試験場	農林水産総合技術センター

3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹、主任、統括研究員、主幹研究員、副主幹研究員、主任研究員、副主幹普及指導員、主任普及指導員又は主任林業普及指導員の職にあったものは、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の主幹、副主幹、主任、統括研究員、主幹研究員、副主幹研究員、主任研究員、副主幹普及指導員、主任普及指導員又は主任林業普及指導員の職を命ぜられたものとする。

4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
知事政策室地域振興課長	知事政策室観光・地域振興局地域振興課長
知事政策室地域振興課課長補佐	知事政策室観光・地域振興局地域振興課課長補佐
知事政策室地域振興課地域資源・ブランド係長	知事政策室観光・地域振興局地域振興課地域資源・ブランド係長
知事政策室地域振興課定住・交流促進係長	知事政策室観光・地域振興局地域振興課定住・交流促進係長
知事政策室消防・危機管理課消防係長	知事政策室消防課消防係長
知事政策室消防・危機管理課予防係長	知事政策室消防課予防係長
知事政策室消防・危機管理課国民保護・地域防災班長	知事政策室防災・危機管理課国民保護・地域防災班長
知事政策室消防・危機管理課防災航空センター所長	知事政策室消防課防災航空センター所長
知事政策室消防・危機管理課防災航空センター所長代理	知事政策室消防課防災航空センター所長代理
知事政策室国際・日本海政策課長	知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課長
知事政策室国際・日本海政策課課長補佐	知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課課長補佐
知事政策室国際・日本海政策課企画係長	知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課企画係長

知事政策室国際・日本海政策課国際交流係長	知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課国際交流係長
知事政策室国際・日本海政策課国際協力係長	知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課国際協力係長
知事政策室国際・日本海政策課日本海学班長	知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課日本海学班長
知事政策室国際・日本海政策課旅券センター所長	知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課旅券センター所長
知事政策室国際・日本海政策課旅券センター所長代理	知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課旅券センター所長代理
知事政策室国際・日本海政策課旅券センター高岡支所長	知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課旅券センター高岡支所長
商工労働部商業流通課長	商工労働部商業まちづくり課長
商工労働部商業流通課課長補佐	商工労働部商業まちづくり課課長補佐
商工労働部商業流通課団体指導係長	商工労働部商業まちづくり課企画振興係長
商工労働部商業流通課振興係長	商工労働部商業まちづくり課商業活性化係長
商工労働部観光課長	知事政策室観光・地域振興局観光課長
商工労働部観光課課長補佐	知事政策室観光・地域振興局観光課課長補佐
商工労働部観光課観光企画係長	知事政策室観光・地域振興局観光課観光企画係長
商工労働部観光課国際観光係長	知事政策室観光・地域振興局観光課国際観光係長
商工労働部観光課特産振興係長	知事政策室観光・地域振興局観光課特産振興係長
魚津農地林務事務所次長	新川農林振興センター次長
魚津農地林務事務所総務課用地班長	新川農林振興センター総務課用地班長
魚津農地林務事務所総務課用地班係長	新川農林振興センター総務課用地班係長
魚津農地林務事務所管理検査課長	新川農林振興センター管理検査課長
魚津農地林務事務所指導課長	新川農林振興センター指導課長
魚津農地林務事務所指導課計画班長	新川農林振興センター指導課計画班長
魚津農地林務事務所指導課指導班長	新川農林振興センター指導課指導班長
魚津農地林務事務所指導課指導班係長	新川農林振興センター指導課指導班係長
魚津農地林務事務所林務課長	新川農林振興センター森林整備課長
魚津農地林務事務所林務課林政・普及班長	新川農林振興センター森林整備課林政・普及班長
魚津農地林務事務所林務課林政・普及班係長	新川農林振興センター森林整備課林政・普及班係長
魚津農地林務事務所林務課治山班長	新川農林振興センター森林整備課治山班長
魚津農地林務事務所林務課治山班係長	新川農林振興センター森林整備課治山班係長
魚津農地林務事務所林務課林道班長	新川農林振興センター森林整備課林道班長
魚津農地林務事務所林務課林道班係長	新川農林振興センター森林整備課林道班係長
富山農地林務事務所次長	富山農林振興センター次長
富山農地林務事務所総務課用地班長	富山農林振興センター総務課用地班長
富山農地林務事務所管理検査課長	富山農林振興センター管理検査課長
富山農地林務事務所指導課長	富山農林振興センター指導課長
富山農地林務事務所指導課計画班長	富山農林振興センター指導課計画班長
富山農地林務事務所指導課計画班係長	富山農林振興センター指導課計画班係長
富山農地林務事務所指導課指導班長	富山農林振興センター指導課指導班長
富山農地林務事務所指導課指導班係長	富山農林振興センター指導課指導班係長
富山農地林務事務所耕地課長	富山農林振興センター農村整備第一課長
富山農地林務事務所耕地課水利第一班長	富山農林振興センター農村整備第一課水利防災第一班長
富山農地林務事務所耕地課水利第一班係長	富山農林振興センター農村整備第一課水利防災第一班係長

富山農地林務事務所耕地課水利第二班長	富山農林振興センター農村整備第一課水利防災第二班長
富山農地林務事務所耕地課水利第二班係長	富山農林振興センター農村整備第一課水利防災第二班係長
富山農地林務事務所耕地課農地保全班長	富山農林振興センター農村整備第一課農地保全班長
富山農地林務事務所耕地課農地保全班係長	富山農林振興センター農村整備第一課農地保全班係長
富山農地林務事務所農地整備課長	富山農林振興センター農村整備第二課長
富山農地林務事務所農地整備課ほ場整備班長	富山農林振興センター農村整備第二課農地整備第一班長
富山農地林務事務所農地整備課ほ場整備班係長	富山農林振興センター農村整備第二課農地整備第一班係長
富山農地林務事務所農地整備課農道整備班長	富山農林振興センター農村整備第二課農地整備第二班長
富山農地林務事務所農地整備課農道整備班係長	富山農林振興センター農村整備第二課農地整備第二班係長
富山農地林務事務所林務課長	富山農林振興センター森林整備課長
富山農地林務事務所林務課林政・普及班長	富山農林振興センター森林整備課林政・普及班長
富山農地林務事務所林務課林政・普及班係長	富山農林振興センター森林整備課林政・普及班係長
富山農地林務事務所林務課治山班長	富山農林振興センター森林整備課治山班長
富山農地林務事務所林務課治山班係長	富山農林振興センター森林整備課治山班係長
富山農地林務事務所林務課自然公園班長	富山農林振興センター森林整備課自然公園班長
富山農地林務事務所林務課自然公園班係長	富山農林振興センター森林整備課自然公園班係長
富山農地林務事務所林務課林道班長	富山農林振興センター森林整備課林道班長
富山農地林務事務所林務課林道班係長	富山農林振興センター森林整備課林道班係長
高岡農地林務事務所次長	高岡農林振興センター次長
高岡農地林務事務所総務課用地班長	高岡農林振興センター総務課用地班長
高岡農地林務事務所総務課用地班係長	高岡農林振興センター総務課用地班係長
高岡農地林務事務所管理検査課長	高岡農林振興センター管理検査課長
高岡農地林務事務所指導課長	高岡農林振興センター指導課長
高岡農地林務事務所指導課計画班長	高岡農林振興センター指導課計画班長
高岡農地林務事務所指導課計画班係長	高岡農林振興センター指導課計画班係長
高岡農地林務事務所指導課指導班長	高岡農林振興センター指導課指導班長
高岡農地林務事務所指導課指導班係長	高岡農林振興センター指導課指導班係長
高岡農地林務事務所耕地課長	高岡農林振興センター農村整備第一課長
高岡農地林務事務所農地整備課長	高岡農林振興センター農村整備第二課長
高岡農地林務事務所農地整備課ほ場整備班長	高岡農林振興センター農村整備第二課農地整備第一班長
高岡農地林務事務所農地整備課ほ場整備班係長	高岡農林振興センター農村整備第二課農地整備第一班係長
高岡農地林務事務所農地整備課農道整備班長	高岡農林振興センター農村整備第二課農地整備第二班長
高岡農地林務事務所農地整備課農道整備班係長	高岡農林振興センター農村整備第二課農地整備第二班係長
高岡農地林務事務所林務課長	高岡農林振興センター森林整備課長
高岡農地林務事務所林務課林政・普及班長	高岡農林振興センター森林整備課林政・普及班長
高岡農地林務事務所林務課林政・普及班係長	高岡農林振興センター森林整備課林政・普及班係長
高岡農地林務事務所林務課治山班長	高岡農林振興センター森林整備課治山班長
高岡農地林務事務所林務課治山班係長	高岡農林振興センター森林整備課治山班係長
高岡農地林務事務所林務課林道班長	高岡農林振興センター森林整備課林道班長
高岡農地林務事務所林務課林道班係長	高岡農林振興センター森林整備課林道班係長
砺波農地林務事務所次長	砺波農林振興センター次長

砺波農地林務事務所総務課用地班長	砺波農林振興センター総務課用地班長
砺波農地林務事務所管理検査課長	砺波農林振興センター管理検査課長
砺波農地林務事務所指導課長	砺波農林振興センター指導課長
砺波農地林務事務所指導課計画班長	砺波農林振興センター指導課計画班長
砺波農地林務事務所指導課計画班係長	砺波農林振興センター指導課計画班係長
砺波農地林務事務所指導課指導班長	砺波農林振興センター指導課指導班長
砺波農地林務事務所指導課指導班係長	砺波農林振興センター指導課指導班係長
砺波農地林務事務所林務課長	砺波農林振興センター森林整備課長
砺波農地林務事務所林務課林政・普及班長	砺波農林振興センター森林整備課林政・普及班長
砺波農地林務事務所林務課林政・普及班係長	砺波農林振興センター森林整備課林政・普及班係長
砺波農地林務事務所林務課治山第一班長	砺波農林振興センター森林整備課治山第一班長
砺波農地林務事務所林務課治山第一班係長	砺波農林振興センター森林整備課治山第一班係長
砺波農地林務事務所林務課治山第二班長	砺波農林振興センター森林整備課治山第二班長
砺波農地林務事務所林務課治山第二班係長	砺波農林振興センター森林整備課治山第二班係長
砺波農地林務事務所林務課林道班長	砺波農林振興センター森林整備課林道班長
砺波農地林務事務所林務課林道班係長	砺波農林振興センター森林整備課林道班係長
食品研究所長	農林水産総合技術センター食品研究所長
食品研究所次長	農林水産総合技術センター食品研究所副所長
食品研究所食品化学課長	農林水産総合技術センター食品研究所食品化学課長
食品研究所食品加工課長	農林水産総合技術センター食品研究所食品加工課長
農業技術センター農業試験場場長	農林水産総合技術センター農業研究所長
農業技術センター農業試験場作物課長	農林水産総合技術センター農業研究所育種課長
農業技術センター農業試験場土壌肥料課長	農林水産総合技術センター農業研究所土壌・環境保全課長
農業技術センター農業試験場病理昆虫課長	農林水産総合技術センター農業研究所病理昆虫課長
農業技術センター農業試験場機械営農課長	農林水産総合技術センター農業研究所栽培課長
農業技術センター農業試験場農業バイオセンター所長	農林水産総合技術センター農業研究所農業バイオセンター所長
農業技術センター野菜花き試験場場長	農林水産総合技術センター園芸研究所長
農業技術センター野菜花き試験場野菜課長	農林水産総合技術センター園芸研究所野菜課長
農業技術センター野菜花き試験場花き課長	農林水産総合技術センター園芸研究所花き課長
農業技術センター野菜花き試験場チューリップ遺伝資源センター所長	農林水産総合技術センター園芸研究所チューリップ遺伝資源センター所長
農業技術センター果樹試験場場長	農林水産総合技術センター園芸研究所果樹研究センター所長
農業技術センター畜産試験場場長	農林水産総合技術センター畜産研究所長
農業技術センター畜産試験場酪農肉牛課長	農林水産総合技術センター畜産研究所酪農肉牛課長
農業技術センター畜産試験場養豚課長	農林水産総合技術センター畜産研究所養豚課長
農業技術センター畜産試験場飼料環境課長	農林水産総合技術センター畜産研究所飼料環境課長
農業技術センター畜産試験場種畜供給センター所長	農林水産総合技術センター畜産研究所種畜供給センター所長
新川農業普及指導センター次長	新川農林振興センター次長
新川農業普及指導センター企画調整課企画班長	新川農林振興センター担い手支援課経営支援班長
新川農業普及指導センター園芸畜産課園芸班長	新川農林振興センター担い手支援課園芸振興班長
新川農業普及指導センター地域普及課長	新川農林振興センター農業普及課長
新川農業普及指導センター地域普及課入善・朝日班長	新川農林振興センター農業普及課入善・朝日班長
新川農業普及指導センター地域普及課魚津・黒部班長	新川農林振興センター農業普及課魚津・黒部班長
新川農業普及指導センター地域普及課魚津・黒部班係長	新川農林振興センター農業普及課魚津・黒部班係長

富山農業普及指導センター次長	富山農林振興センター次長
富山農業普及指導センター企画調整課企画班長	富山農林振興センター担い手支援課経営支援班長
富山農業普及指導センター園芸畜産課園芸班長	富山農林振興センター担い手支援課園芸振興班長
富山農業普及指導センター富山普及課長	富山農林振興センター農業普及第一課長
富山農業普及指導センター上市普及課長	富山農林振興センター農業普及第二課長
富山農業普及指導センター上市普及課滑川・上市班長	富山農林振興センター農業普及第二課滑川・上市班長
富山農業普及指導センター上市普及課滑川・上市班係長	富山農林振興センター農業普及第二課滑川・上市班係長
富山農業普及指導センター上市普及課立山班長	富山農林振興センター農業普及第二課立山班長
高岡農業普及指導センター次長	高岡農林振興センター次長
高岡農業普及指導センター企画調整課企画班長	高岡農林振興センター担い手支援課経営支援班長
高岡農業普及指導センター企画調整課企画班係長	高岡農林振興センター担い手支援課経営支援班係長
高岡農業普及指導センター園芸畜産課園芸班長	高岡農林振興センター担い手支援課園芸振興班長
高岡農業普及指導センター園芸畜産課園芸班係長	高岡農林振興センター担い手支援課園芸振興班係長
高岡農業普及指導センター高岡普及課長	高岡農林振興センター農業普及第一課長
高岡農業普及指導センター高岡普及課高岡班長	高岡農林振興センター農業普及第一課高岡班長
高岡農業普及指導センター高岡普及課小矢部班長	高岡農林振興センター農業普及第一課小矢部班長
砺波農業普及指導センター次長	砺波農林振興センター次長
砺波農業普及指導センター企画調整課企画班長	砺波農林振興センター担い手支援課経営支援班長
砺波農業普及指導センター園芸畜産課園芸班長	砺波農林振興センター担い手支援課園芸振興班長
砺波農業普及指導センター園芸畜産課園芸班係長	砺波農林振興センター担い手支援課園芸振興班係長
砺波農業普及指導センター地域普及課長	砺波農林振興センター農業普及課長
砺波農業普及指導センター地域普及課砺波班長	砺波農林振興センター農業普及課砺波班長
砺波農業普及指導センター地域普及課砺波班係長	砺波農林振興センター農業普及課砺波班係長
砺波農業普及指導センター地域普及課南砺班長	砺波農林振興センター農業普及課南砺班長
砺波農業普及指導センター地域普及課南砺班係長	砺波農林振興センター農業普及課南砺班係長
林業技術センター林業試験場長	農林水産総合技術センター森林研究所長
林業技術センター林業試験場中山間地域資源課長	農林水産総合技術センター森林研究所森林資源課長
林業技術センター林業試験場森林保全課長	農林水産総合技術センター森林研究所森林環境課長
林業技術センター木材試験場長	林業技術センター木材研究所長
水産試験場長	農林水産総合技術センター水産研究所長
水産試験場次長	農林水産総合技術センター水産研究所副所長
水産試験場漁業資源課長	農林水産総合技術センター水産研究所海洋資源課長
水産試験場栽培・深層水課長	農林水産総合技術センター水産研究所栽培・深層水課長
水産試験場内水面課長	農林水産総合技術センター水産研究所内水面課長
新川土木センター入善土木事務所工務第二課砂防班長	新川土木センター入善土木事務所工務課砂防班長
新川土木センター入善土木事務所工務第二課砂防班係長	新川土木センター入善土木事務所工務課砂防班係長
富山土木センター立山土木事務所工務第二課河川班長	富山土木センター立山土木事務所工務課河川班長
富山土木センター立山土木事務所工務第二課河川班係長	富山土木センター立山土木事務所工務課河川班係長
富山土木センター立山土木事務所工務第二課砂防班長	富山土木センター立山土木事務所工務課砂防班長
富山土木センター立山土木事務所工務第二課砂防班係長	富山土木センター立山土木事務所工務課砂防班係長
高岡土木センター氷見土木事務所工務第二課河川班長	高岡土木センター氷見土木事務所工務課河川班長
高岡土木センター氷見土木事務所工務第二課河川班係長	高岡土木センター氷見土木事務所工務課河川班係長
高岡土木センター氷見土木事務所工務第二課砂防班長	高岡土木センター氷見土木事務所工務課砂防班長

附 則(平成20年規則第58号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第79条の改正規定 公布の日
- (2) 第16条の改正規定 平成20年12月1日

附 則(平成21年規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる課の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課の職員となるものとする。

この規則の施行前の課の名称	この規則の施行後の課の名称
知事政策室広報課	知事政策局広報課
知事政策室秘書課	知事政策局秘書課
知事政策室消防課	知事政策局消防課
知事政策室防災・危機管理課	知事政策局防災・危機管理課
知事政策室観光・地域振興局地域振興課	観光・地域振興局地域振興課
知事政策室観光・地域振興局観光課	観光・地域振興局観光課
知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課	観光・地域振興局国際・日本海政策課

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる室又は課の主幹、副主幹、主査又は主任の職にあったものは、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる局又は課の主幹、副主幹、主査又は主任の職を命ぜられたものとする。

- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
知事政策室参事	知事政策局参事
知事政策室課長	知事政策局課長
知事政策室総合交通政策課長	知事政策局総合交通政策室地域交通・並行在来線対策課長
知事政策室総合交通政策課課長補佐	知事政策局総合交通政策室地域交通・並行在来線対策課課長補佐
知事政策室総合交通政策課地域交通係長	知事政策局総合交通政策室地域交通・並行在来線対策課地域交通係長
知事政策室総合交通政策課並行在来線対策班長	知事政策局総合交通政策室地域交通・並行在来線対策課並行在来線対策班長
知事政策室広報課長	知事政策局広報課長
知事政策室広報課課長補佐	知事政策局広報課課長補佐
知事政策室広報課企画・報道係長	知事政策局広報課企画・報道係長
知事政策室広報課県民の声係長	知事政策局広報課県民の声係長
知事政策室広報課広報係長	知事政策局広報課広報係長
知事政策室秘書課長	知事政策局秘書課長
知事政策室秘書課課長補佐	知事政策局秘書課課長補佐
知事政策室秘書課秘書第一係長	知事政策局秘書課秘書第一係長
知事政策室秘書課秘書第二係長	知事政策局秘書課秘書第二係長
知事政策室秘書課賞勲係長	知事政策局秘書課賞勲係長
知事政策室消防課長	知事政策局消防課長
知事政策室消防課課長補佐	知事政策局消防課課長補佐
知事政策室消防課消防係長	知事政策局消防課消防係長

知事政策室消防課予防係長	知事政策局消防課予防係長
知事政策室消防課消防学校整備班長	知事政策局消防課消防学校整備班長
知事政策室消防課防災航空センター所長	知事政策局消防課防災航空センター所長
知事政策室消防課防災航空センター所長代理	知事政策局消防課防災航空センター所長代理
知事政策室防災・危機管理課長	知事政策局防災・危機管理課長
知事政策室防災・危機管理課課長補佐	知事政策局防災・危機管理課課長補佐
知事政策室防災・危機管理課安全なまちづくり班長	知事政策局防災・危機管理課安全なまちづくり班長
知事政策室防災・危機管理課国民保護・地域防災班長	知事政策局防災・危機管理課国民保護・地域防災班長
知事政策室観光・地域振興局地域振興課長	観光・地域振興局地域振興課長
知事政策室観光・地域振興局課長	観光・地域振興局課長
知事政策室観光・地域振興局地域振興課課長補佐	観光・地域振興局地域振興課課長補佐
知事政策室観光・地域振興局地域振興課地域資源・ブランド係長	観光・地域振興局地域振興課地域資源・ブランド係長
知事政策室観光・地域振興局地域振興課定住・交流促進係長	観光・地域振興局地域振興課定住・交流促進係長
知事政策室観光・地域振興局観光課長	観光・地域振興局観光課長
知事政策室観光・地域振興局観光課課長補佐	観光・地域振興局観光課課長補佐
知事政策室観光・地域振興局観光課観光企画係長	観光・地域振興局観光課観光企画係長
知事政策室観光・地域振興局観光課国際観光係長	観光・地域振興局観光課国際観光係長
知事政策室観光・地域振興局観光課特産振興係長	観光・地域振興局観光課特産振興係長
知事政策室観光・地域振興局観光課コンベンション誘致班長	観光・地域振興局観光課コンベンション誘致班長
知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課長	観光・地域振興局国際・日本海政策課長
知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課課長補佐	観光・地域振興局国際・日本海政策課課長補佐
知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課企画係長	観光・地域振興局国際・日本海政策課企画係長
知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課国際交流係長	観光・地域振興局国際・日本海政策課国際交流係長
知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課国際協力係長	観光・地域振興局国際・日本海政策課国際協力係長
知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課日本海学班長	観光・地域振興局国際・日本海政策課日本海学班長
知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課旅券センター所長	観光・地域振興局国際・日本海政策課旅券センター所長
知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課旅券センター所長代理	観光・地域振興局国際・日本海政策課旅券センター所長代理
知事政策室観光・地域振興局国際・日本海政策課旅券センター高岡支所長	観光・地域振興局国際・日本海政策課旅券センター高岡支所長
経営管理部管財課財産係長	経営管理部管財課財産活用推進係長
厚生部健康課がん成人病係長	厚生部健康課がん成人保健係長
商工労働部職業能力開発課管理係長	商工労働部職業能力開発課人材育成係長
商工労働部職業能力開発課計画指導係長	商工労働部職業能力開発課訓練指導係長
土木部港湾空港課長	土木部港湾課長
土木部港湾空港課課長補佐	土木部港湾課課長補佐
土木部港湾空港課業務係長	土木部港湾課業務係長
土木部港湾空港課管理係長	土木部港湾課管理係長
土木部港湾空港課計画係長	土木部港湾課計画係長
土木部港湾空港課建設係長	土木部港湾課建設係長
土木部港湾空港課空港班長	知事政策局総合交通政策室航空政策課空港施設班長

附 則(平成21年規則第45号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。ただし、第2条の規定(富山県行政組織規則第79条の表富山県情報公開審査会の項中「第19条」を「第19条第1項」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年規則第3号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年規則第14号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる課の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は課の職員となるものとする。

この規則の施行前の課の名称	この規則の施行後の室又は課の名称
航空政策課	総合交通政策室
地域交通・並行在来線対策課	総合交通政策室
農林水産部耕地課	農林水産部農村整備課
農林水産部農村環境課	農林水産部農村振興課

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課の主幹、副主幹又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は課の主幹、副主幹又は主任の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
知事政策局総合交通政策室航空政策課空港施設班長	知事政策局総合交通政策室空港施設班長
農林水産部耕地課長	農林水産部農村整備課長
農林水産部耕地課課長補佐	農林水産部農村整備課課長補佐
農林水産部耕地課換地業務係長	農林水産部農村整備課換地業務係長
農林水産部耕地課副係長	農林水産部農村整備課副係長
農林水産部耕地課計画係長	農林水産部農村整備課計画係長
農林水産部耕地課水利係副係長	農林水産部農村整備課水利防災係副係長
農林水産部耕地課農地整備係長	農林水産部農村整備課農地整備係長
農林水産部耕地課技術管理係長	農林水産部農村整備課技術管理係長
農林水産部農村環境課長	農林水産部農村振興課長
農林水産部農村環境課課長補佐	農林水産部農村振興課課長補佐
農林水産部農村環境課土地改良財産係長	農林水産部農村振興課施設管理係長
農林水産部農村環境課中山間地域振興班長	農林水産部農村振興課中山間地域振興班長
中央病院医療局診療部臨床病理科部長	中央病院医療局診療部病理診断科部長
中央病院医療局診療部臨床病理科副医長	中央病院医療局診療部病理診断科副医長
富山農林振興センター農村整備第一課水利防災第一班長	富山農林振興センター農村整備課水利防災第一班長
富山農林振興センター農村整備第一課水利防災第一班係長	富山農林振興センター農村整備課水利防災第一班係長
富山農林振興センター農村整備第一課水利防災第二班長	富山農林振興センター農村整備課水利防災第二班長
富山農林振興センター農村整備第一課農地保全班長	富山農林振興センター農村整備課農地保全班長
富山農林振興センター農村整備第一課農地保全班係長	富山農林振興センター農村整備課農地保全班係長
富山農林振興センター農村整備第二課農地整備第一班係長	富山農林振興センター農村整備課農地整備班係長
富山農林振興センター農村整備第二課農地整備第二班係長	富山農林振興センター農村整備課農地整備班係長

高岡農林振興センター農村整備第一課水利防災第一班長	高岡農林振興センター農村整備課水利防災第一班長
高岡農林振興センター農村整備第一課水利防災第二班長	高岡農林振興センター農村整備課水利防災第二班長
高岡農林振興センター農村整備第一課水利防災第二班係長	高岡農林振興センター農村整備課水利防災第二班係長
高岡農林振興センター農村整備第二課農地整備第一班長	高岡農林振興センター農村整備課農地整備第一班長
高岡農林振興センター農村整備第二課農地整備第一班係長	高岡農林振興センター農村整備課農地整備第一班係長
高岡農林振興センター農村整備第二課農地整備第二班長	高岡農林振興センター農村整備課農地整備第二班長
高岡農林振興センター農村整備第二課農地整備第二班係長	高岡農林振興センター農村整備課農地整備第二班係長

附 則(平成23年規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる課の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課の職員となるものとする。

この規則の施行前の課の名称	この規則の施行後の課の名称
新幹線・駅周辺整備課	都市計画課

3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課の主幹、副主幹又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課の主幹、副主幹又は主任の職を命ぜられたものとする。

4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
経営管理部情報政策課電脳県庁推進班長	経営管理部情報政策課電子県庁推進班長
土木部新幹線・駅周辺整備課駅周辺整備班長	土木部都市計画課新幹線・駅周辺整備班長

(富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

5 富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則(昭和42年富山県規則第21号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成23年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第79条の表に高志の国文学館運営委員会の項を加える改正規定及び第4章第2節第10款の改正規定(第114条の2第3号に係る部分に限る。)は、高志の国文学館条例(平成23年富山県条例第41号)の施行期日を定める規則で定める日から施行する。

(定める日=平成24年7月6日)

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
生活環境文化部文化振興課ふるさと文学館整備班長	生活環境文化部文化振興課高志の国文学館整備班長

附 則(平成24年規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第79条の改正規定(同条の表富山県障害者施策推進協議会の項に係る部分に限る。)は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成24年5月21日)

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の出先機関の名称	この規則の施行後の出先機関の名称
消防学校	広域消防防災センター

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる出先機関の副主幹又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の副主幹又は主任の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
消防学校長	広域消防防災センター消防学校長
事務局栄養管理課栄養係長	医療局医療技術部栄養管理科副科長
事務局栄養管理課調理係長	医療局医療技術部栄養管理科副科長

- 5 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる中央病院の課及び科の部長、副主幹又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる中央病院の科の部長、副主幹又は主任の職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の中央病院の課及び科の名称	この規則の施行後の中央病院の科の名称
事務局栄養管理課	医療局医療技術部栄養管理科
医療局診療部内科和漢診療科	医療局診療部内科和漢・リウマチ科

附 則(平成24年規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
厚生部厚生企画課地域福祉・保護係長	厚生部厚生企画課地域共生福祉係長
厚生部厚生企画課恩給援護係長	厚生部厚生企画課恩給援護・保護係長

附 則(平成25年規則第42号)

この規則中第79条の改正規定は公布の日から、第141条第2号の改正規定は平成26年1月3日から施行する。

附 則(平成25年規則第50号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第79条の改正規定(同条の表富山県男女共同参画審議会の項に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる課又は出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の課又は出先機関の名称	この規則の施行後の課又は出先機関の名称
生活環境文化部男女参画・ボランティア課	生活環境文化部男女参画・県民協働課
東京事務所	首都圏本部

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹又は主任の職を命ぜられたものとする。

- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
---------------	---------------

生活環境文化部男女参画・ボランティア課長	生活環境文化部男女参画・県民協働課長
生活環境文化部男女参画・ボランティア課課長補佐	生活環境文化部男女参画・県民協働課課長補佐
生活環境文化部男女参画・ボランティア課男女共同参画係長	生活環境文化部男女参画・県民協働課男女共同参画係長
生活環境文化部男女参画・ボランティア課ボランティア係長	生活環境文化部男女参画・県民協働課県民協働係長
東京事務所長	首都圏本部長
東京事務所次長	首都圏本部副本部長
東京事務所所長補佐	首都圏本部本部長補佐

(富山県会計規則の一部改正)

- 5 富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(富山県特定非営利活動促進法施行規則の一部改正)

- 6 富山県特定非営利活動促進法施行規則(平成10年富山県規則第57号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(富山県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

- 7 富山県男女共同参画推進条例施行規則(平成13年富山県規則第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成26年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年規則第55号)

この規則は、平成26年11月25日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第79条の表に富山県公立大学法人評価委員会の項を加える改正規定 公布の日

(2) 第79条の改正規定(同条の表富山県自治紛争処理委員の項に係る部分に限る。) 地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日

(施行の日=平成26年11月1日)

附 則(平成26年規則第73号)

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第79条の表に富山県看護系高等教育機関整備検討委員会の項を加える改正規定 公布の日

(2) 第29条第4号の改正規定 平成27年5月29日

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる課の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課の職員となるものとする。

この規則の施行前の課の名称	この規則の施行後の課の名称
観光・地域振興局地域振興課	観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課
観光・地域振興局国際・日本海政策課	観光・地域振興局国際課
知事政策局広報課	経営管理部広報課
経営管理部文書学術課	経営管理部文書総務課

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課の主幹、副主幹、主査又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課の主幹、副主幹、主査又は主任の職を命ぜられたものとする。

- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
知事政策局広報課長	経営管理部広報課長
知事政策局広報課課長補佐	経営管理部広報課課長補佐
知事政策局広報課企画・報道係長	経営管理部広報課企画・報道係長
知事政策局広報課県民の声係長	経営管理部広報課県民の声係長

知事政策局広報課広報係長	経営管理部広報課広報係長
観光・地域振興局地域振興課長	観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課長
観光・地域振興局地域振興課課長補佐	観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課課長補佐
観光・地域振興局地域振興課地域資源・ブランド係長	観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課地域資源・ブランド係長
観光・地域振興局地域振興課定住・交流促進係長	観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課定住・交流促進係長
観光・地域振興局観光課おもてなし推進係長	観光・地域振興局観光課おもてなし環境・拠点づくり推進係長
観光・地域振興局国際・日本海政策課長	観光・地域振興局国際課長
観光・地域振興局国際・日本海政策課課長補佐	観光・地域振興局国際課課長補佐
観光・地域振興局国際・日本海政策課企画係長	観光・地域振興局国際課企画係長
観光・地域振興局国際・日本海政策課国際交流係長	観光・地域振興局国際課国際交流係長
観光・地域振興局国際・日本海政策課国際協力係長	観光・地域振興局国際課国際協力係長
観光・地域振興局国際・日本海政策課旅券センター所長	観光・地域振興局国際課旅券センター所長
経営管理部文書学術課長	経営管理部文書総務課長
経営管理部文書学術課課長補佐	経営管理部文書総務課課長補佐
経営管理部文書学術課法規係長	経営管理部文書総務課法規係長
経営管理部文書学術課文書管理係長	経営管理部文書総務課総務係長
経営管理部文書学術課情報公開係長	経営管理部文書総務課情報公開係長
経営管理部文書学術課副係長	経営管理部文書総務課副係長
経営管理部文書学術課政策法務班長	経営管理部文書総務課政策法務班長
農林水産部農村振興課施設管理係長	農林水産部農村振興課都市農村交流係長
中央病院医療局緩和ケア部長	中央病院医療局緩和ケアセンター部長
中央病院医療局緩和ケア部緩和ケア科医長	中央病院医療局緩和ケアセンター部緩和ケア科医長

(富山県いじめ再調査委員会規則の一部改正)

5 富山県いじめ再調査委員会規則(平成26年富山県規則第49号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成27年規則第50号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例施行規則の一部改正)

2 とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例施行規則(平成21年富山県規則第35号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成27年規則第53号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第79条の表に富山県障害のある人の相談に関する調整委員会の項を加える改正規定 公布の日

(2) 第6条第1項の表厚生部の項の改正規定 平成27年10月1日

(3) 第79条の表富山県本人確認情報保護審議会の項の改正規定 平成27年10月5日

附 則(平成28年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
観光・地域振興局観光課誘客推進係長	観光・地域振興局観光課情報発信・誘客促進係長

観光・地域振興局観光課おもてなし環境・拠点づくり推進係長	観光・地域振興局観光課観光地域づくり推進係長
生活環境文化部文化振興課新近代美術館整備班長	生活環境文化部文化振興課富山県美術館整備班長

附 則(平成28年規則第49号)抄
(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(富山県行政組織規則の一部改正に伴う経過措置)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の出先機関の名称	この規則の施行後の出先機関の名称
身体障害者更生相談所	障害者相談センター
知的障害者相談センター	障害者相談センター

- 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる出先機関の副主幹又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の副主幹又は主任の職を命ぜられたものとする。
- 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
身体障害者更生相談所係長	障害者相談センター係長

附 則(平成29年規則第5号)
(施行期日)

- この規則は、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例(平成28年富山県条例第39号)附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の出先機関の名称	この規則の施行後の出先機関の名称
近代美術館	富山県美術館

- 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる出先機関の主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる出先機関の主任の職を命ぜられたものとする。
- 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
近代美術館長	富山県美術館長
近代美術館副館長	富山県美術館副館長
近代美術館学芸課長	富山県美術館学芸課長
近代美術館学芸課係長	富山県美術館学芸課係長
近代美術館普及課長	富山県美術館普及課長
近代美術館普及課係長	富山県美術館普及課係長

附 則(平成29年規則第10号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年規則第24号)
(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第79条の改正規定(同条の表富山県医療審議会の項に係る部分に限る。)は、平成29年4月2日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる室又は課の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は課の職員となるものとする。

この規則の施行前の室又は課の名称	この規則の施行後の室又は課の名称
知事政策局秘書課	総合政策局秘書課

知事政策局消防課	総合政策局消防課
知事政策局防災・危機管理課	総合政策局防災・危機管理課
知事政策局総合交通政策室	観光・交通・地域振興局総合交通政策室
観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課	観光・交通・地域振興局地域振興課
観光・地域振興局観光課	観光・交通・地域振興局観光振興室
観光・地域振興局国際課	総合政策局国際課
厚生部児童青年家庭課	厚生部子ども支援課

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる室又は課の主幹、副主幹、主査、主任又は技能主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は課の主幹、副主幹、主査、主任又は技能主任の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
知事政策局秘書課長	総合政策局秘書課長
知事政策局秘書課課長補佐	総合政策局秘書課課長補佐
知事政策局秘書課秘書第一係長	総合政策局秘書課秘書第一係長
知事政策局秘書課秘書第二係長	総合政策局秘書課秘書第二係長
知事政策局秘書課賞勲係長	総合政策局秘書課賞勲係長
知事政策局消防課長	総合政策局消防課長
知事政策局消防課課長補佐	総合政策局消防課課長補佐
知事政策局消防課消防係長	総合政策局消防課消防係長
知事政策局消防課予防係長	総合政策局消防課予防係長
知事政策局消防課防災航空センター所長	総合政策局消防課防災航空センター所長
知事政策局消防課防災航空センター所長代理	総合政策局消防課防災航空センター所長代理
知事政策局防災・危機管理課長	総合政策局防災・危機管理課長
知事政策局防災・危機管理課課長	総合政策局防災・危機管理課課長
知事政策局防災・危機管理課課長補佐	総合政策局防災・危機管理課課長補佐
知事政策局防災・危機管理課安全なまちづくり班長	総合政策局防災・危機管理課安全なまちづくり班長
知事政策局総合交通政策室長	観光・交通・地域振興局総合交通政策室長
知事政策局総合交通政策室課長補佐	観光・交通・地域振興局総合交通政策室課長補佐
知事政策局総合交通政策室並行在来線・広域交通対策班長	観光・交通・地域振興局総合交通政策室並行在来線・広域交通対策班長
知事政策局総合交通政策室航空路線利用促進班長	観光・交通・地域振興局総合交通政策室航空路線利用促進班長
知事政策局総合交通政策室空港施設班長	観光・交通・地域振興局総合交通政策室空港施設班長
観光・地域振興局課長	観光・交通・地域振興局課長
観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課長	観光・交通・地域振興局地域振興課長
観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課課長補佐	観光・交通・地域振興局地域振興課課長補佐
観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課地域資源・ブランド係長	観光・交通・地域振興局地域振興課地域資源・ブランド係長
観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課定住・交流促進係長	観光・交通・地域振興局地域振興課定住・交流促進係長
観光・地域振興局観光課国際観光班長	観光・交通・地域振興局観光振興室国際観光班長
観光・地域振興局国際課長	総合政策局国際課長
観光・地域振興局国際課課長補佐	総合政策局国際課課長補佐
観光・地域振興局国際課企画係長	総合政策局国際課企画係長
観光・地域振興局国際課国際交流係長	総合政策局国際課国際交流係長
観光・地域振興局国際課国際協力係長	総合政策局国際課国際協力係長
観光・地域振興局国際課旅券センター所長	総合政策局国際課旅券センター所長

厚生部児童青年家庭課長	厚生部子ども支援課長
厚生部児童青年家庭課課長補佐	厚生部子ども支援課課長補佐
厚生部児童青年家庭課管理係長	厚生部子ども支援課子ども育成係長
厚生部児童青年家庭課青少年係長	厚生部子ども支援課青少年係長
厚生部児童青年家庭課家庭係長	厚生部子ども支援課家庭福祉係長
厚生部児童青年家庭課子育て支援班長	厚生部子ども支援課子育て支援班長

(富山県いじめ再調査委員会規則及び富山県救急業務高度化推進協議会規則の一部改正)

- 5 次に掲げる規則の規定中「知事政策局」を「総合政策局」に改める。
- (1) 富山県いじめ再調査委員会規則(平成26年富山県規則第49号)第9条
(2) 富山県救急業務高度化推進協議会規則(平成26年富山県規則第33号)第11条
(富山県会計規則の一部改正)
- 6 富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例施行規則の一部改正)
- 7 とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例施行規則(平成21年富山県規則第35号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(富山県特定非営利活動促進法施行規則の一部改正)
- 8 富山県特定非営利活動促進法施行規則(平成10年富山県規則第57号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(富山県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)
- 9 富山県男女共同参画推進条例施行規則(平成13年富山県規則第8号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(富山県通訳案内士法施行規則の一部改正)
- 10 富山県通訳案内士法施行規則(昭和53年富山県規則第29号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附 則(平成29年規則第43号)
この規則は、平成29年10月1日から施行する。
附 則(平成30年規則第28号)

- (施行期日)
- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる課又は出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の課又は出先機関の名称	この規則の施行後の課又は出先機関の名称
商工労働部労働雇用課	商工労働部労働政策課
商工労働部職業能力開発課	商工労働部労働政策課
薬事研究所	薬事総合研究開発センター
工業技術センター	産業技術研究開発センター

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹、主査、主任、技能主任、副主幹研究員又は主任研究員の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹、主査、主任、技能主任、副主幹研究員又は主任研究員の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
観光・交通・地域振興局地域振興課地域資源・ブランド係長	観光・交通・地域振興局地域振興課企画・ブランド係長
商工労働部職業能力開発課副係長	商工労働部労働政策課副係長
農林水産部農村振興課中山間地域振興班長	農林水産部農村振興課中山間農業振興班長
薬事研究所所長	薬事総合研究開発センター所長
薬事研究所次長	薬事総合研究開発センター次長
薬事研究所総務課長	薬事総合研究開発センター総務課長

薬事研究所薬用植物指導センター所長	薬事総合研究開発センター薬用植物指導センター長
工業技術センター所長	産業技術研究開発センター所長
工業技術センター次長	産業技術研究開発センター次長
工業技術センター企画管理部長	産業技術研究開発センター企画管理部長
工業技術センター企画管理部総務課長	産業技術研究開発センター企画管理部総務課長
工業技術センター企画管理部企画情報課長	産業技術研究開発センター企画管理部企画調整課長
工業技術センターものづくり研究開発センター所長	産業技術研究開発センターものづくり研究開発センター長
工業技術センター生活工学研究所長	産業技術研究開発センター生活工学研究所長
工業技術センター生活工学研究所製品科学課長	産業技術研究開発センター生活工学研究所生活科学課長
工業技術センター生活工学研究所生産システム課長	産業技術研究開発センター生活工学研究所生活資材開発課長
工業技術センター機械電子研究所長	産業技術研究開発センター機械電子研究所長
工業技術センター機械電子研究所機械システム課長	産業技術研究開発センター機械電子研究所機械情報システム課長
工業技術センター機械電子研究所電子技術課長	産業技術研究開発センター機械電子研究所電子デバイス技術課長

(富山県会計規則の一部改正)

- 5 富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成30年規則第37号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第51号)

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則(平成31年規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる室の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室の職員となるものとする。

この規則の施行前の室の名称	この規則の施行後の室の名称
観光・交通・地域振興局総合交通政策室	観光・交通振興局総合交通政策室
観光・交通・地域振興局観光振興室	観光・交通振興局観光振興室

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる室の主幹、副主幹、主査又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室の主幹、副主幹、主査又は主任の職を命ぜられたものとする。

- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
観光・交通・地域振興局観光振興室長	観光・交通振興局観光振興室長
観光・交通・地域振興局観光振興室課長補佐	観光・交通振興局観光振興室課長補佐
観光・交通・地域振興局総合交通政策室長	観光・交通振興局総合交通政策室長
観光・交通・地域振興局総合交通政策室課長補佐	観光・交通振興局総合交通政策室課長補佐
観光・交通・地域振興局総合交通政策室並行在来線・広域交通対策班長	観光・交通振興局総合交通政策室並行在来線・広域交通対策班長
観光・交通・地域振興局総合交通政策室航空路線利用促進班長	観光・交通振興局総合交通政策室航空路線利用促進班長
観光・交通・地域振興局総合交通政策室空港施設班長	観光・交通振興局総合交通政策室空港施設班長
観光・交通・地域振興局総合交通政策室空港施設班副係長	観光・交通振興局総合交通政策室空港施設班副係長
農林水産部農村整備課換地業務係長	農林水産部農村整備課土地改良企画係長
中央病院医療局診療部神経内科医長	中央病院医療局診療部脳神経内科医長

(富山県通訳案内士法施行規則の一部改正)

- 5 富山県通訳案内士法施行規則(昭和53年富山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和元年規則第44号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第79条の表富山県卸売市場審議会の項を削る改正規定は、同年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる室の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室の職員となるものとする。

この規則の施行前の室の名称	この規則の施行後の室の名称
総合政策局地域振興・中山間対策室	総合政策局地方創生・中山間対策室

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる室の主幹、副主幹、主査又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室の主幹、副主幹、主査又は主任の職を命ぜられたものとする。

- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
総合政策局地域振興・中山間対策室長	総合政策局地方創生・中山間対策室長
観光・交通振興局総合交通政策室並行在来線・広域交通対策班長	観光・交通振興局総合交通政策室広域交通対策・LRT化検討班長
中央病院医療局診療部内科・和漢リウマチ科医長	中央病院医療局診療部リウマチ・和漢診療科医長
中央病院医療局研修部長	中央病院医療局研究研修センター部長
中央病院医療局研修部研究・研修室長	中央病院医療局研究研修センター一部研究・研修室長
中央病院医療局研修部臨床研修室長	中央病院医療局研究研修センター一部臨床研修室長
中央病院医療局救命救急センター一部救命センター科医長	中央病院医療局救命救急センター一部救急科医長

附 則(令和2年規則第50号)

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる室又は課の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は課の職員となるものとする。

この規則の施行前の室又は課の名称	この規則の施行後の室又は課の名称
総合政策局秘書課	知事政策局秘書課
総合政策局消防課	危機管理局消防課
総合政策局防災・危機管理課	危機管理局防災・危機管理課
総合政策局スポーツ振興課	地方創生局スポーツ振興課
総合政策局少子化対策・県民活躍課	知事政策局働き方改革・女性活躍推進室
総合政策局国際課	生活環境文化部国際課
総合政策局地方創生・中山間対策室	地方創生局ワンチームとやま推進室
総合政策局移住・UIターン促進課	地方創生局ワンチームとやま推進室
観光・交通振興局総合交通政策室	地方創生局総合交通政策室
観光・交通振興局観光振興室	地方創生局観光振興室
経営管理部情報政策課	知事政策局デジタル化推進室
経営管理部文書総務課	経営管理部総務課
経営管理部市町村支援課	地方創生局ワンチームとやま推進室

経営管理部広報課	知事政策局広報課
厚生部健康課	厚生部健康対策室
商工労働部経営支援課	商工労働部地域産業支援課
商工労働部商業まちづくり課	商工労働部地域産業支援課

3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる室又は課の主幹、副主幹、主査、主任又は技能主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は課の主幹、副主幹、主査、主任又は技能主任の職を命ぜられたものとする。

4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
総合政策局企画調整室長	知事政策局成長戦略室長
総合政策局秘書課長	知事政策局秘書課長
総合政策局秘書課課長補佐	知事政策局秘書課課長補佐
総合政策局秘書課秘書第一係長	知事政策局秘書課秘書第一係長
総合政策局秘書課秘書第二係長	知事政策局秘書課秘書第二係長
総合政策局秘書課賞勲係長	知事政策局秘書課賞勲係長
総合政策局秘書課係長	知事政策局秘書課係長
総合政策局消防課長	危機管理局消防課長
総合政策局消防課課長補佐	危機管理局消防課課長補佐
総合政策局消防課消防係長	危機管理局消防課消防係長
総合政策局消防課予防係長	危機管理局消防課予防係長
総合政策局消防課防災航空センター所長	危機管理局消防課防災航空センター所長
総合政策局防災・危機管理課長	危機管理局防災・危機管理課長
総合政策局防災・危機管理課課長補佐	危機管理局防災・危機管理課課長補佐
総合政策局スポーツ振興課長	地方創生局スポーツ振興課長
総合政策局スポーツ振興課課長	地方創生局スポーツ振興課課長
総合政策局スポーツ振興課課長補佐	地方創生局スポーツ振興課課長補佐
総合政策局スポーツ振興課スポーツ活性化係長	地方創生局スポーツ振興課スポーツ活性化係長
総合政策局スポーツ振興課生涯スポーツ係長	地方創生局スポーツ振興課生涯スポーツ係長
総合政策局スポーツ振興課競技スポーツ係長	地方創生局スポーツ振興課競技スポーツ係長
総合政策局スポーツ振興課富山マラソン推進班長	地方創生局スポーツ振興課富山マラソン推進班長
総合政策局スポーツ振興課武道館等整備班長	地方創生局スポーツ振興課武道館等整備班長
総合政策局国際課長	生活環境文化部国際課長
総合政策局国際課課長補佐	生活環境文化部国際課課長補佐
総合政策局国際課多文化共生係長	生活環境文化部国際課多文化共生係長
総合政策局国際課国際交流係長	生活環境文化部国際課国際交流係長
総合政策局国際課旅券センター所長	生活環境文化部国際課旅券センター所長
総合政策局地方創生・中山間対策室地方創生・地域振興課長	地方創生局ワンチームとやま推進室地方創生・地域振興課長
総合政策局地方創生・中山間対策室中山間地域対策課長	地方創生局ワンチームとやま推進室中山間地域対策課長
総合政策局地方創生・中山間対策室課長補佐	地方創生局ワンチームとやま推進室課長補佐
観光・交通振興局総合交通政策室長	地方創生局総合交通政策室長
観光・交通振興局総合交通政策室課長補佐	地方創生局総合交通政策室課長補佐
観光・交通振興局総合交通政策室広域交通対策・LRT化検討班長	地方創生局総合交通政策室広域交通対策・LRT化検討班長
観光・交通振興局総合交通政策室航空政策課長	地方創生局総合交通政策室航空政策課長
観光・交通振興局総合交通政策室航空路線利用促進班長	地方創生局総合交通政策室航空路線利用促進班長

観光・交通振興局総合交通政策室空港施設班長	地方創生局総合交通政策室空港施設班長
観光・交通振興局観光振興室長	地方創生局観光振興室長
観光・交通振興局観光振興室観光戦略課長	地方創生局観光振興室観光戦略課長
観光・交通振興局観光振興室国際観光課長	地方創生局観光振興室国際観光課長
観光・交通振興局観光振興室コンベンション・賑わい創出課長	地方創生局観光振興室コンベンション・賑わい創出課長
観光・交通振興局観光振興室美しい富山湾活用・保全課長	地方創生局観光振興室美しい富山湾活用・保全課長
観光・交通振興局観光振興室課長補佐	地方創生局観光振興室課長補佐
観光・交通振興局観光振興室立山黒部世界ブランド化推進班長	地方創生局観光振興室立山黒部観光戦略班長
経営管理部人事課行政改革・経営班長	経営管理部総務課行政経営班長
経営管理部情報政策課情報企画監	知事政策局デジタル化推進室情報企画監
経営管理部情報政策課課長補佐	知事政策局デジタル化推進室課長補佐
経営管理部文書総務課長	経営管理部総務課長
経営管理部文書総務課課長補佐	経営管理部総務課課長補佐
経営管理部文書総務課法規係長	経営管理部総務課法規係長
経営管理部文書総務課総務係長	経営管理部総務課文書管理係長
経営管理部文書総務課情報公開係長	経営管理部総務課情報公開係長
経営管理部文書総務課政策法務班長	経営管理部総務課政策法務班長
経営管理部広報課長	知事政策局広報課長
経営管理部広報課課長補佐	知事政策局広報課課長補佐
経営管理部広報課企画・報道係長	知事政策局広報課企画・報道係長
経営管理部広報課県民の声係長	知事政策局広報課県民の声係長
生活環境文化部県民生活課管理係長	生活環境文化部県民生活課県民協働係長
生活環境文化部県民生活課消費生活班長	生活環境文化部県民生活課くらし安全班長
生活環境文化部環境保全課ガス火薬保安係長	危機管理局消防課ガス火薬保安係長
厚生部健康課課長補佐	厚生部健康対策室課長補佐
厚生部健康課がん対策推進班長	厚生部健康対策室がん対策推進班長
厚生部健康課新型コロナウイルス対策班長	厚生部健康対策室新型コロナウイルス対策班長
商工労働部経営支援課金融係長	商工労働部地域産業支援課金融係長
商工労働部商業まちづくり課企画振興係長	商工労働部地域産業支援課企画振興係長
商工労働部商業まちづくり課商業活性化係長	商工労働部地域産業支援課商業活性化係長
農林水産部農業技術課研究・普及振興班長	農林水産部農業技術課研究普及・スマート農業振興班長
砺波土木センター工務第一課道路維持班長	砺波土木センター施設管理課道路維持班長
砺波土木センター工務第一課道路施設班長	砺波土木センター施設管理課道路施設班長

(富山県いじめ再調査委員会規則の一部改正)

- 5 富山県いじめ再調査委員会規則(平成26年富山県規則第49号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県救急業務高度化推進協議会規則の一部改正)

- 6 富山県救急業務高度化推進協議会規則(平成26年富山県規則第33号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県住民基本台帳法施行規則の一部改正)

- 7 富山県住民基本台帳法施行規則(平成14年富山県規則第49号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県会計規則の一部改正)

- 8 富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例施行規則の一部改正)

9 とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例施行規則(平成21年富山県規則第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県特定非営利活動促進法施行規則の一部改正)

10 富山県特定非営利活動促進法施行規則(平成10年富山県規則第57号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

11 富山県男女共同参画推進条例施行規則(平成13年富山県規則第8号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

12 富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則(昭和42年富山県規則第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県貸金業法施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

13 富山県貸金業法施行規則(昭和58年富山県規則第51号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県通訳案内士法施行規則の一部改正)

14 富山県通訳案内士法施行規則(昭和53年富山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和3年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第41条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる課の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は課の職員となるものとする。

この規則の施行前の課の名称	この規則の施行後の室又は課の名称
知事政策局秘書課	経営管理部秘書課
地方創生局スポーツ振興課	生活環境文化部スポーツ振興課
厚生部子ども支援課	厚生部こども家庭室

3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課の主幹、副主幹、主査、主任又は技能主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は課の主幹、副主幹、主査、主任又は技能主任の職を命ぜられたものとする。

4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
知事政策局成長戦略室官民連携・規制緩和推進課長	知事政策局成長戦略室民間活力導入・規制緩和推進課長
知事政策局秘書課長	経営管理部秘書課長
知事政策局秘書課課長補佐	経営管理部秘書課課長補佐
知事政策局秘書課秘書第一係長	経営管理部秘書課秘書第一係長
知事政策局秘書課秘書第二係長	経営管理部秘書課秘書第二係長
知事政策局秘書課賞勲係長	経営管理部秘書課賞勲係長
知事政策局秘書課係長	経営管理部秘書課係長
地方創生局スポーツ振興課長	生活環境文化部スポーツ振興課長
地方創生局スポーツ振興課課長	生活環境文化部スポーツ振興課課長
地方創生局スポーツ振興課課長補佐	生活環境文化部スポーツ振興課課長補佐
地方創生局スポーツ振興課スポーツ活性化係長	生活環境文化部スポーツ振興課スポーツ活性化係長
地方創生局スポーツ振興課生涯スポーツ係長	生活環境文化部スポーツ振興課生涯スポーツ係長
地方創生局スポーツ振興課競技スポーツ係長	生活環境文化部スポーツ振興課競技スポーツ係長

地方創生局スポーツ振興課富山マラソン推進班長	生活環境文化部スポーツ振興課富山マラソン推進班長
地方創生局スポーツ振興課武道館等整備班長	生活環境文化部スポーツ振興課武道館等整備班長
厚生部子ども支援課課長補佐	厚生部こども家庭室課長補佐

(富山県武道館PFI事業者選考審査会規則の一部改正)

- 5 富山県武道館PFI事業者選考審査会規則(令和4年富山県規則第13号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則の一部改正)

- 6 富山県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則(平成11年富山県規則第7号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富山県会計規則の一部改正)

- 7 富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和4年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年規則第32号)

この規則は、令和4年7月1日から施行する。